

巻末資料

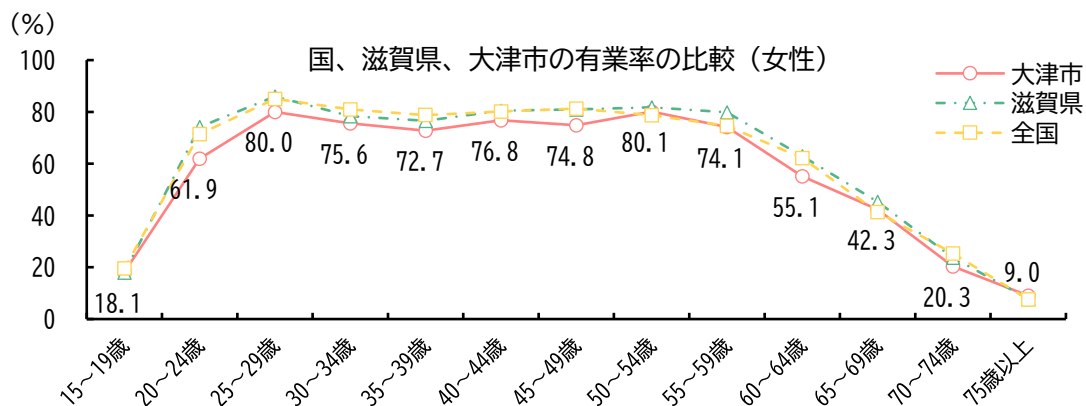
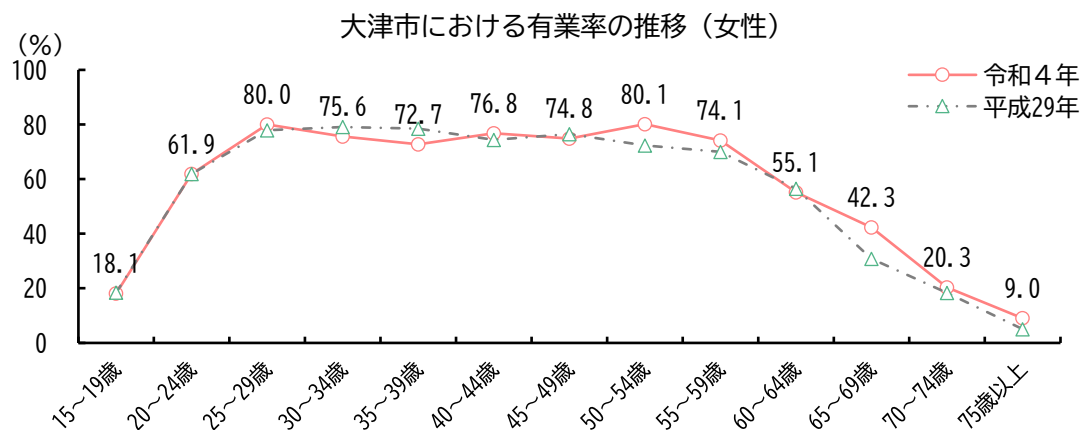
1 こども・子育て、若者に関する調査と概況

※集計結果は全て、小数点以下第2位で四捨五入したものであるため、合計値が 100.0%にならない場合があります。グラフ及び表のn数（number of case）は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

（1）こども・若者の育ちの環境

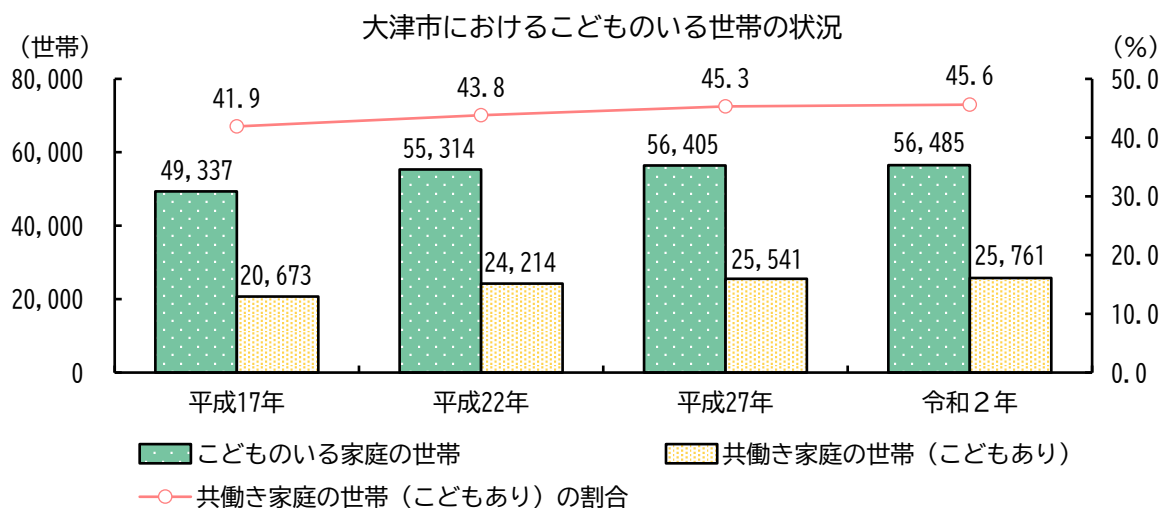
① 女性及びこどものいる家庭の母親の就業状況

令和4年の女性の有業率は、20歳代後半でピークを迎え、30歳代で低下し、その後再び上昇するというM字曲線を描いており、結婚、出産、子育て期に就業している女性の割合が低下していることが分かります。結婚、出産、子育て期である30歳代の有業率は、平成29年と比較し、令和4年では低くなっています。



資料：総務省「就業構造基本調査」（令和4年）

本市における20歳未満のこどもがいる世帯のうち、共働き家庭の世帯数は平成17年以降増加しており、令和2年では25,761世帯と、平成17年と比べて5,088世帯増加しています。また、こどものいる共働き家庭の世帯の割合は、こどものいる家庭の世帯の4割強を占めており、今後もこどものいる共働き家庭の世帯の割合は一定の水準を保って推移していくと考えられます。



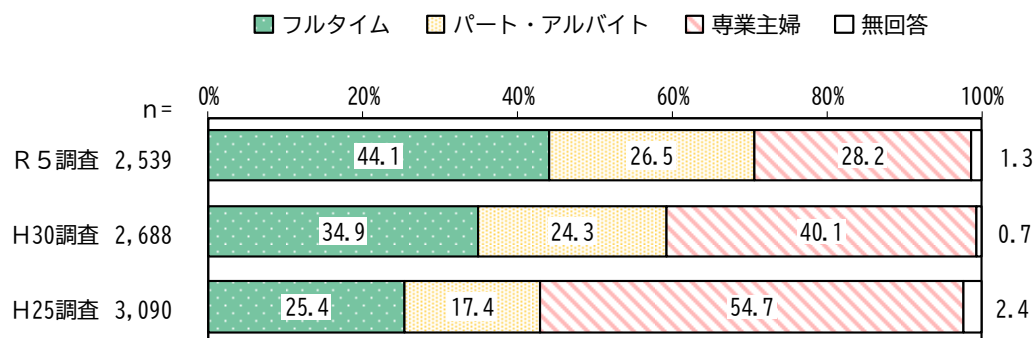
資料：国勢調査

② 未就学児童及び小学校低学年の母親の就労形態

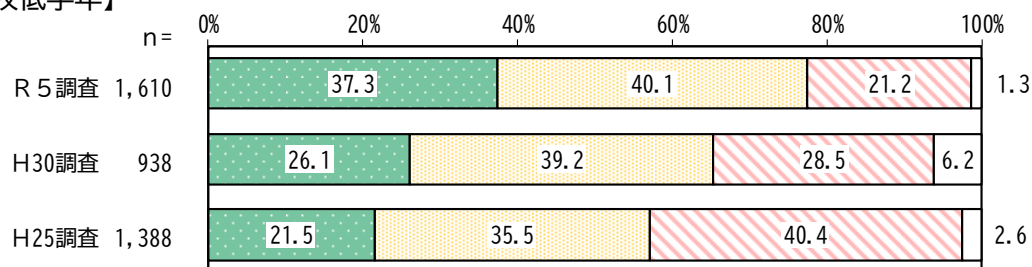
未就学児童及び小学校低学年の母親の就労状況は、前回（平成30年）調査と比べて就労する母親の割合が大きく上昇しており、今後も就労を望む母親が多くなっています。

未就学児童及び小学校低学年の母親の就労状況

【未就学児童】

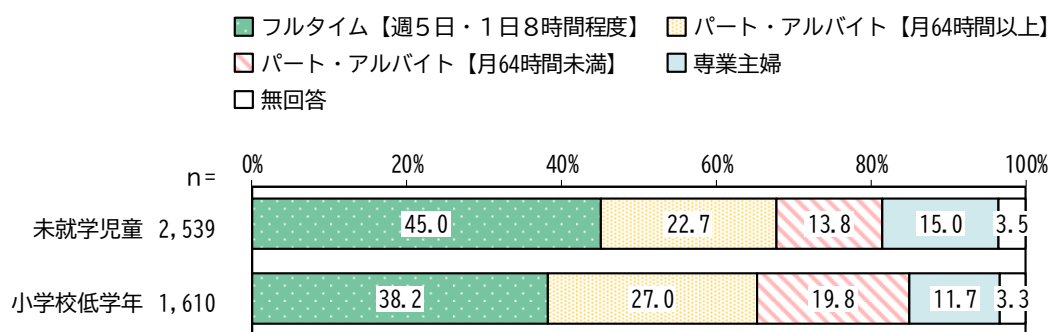


【小学校低学年】



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

将来的な就労希望

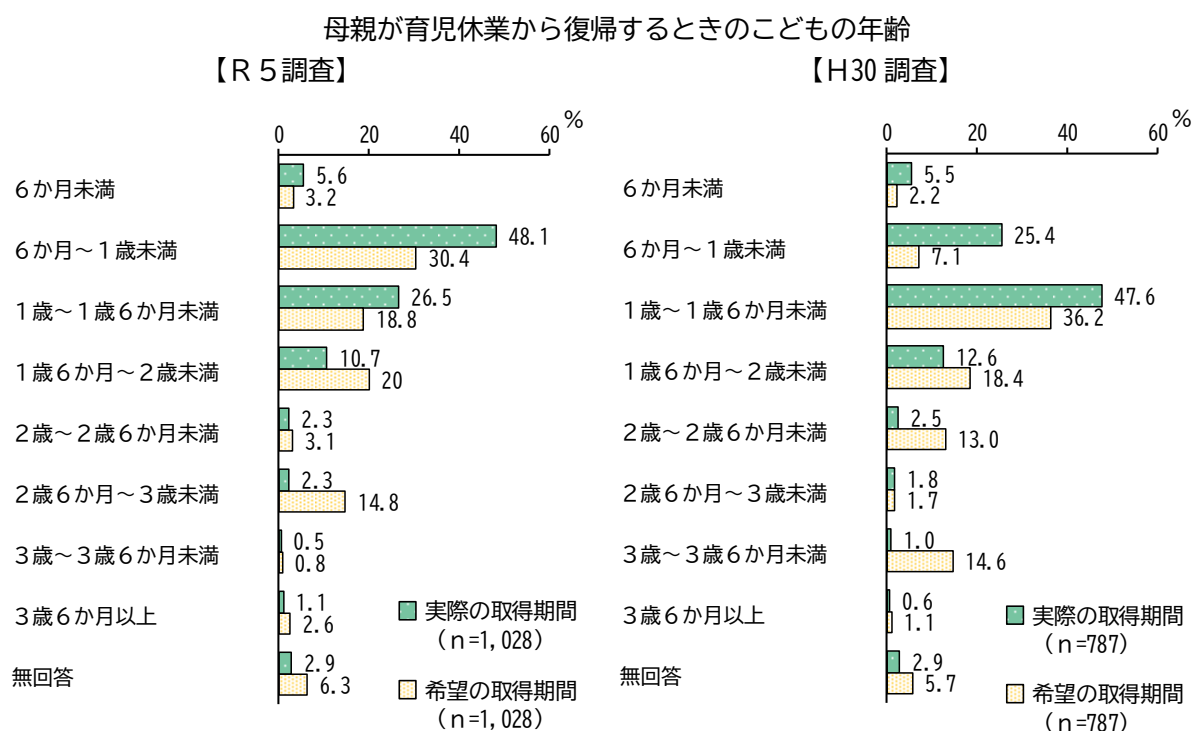


資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

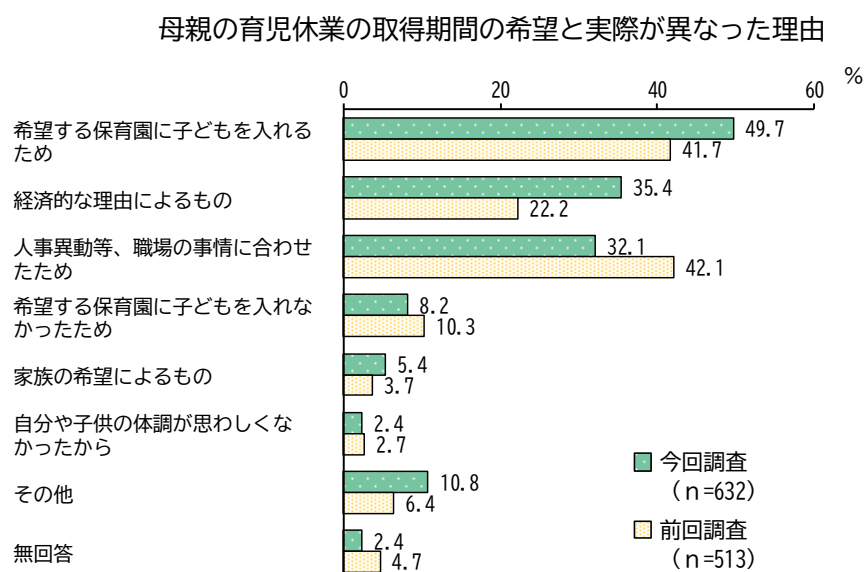
③ 育児休業の取得状況

育児休業の取得期間は、母親では実際の取得期間、希望の取得期間共に、こどもが6か月から1歳未満が最も多くなっており、前回（平成30年）調査と比較して実際の取得期間・希望の取得期間共に短くなっています。

取得期間の希望と实际が異なった理由は、母親では「希望する保育園に子どもを入れるため」、「経済的な理由によるもの」、「人事異動等職場の事情に合わせたため」と回答した割合が多く、特に、母親では「希望する保育園に子どもを入れるため」、「経済的な理由によるもの」と回答した割合は前回調査より多くなっています。

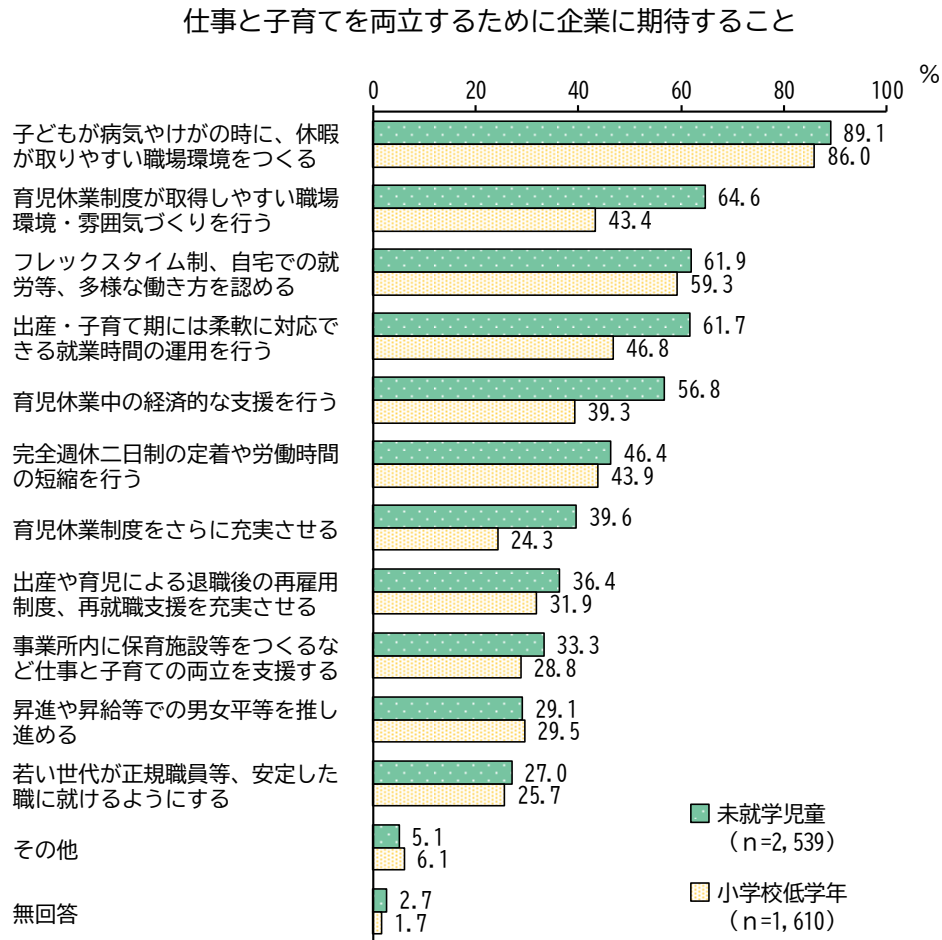


資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

仕事と子育てを両立するために企業に期待することについて、「子どもが病気やけがの時に、休暇が取りやすい職場環境をつくる」「育児休業制度が取得しやすい職場環境・雰囲気づくりを行う」等が上位項目となっています。

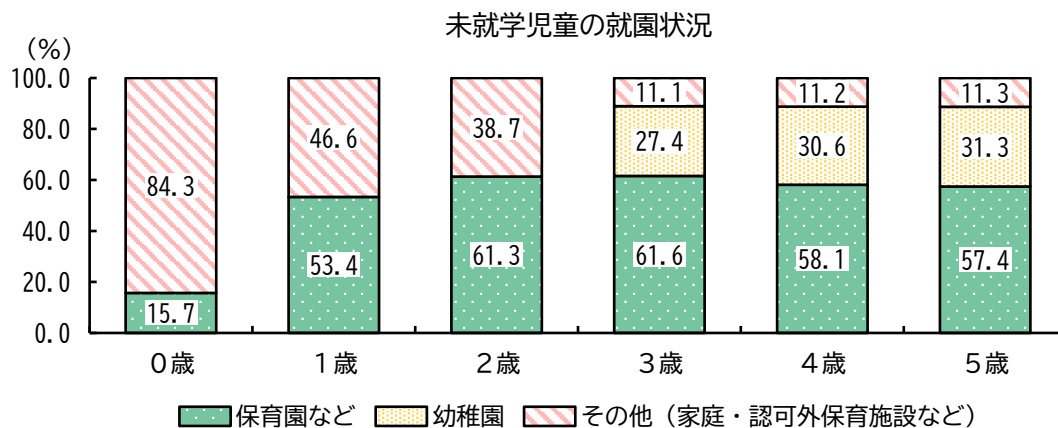


資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

④ 定期的な教育・保育事業の利用

未就学児童の就園状況をみると、0歳では8割以上が家庭にいるものの、1、2歳で保育所等の在園者数が急増しています。

幼稚園へ通園可能となる3歳以上においては、「保育園など」が約6割、「幼稚園」が約3割と約9割が在園しています。

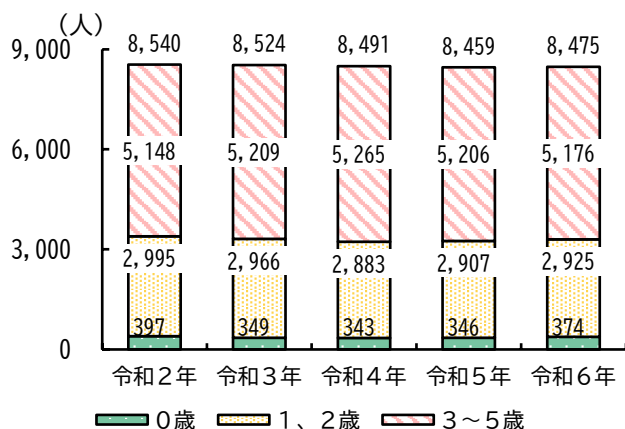


資料：大津市子ども・若者政策課
(令和6年4月1日時点 (幼稚園は令和6年5月1日時点))

認可保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業所の在園児数は、令和6年には8,475人となっており、令和2年と比べて65人減少しています。

待機児童数は令和2年から令和5年にかけて1人～6人で推移していましたが、令和6年に大きく増加し184人となっています。

認可保育所・認定こども園（保育所部分）・
地域型保育事業所の在園児数



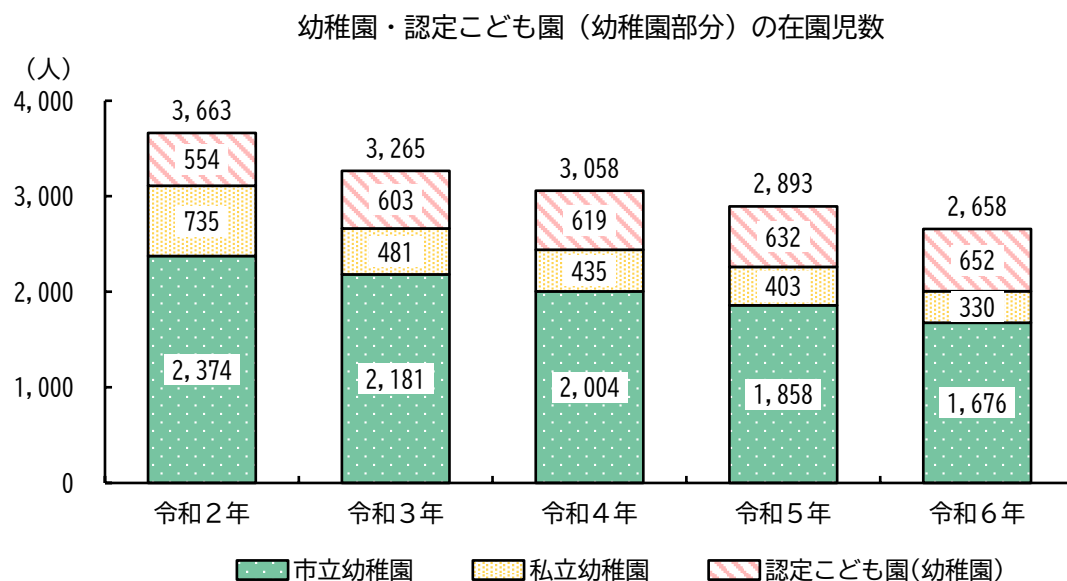
待機児童数の推移

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	1	0	0	0	6
1、2歳児	3	1	2	4	169
3歳以上児	0	0	2	2	9
全体	4	1	4	6	184

※広域委託を含む
資料：大津市子ども・若者政策課（各年4月現在）

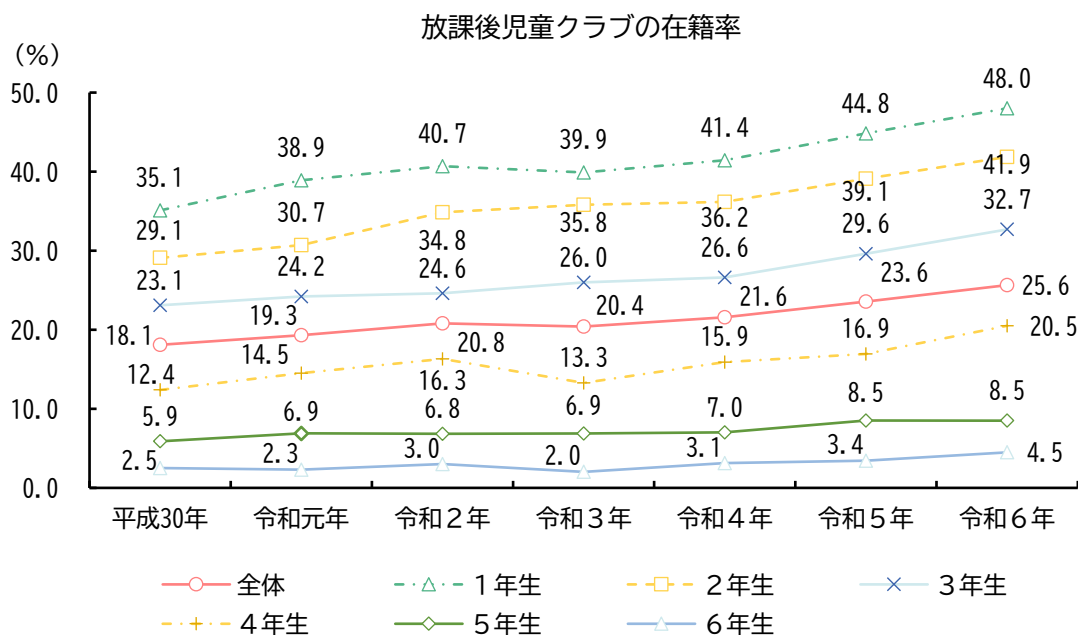
幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の在園児数は令和2年以降減少しており、令和6年では2,658人となっています。



※市内施設のみ

資料：大津市子ども・若者政策課（各年5月1日（認定こども園は4月1日））

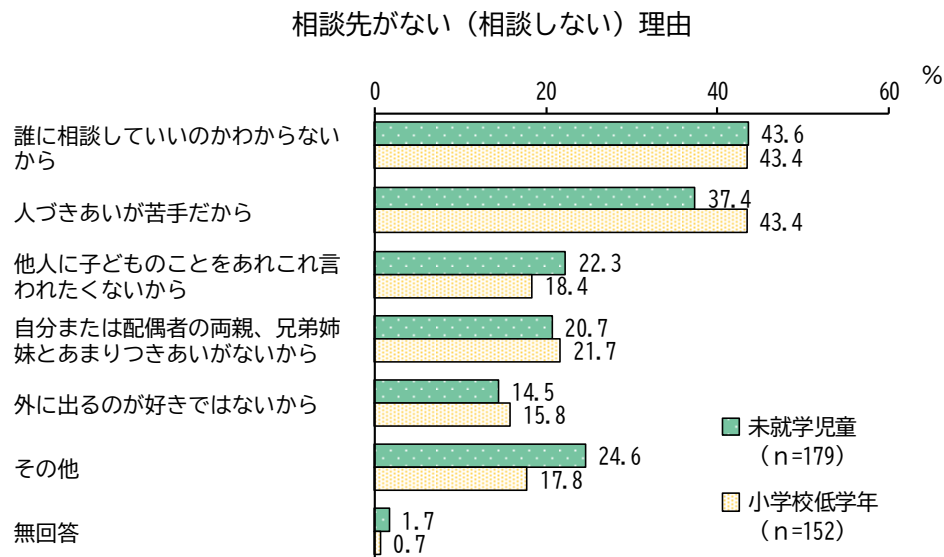
放課後児童クラブの在籍率をみると、低学年を中心に右肩上がりで増加しています。今後も在籍率は全体的に増加すると考えられますが、こどもの人口の減少に伴い、横ばいで推移する局面に差し加えることが予想されます。



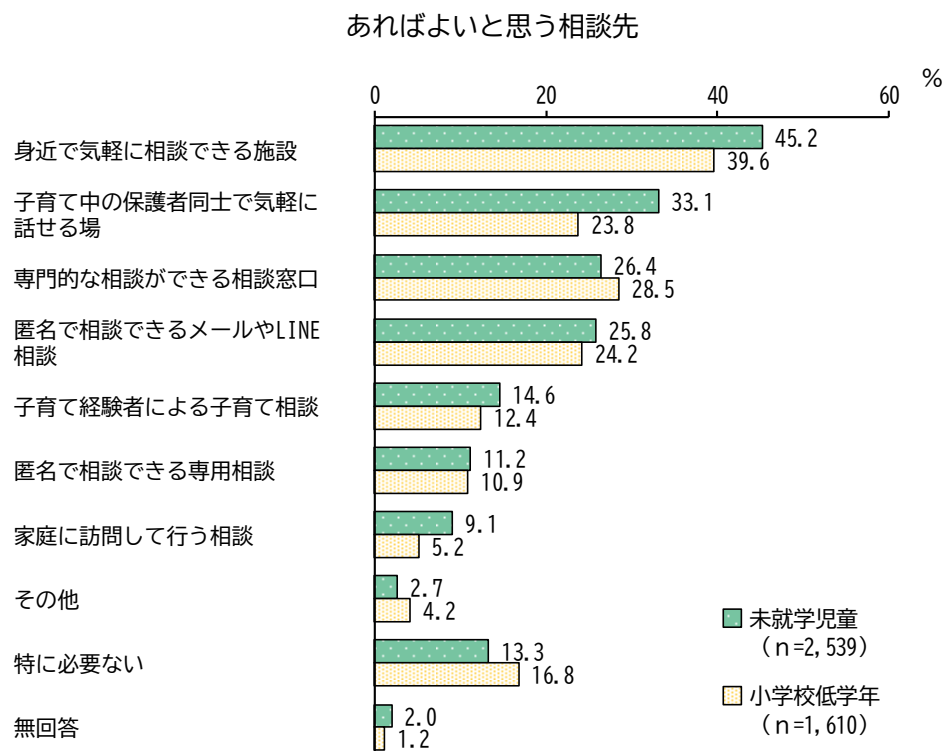
資料：大津市児童クラブ課（各年5月1日現在）

⑤ 子育てに関する相談先がない（相談しない）理由やあればよい相談先

相談先がない（相談しない）理由では、「誰に相談していいのかわからないから」が未就学児童保護者、小学生保護者共に4割を超えており、あればよいと思う相談先には「身近で気軽に相談できる施設」が最も高い割合を占めています。



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

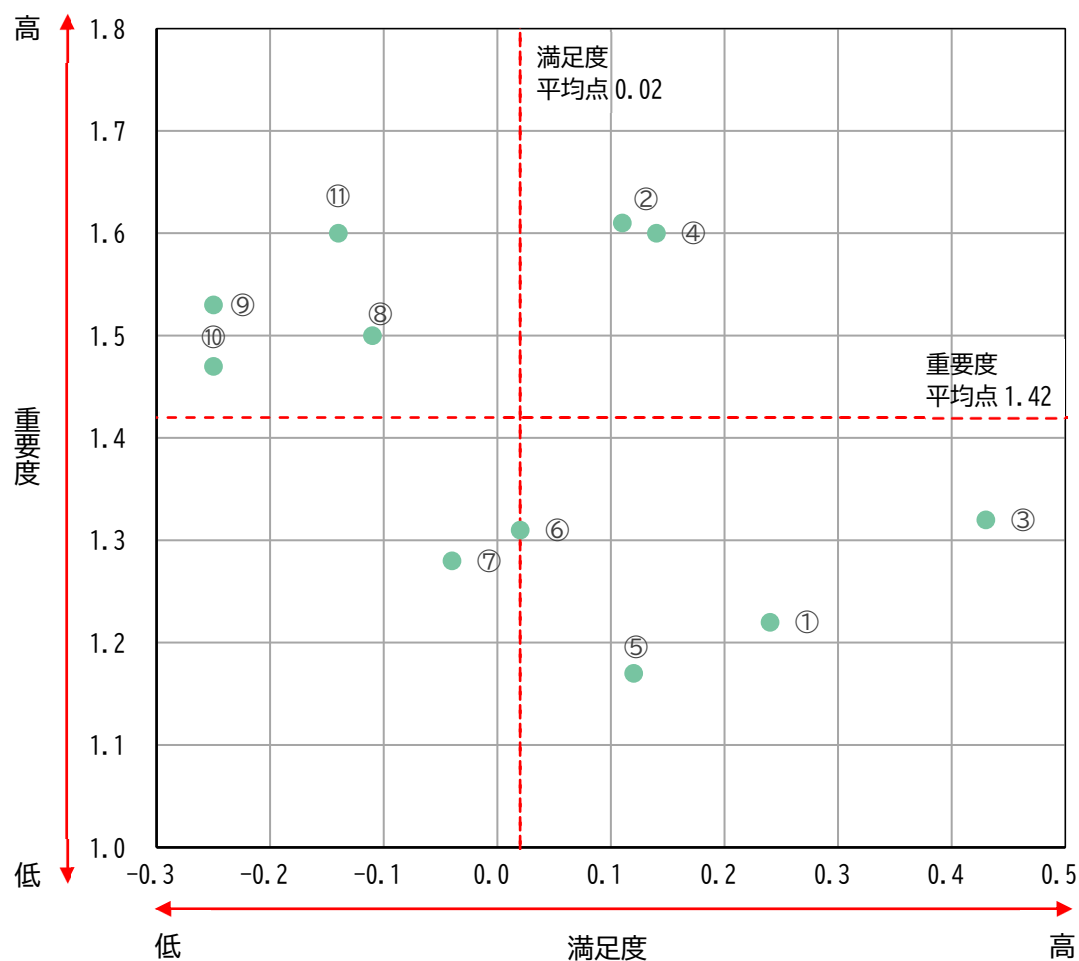


資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

⑥ こども・若者支援施策の重点改善項目の分析

<未就学児童>

「⑧障害のある子ども・若者への支援」、「⑨いじめなどの困難を抱える子ども・若者への支援」、「⑩貧困等の困難な状況にある子どもの学習や生活支援」、「⑪児童虐待を防止するための対策や啓発」が、重要度が高い一方で満足度が低いため、今後の課題として検討が必要であると考えられます。特に、「⑪児童虐待を防止するための対策や啓発」が最重要項目となっていると考えられます。



項目一覧

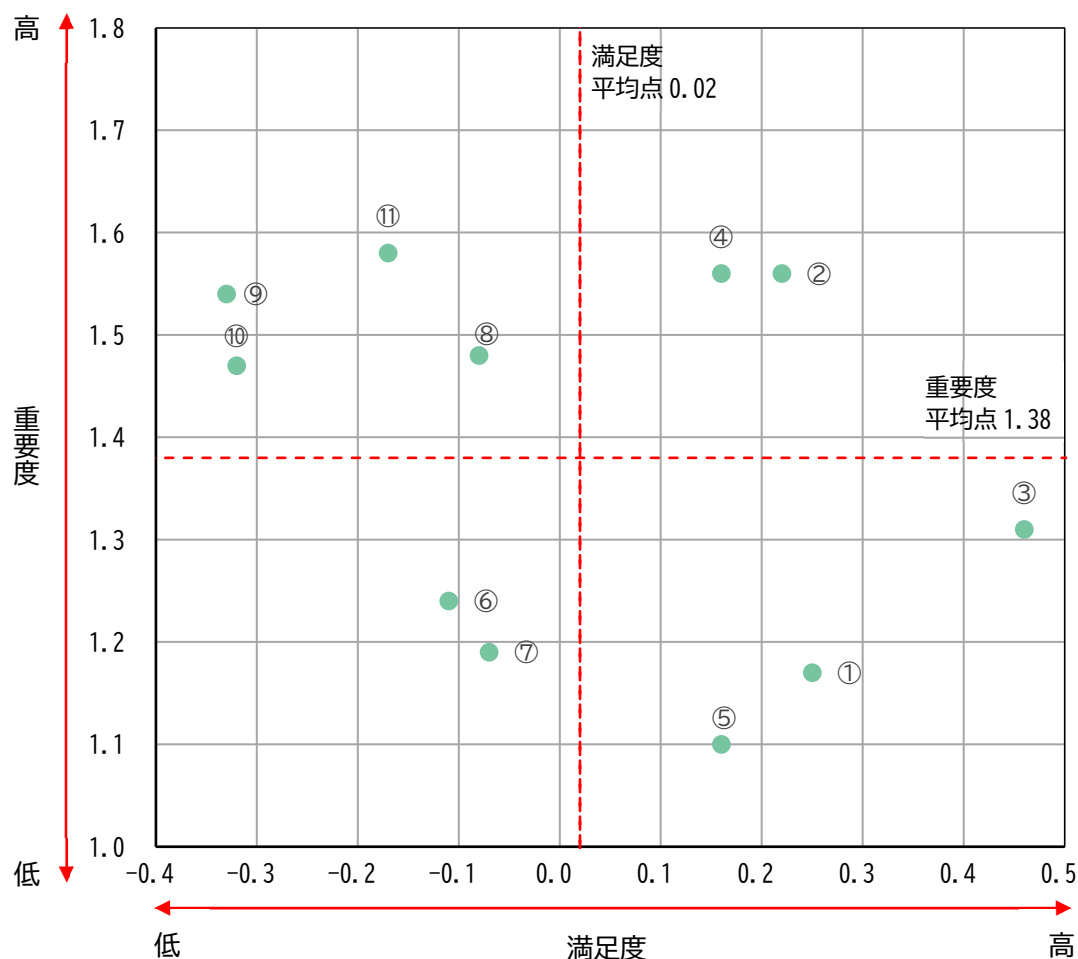
	満足度	重要度
①妊娠・出産・子育てに関する相談窓口等の体制	0.24	1.22
②就労支援としての保育園等の保育サービス環境	0.11	1.61
③幼児教育としての幼稚園の利用のしやすさ	0.43	1.32
④子どもの安心・安全を確保するための活動や環境	0.14	1.60
⑤子どもが参加しやすい多様な体験機会	0.12	1.17
⑥地域における遊び場の提供や親子の居場所づくり	0.02	1.31
⑦地域で子育てを支える社会環境づくり	-0.04	1.28
⑧障害のある子ども・若者への支援	-0.11	1.50
⑨いじめなどの困難を抱える子ども・若者への支援	-0.25	1.53
⑩貧困等の困難な状況にある子どもの学習や生活支援	-0.25	1.47
⑪児童虐待を防止するための対策や啓発	-0.14	1.60

※ グラフの破線は「重要度」・「満足度」の各平均値を示す。表は、「重要度」・「満足度」の各平均値と比較して、重要度が高く満足度が低い（今後の重点課題として検討が考えられる）取組について「薄い網掛け」としている。

資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

<小学校低学年>

未就学児童と同様に「⑧障害のある子ども・若者への支援」、「⑨いじめなどの困難を抱える子ども・若者への支援」、「⑩貧困等の困難な状況にある子どもの学習や生活支援」、「⑪児童虐待を防止するための対策や啓発」が、重要度が高い一方で満足度が低いため、今後の課題として検討が必要であると考えられます。特に、「⑪児童虐待を防止するための対策や啓発」が最重点項目となっていると考えられます。



項目一覧

	満足度	重要度
①妊娠・出産・子育てに関する相談窓口等の体制	0.25	1.17
②就労支援としての保育園等の保育サービス環境	0.22	1.56
③幼児教育としての幼稚園の利用のしやすさ	0.46	1.31
④子どもの安心・安全を確保するための活動や環境	0.16	1.56
⑤子どもが参加しやすい多様な体験機会	0.16	1.10
⑥地域における遊び場の提供や親子の居場所づくり	-0.11	1.24
⑦地域で子育てを支える社会環境づくり	-0.07	1.19
⑧障害のある子ども・若者への支援	-0.08	1.48
⑨いじめなどの困難を抱える子ども・若者への支援	-0.33	1.54
⑩貧困等の困難な状況にある子どもの学習や生活支援	-0.32	1.47
⑪児童虐待を防止するための対策や啓発	-0.17	1.58

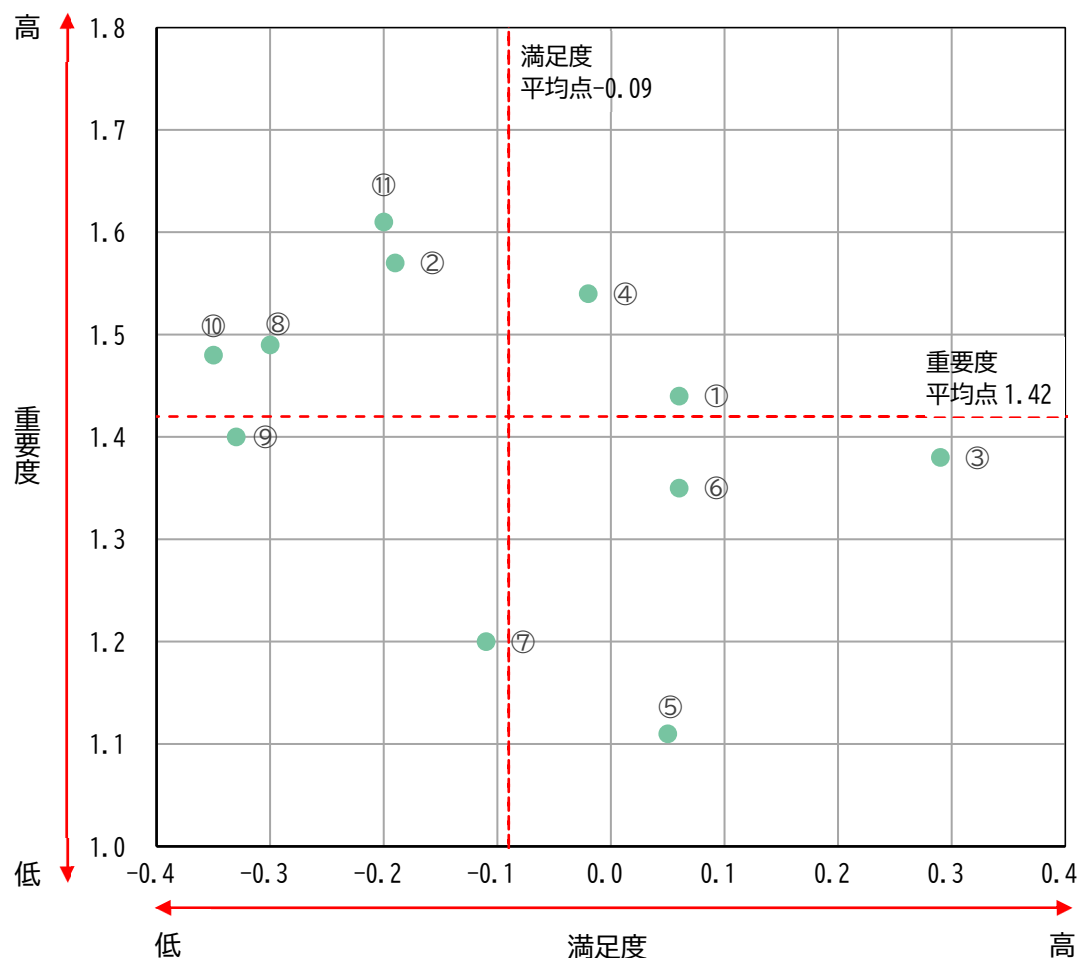
※ グラフの破線は「重要度」「満足度」の各平均値を示す。表は、「重要度」「満足度」の各平均値と比較して、重要度が高く満足度が低い（今後の重点課題として検討が考えられる）取組について「薄い網掛け」としている。

資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

<若者>

「②就労支援としての保育園等の保育サービス環境」、「⑧障害のある子ども・若者への支援」、「⑩貧困等の困難な状況にある子どもの学習や生活支援」、「⑪児童虐待を防止するための対策や啓発」が、重要度が高い一方で満足度が低いため、今後の課題として検討が必要であると考えられます。

また、未就学児童・小学校低学年と比較すると、若者では「②就労支援としての保育園等の保育サービス環境」が重要改善項目として課題となっています。



項目一覧

	満足度	重要度
①妊娠・出産・子育てに関する相談窓口等の体制	0.06	1.44
②就労支援としての保育園等の保育サービス環境	-0.19	1.57
③幼児教育としての幼稚園の利用のしやすさ	0.29	1.38
④子どもの安心・安全を確保するための活動や環境	-0.02	1.54
⑤子どもが参加しやすい多様な体験機会	0.05	1.11
⑥地域における遊び場の提供や親子の居場所づくり	0.06	1.35
⑦地域で子育てを支える社会環境づくり	-0.11	1.20
⑧障害のある子ども・若者への支援	-0.30	1.49
⑨いじめなどの困難を抱える子ども・若者への支援	-0.33	1.40
⑩貧困等の困難な状況にある子どもの学習や生活支援	-0.35	1.48
⑪児童虐待を防止するための対策や啓発	-0.20	1.61

※ グラフの破線は「重要度」「満足度」の各平均値を示す。表は、「重要度」「満足度」の各平均値と比較して、重要度が高く満足度が低い（今後の重点課題として検討が考えられる）取組について「薄い網掛け」としている。

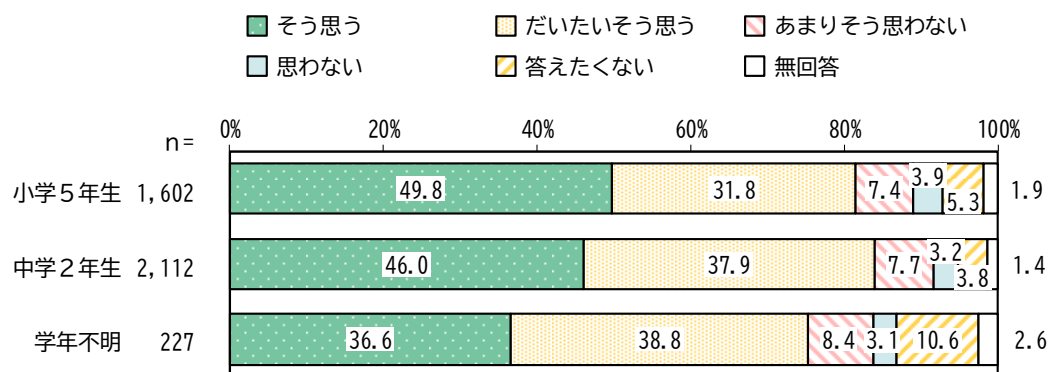
資料：天津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

⑦ こども・若者の意見表明

家庭や学校で考えや思っていることを聞いてもらっていると思うかについては、「そう思う」と「だいたいそう思う」を合わせた、『考えや思っていることを聞いてもらっていると思う』人が、小学校5年生で81.6%、中学校2年生で83.9%、学年不明で75.4%となっています。

一方で、「あまりそう思わない」と「思わない」を合わせた、『考えや思っていることを聞いてもらっていると思わない』人が、いずれの学年でも1割を超えています。

家庭や学校で考えや思っていることを聞いてもらっていると思うか

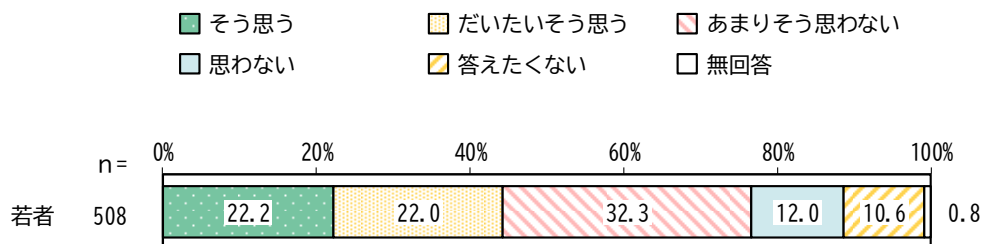


資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

若者について、国や市に対して自分の意見を伝えたいかどうかは、「あまりそう思わない」が32.3%と最も高く、「そう思わない」(12.0%)と合わせると、『(国や市に対して自分の意見を伝えたいと) 思わない』人が44.3%となっています。

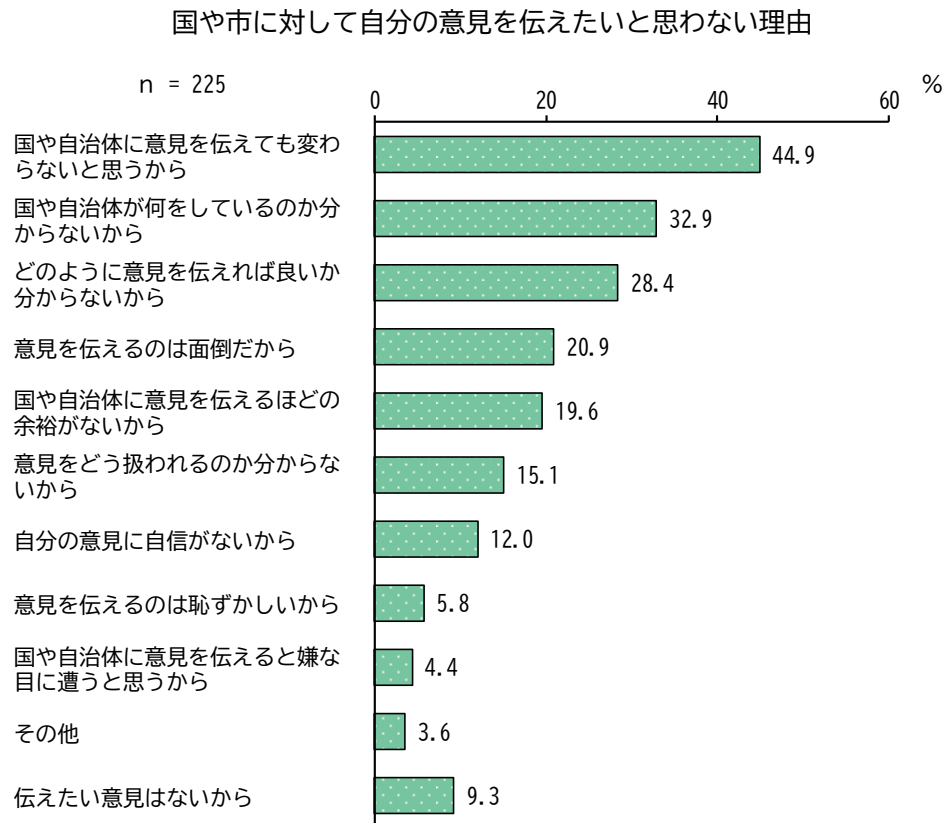
一方で、「そう思う」(22.2%)と「ややそう思う」(22.0%)を合わせた『(国や市に対して自分の意見を伝えたいと) 思う』人が44.2%となっています。

国や市に対して自分の意見を伝えたいか



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

国や市に対して自分の意見を伝えたいと思わない理由は、「国や自治体に意見を伝えても変わらないと思うから」が44.9%と最も高く、次いで「国や自治体は何をしているのか分からないから」(32.9%)、「どのように意見を伝えれば良いか分からないから」(28.4%)となっています。



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

(2) 地域の状況

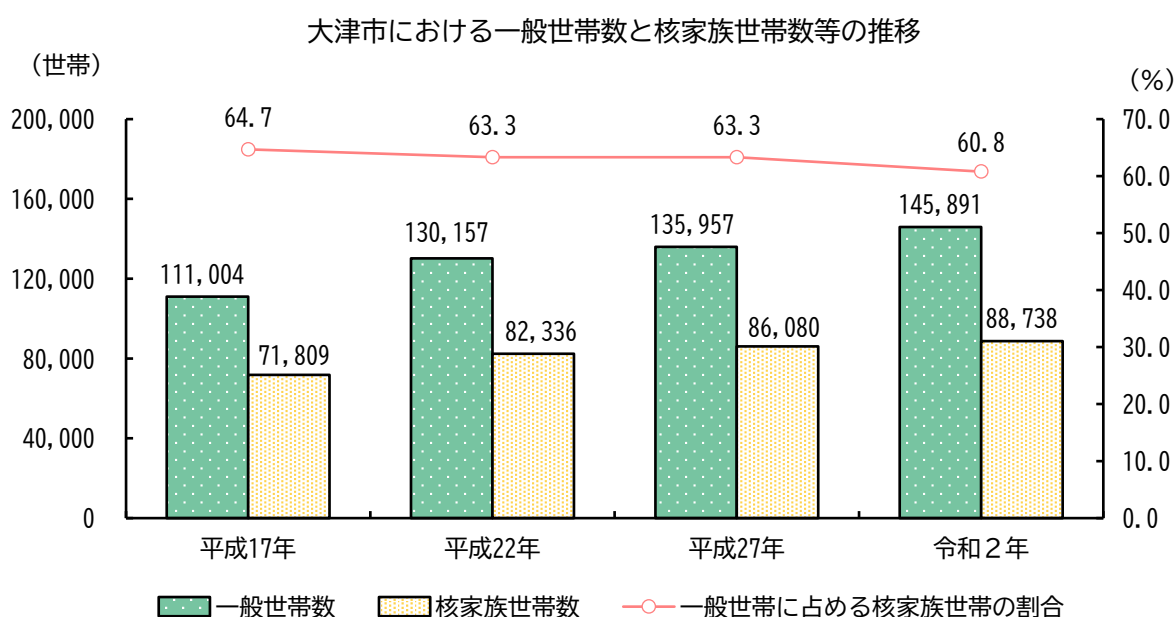
① 世帯の状況

令和2年の総世帯数は145,891世帯で、平成27年の国勢調査と比較して約10,000世帯の増加がみられました。

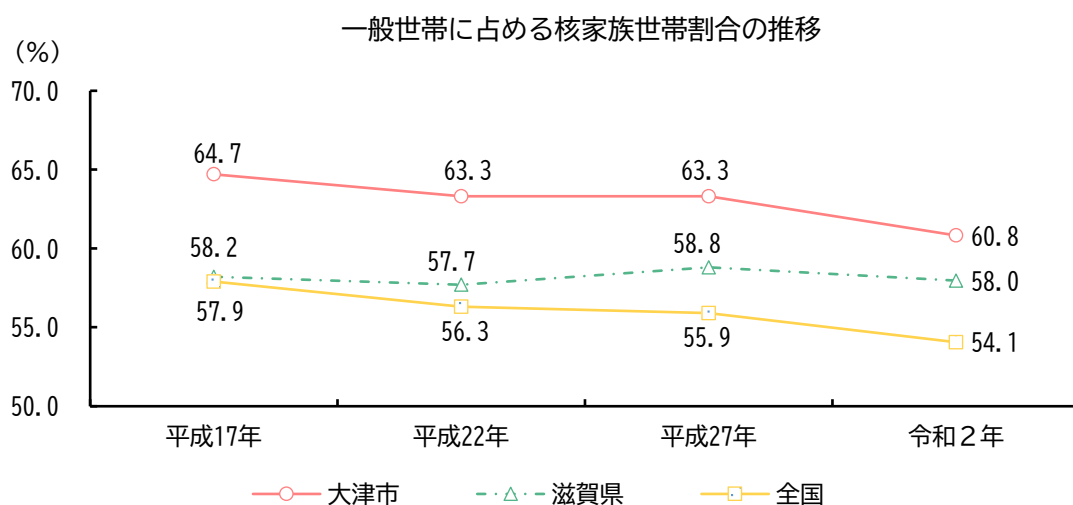
また、平成17年から令和2年にかけて4回分の国勢調査結果における核家族世帯の状況をみると、本市の一般世帯※に占める核家族世帯※の割合は、滋賀県や全国に比べて高くなっています。

※一般世帯：住居と生計を共にしている人の集まり

核家族世帯：一般世帯のうち、夫婦のみの世帯、夫婦とこどもで構成される世帯、男親とこどもで構成される世帯、女親とこどもで構成される世帯のこと



資料：国勢調査



資料：国勢調査

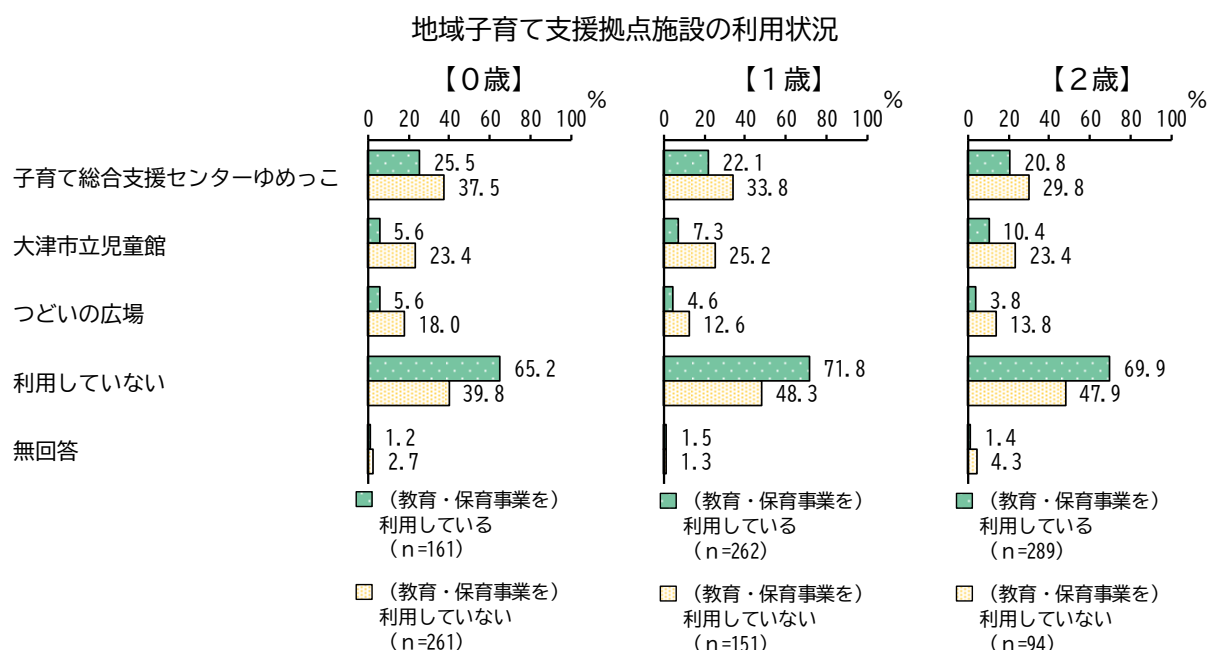
② 地域子育て支援拠点施設の利用状況

全ての年齢で教育・保育事業を利用していない人の地域子育て支援拠点施設の利用が高く、特に、0歳では全ての施設で10ポイント以上の差がみられます。

また、「大津市立児童館」では、全ての年齢で教育・保育事業の利用状況により10ポイント以上の差がみられます。

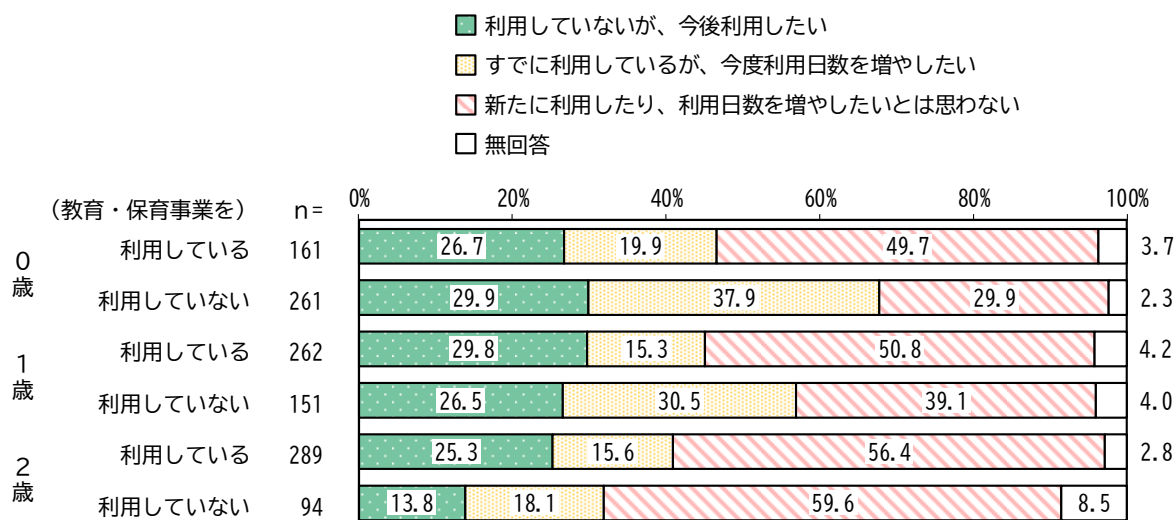
今後の利用意向について教育・保育事業の利用状況別にみると、0歳と教育・保育事業を利用していないでは「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が最も高くなっています。

また、0歳と1歳では、教育・保育事業を利用している人に比べて、利用していない人の今後の利用意向が高くなっています。



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

地域子育て支援拠点施設の今後の利用意向

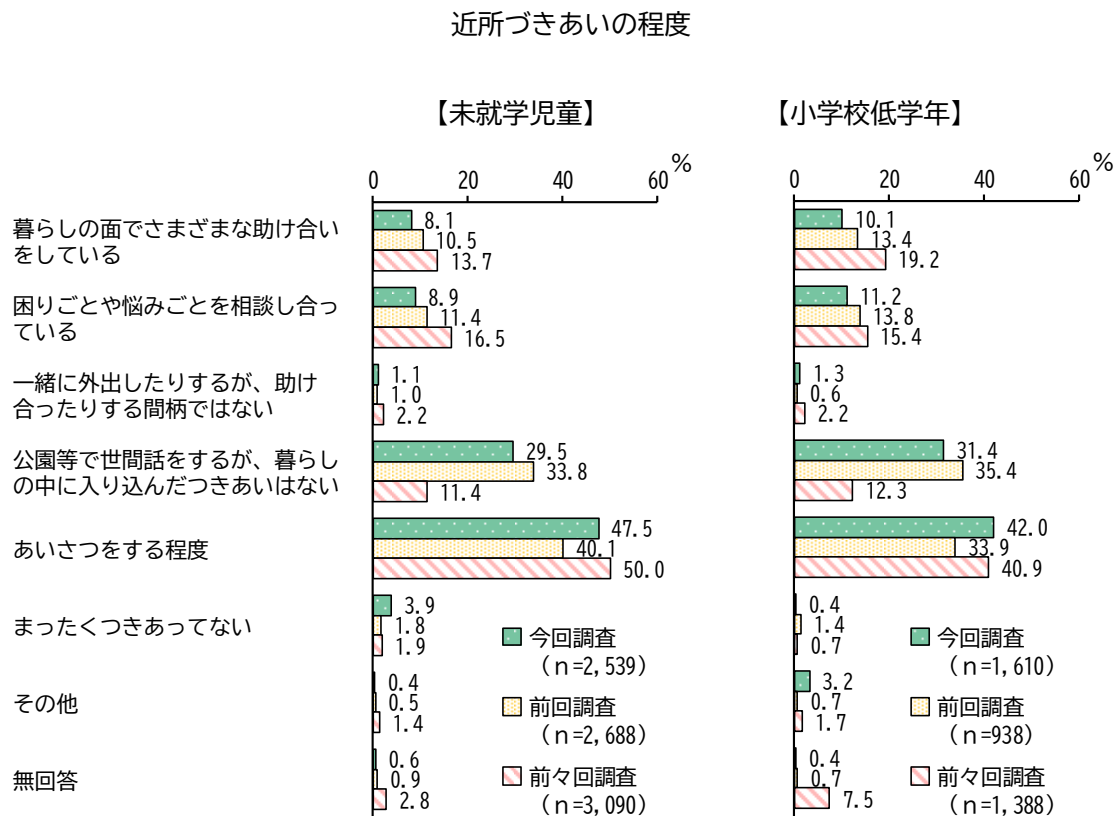


資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

③ 近所づきあいの程度

近所づきあいの程度をみると、未就学児童保護者・小学生保護者共に、「暮らしの面でさまざまな助け合いをしている」や「困りごとや悩みごとを相談し合っている」が低くなっている状況がみられます。

経年比較をみると、未就学児童・小学校低学年共に、「暮らしの面でさまざまな助け合いをしている」や「困りごとや悩みごとを相談し合っている」が低くなる傾向がみられます。



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

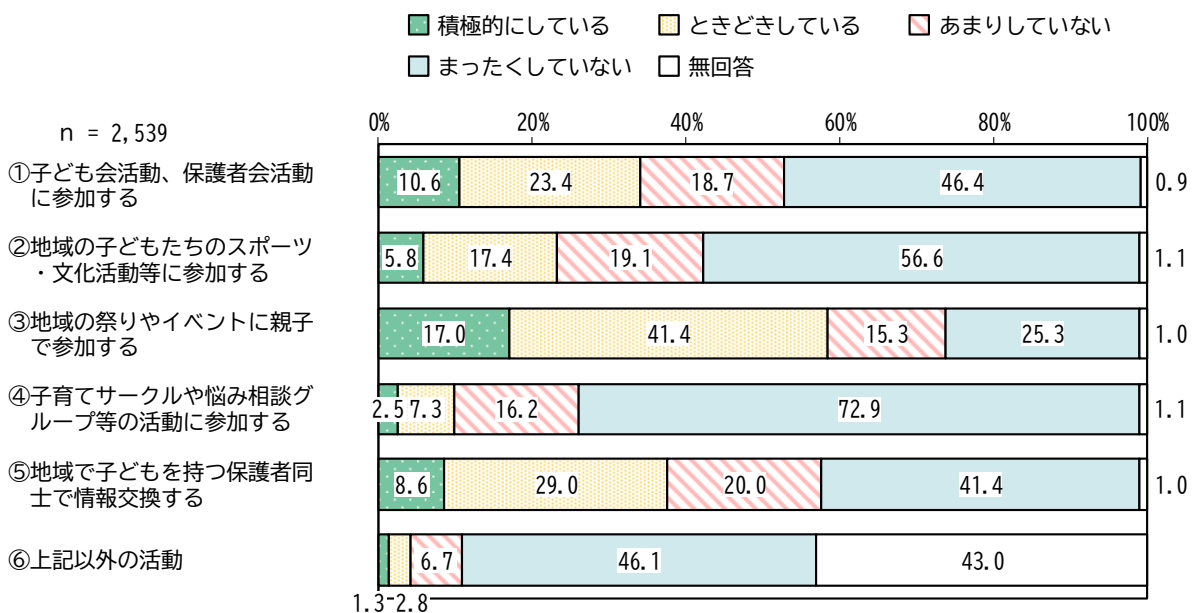
④ 地域のこどもたちに関わる活動や保護者同士の交流への参加状況

地域のこどもたちに関わる活動や保護者同士の交流への参加状況では、小学生保護者に比べて未就学児童保護者の参加が少なくなっています。

地域でこどもを持つ保護者同士で情報交換をしている未就学児童保護者の割合は4割程度となっています。

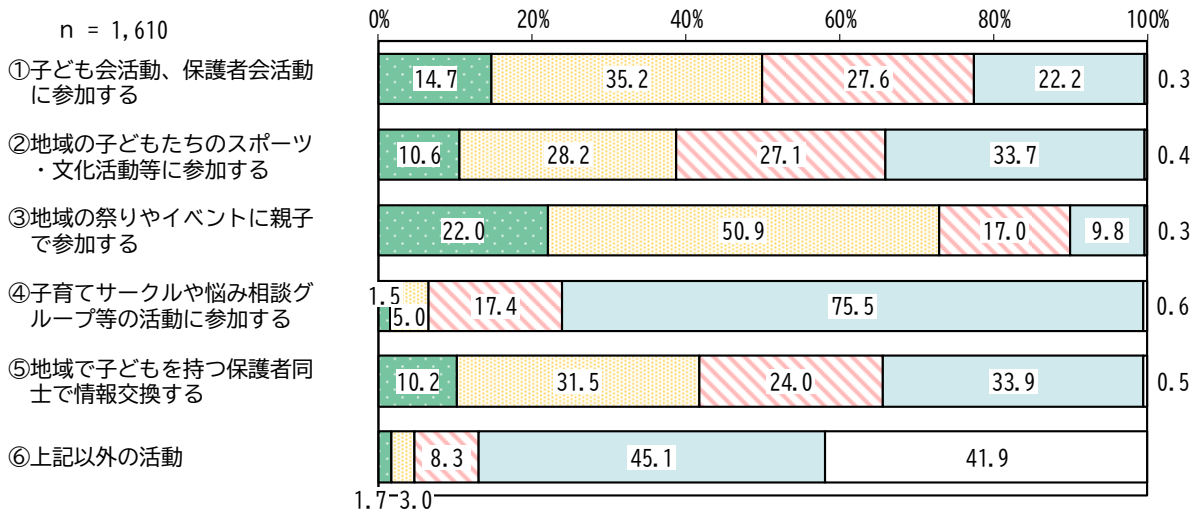
地域のこどもたちに関わる活動や保護者同士の交流への参加状況

【未就学児童】



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

【小学校低学年】

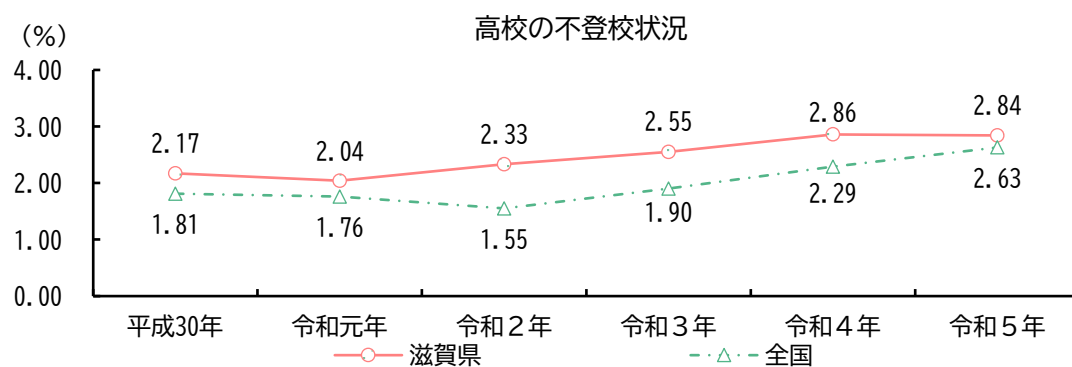
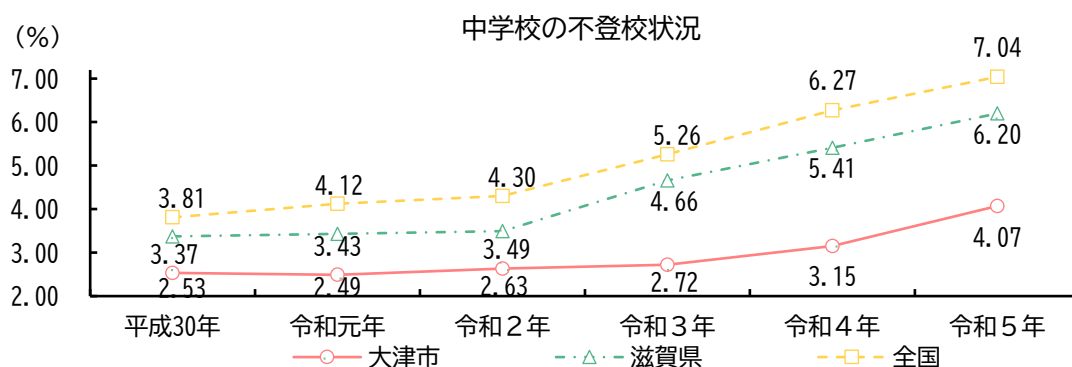
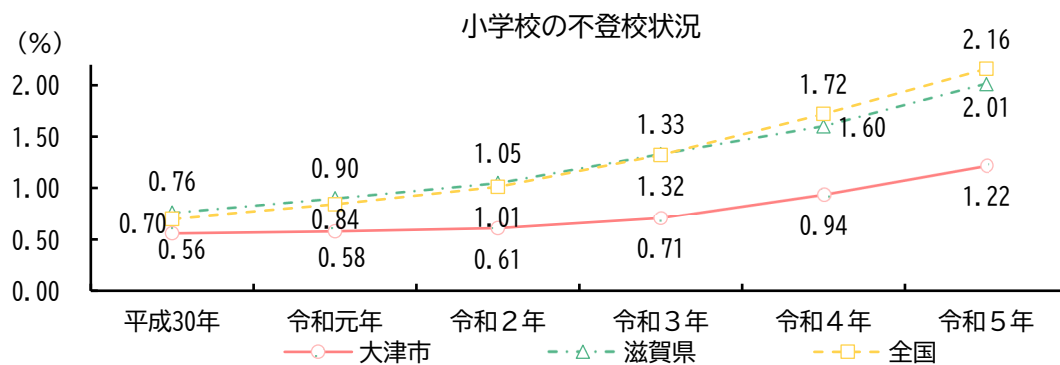


資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

(3) 困難を抱えるこども・若者の状況

① 不登校の状況

本市の不登校児童生徒の在籍率は、年々増加しており令和4年に市立小学校では0.94%、市立中学校では3.15%となっています。全ての年で、全国・県の公立学校より在籍率が低くなっています。



資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

② ひきこもりの状況

ひきこもり状態にある（仕事や育児、病気などの理由以外で外出頻度が少ない期間が長期間に及んでいる）人やその傾向がみられる人は、前回（平成30年）調査に比べて増加しており、長期化している人も一定数みられます。

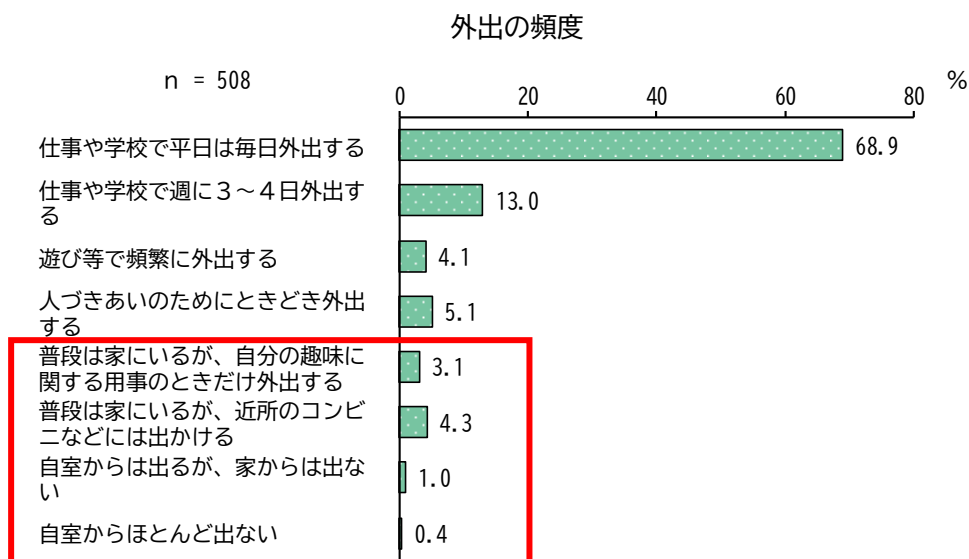
「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事するときだけ外出する」、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」と回答した『外出頻度が少ない人』は約1割みられ、これらのうち、外出頻度が少なくなってから6か月以上経つ人が大半を占めています。また、現在の外出状況となったきっかけは、「学校になじめなかった」「不登校」であるというケースもみられます。

ひきこもりの推計

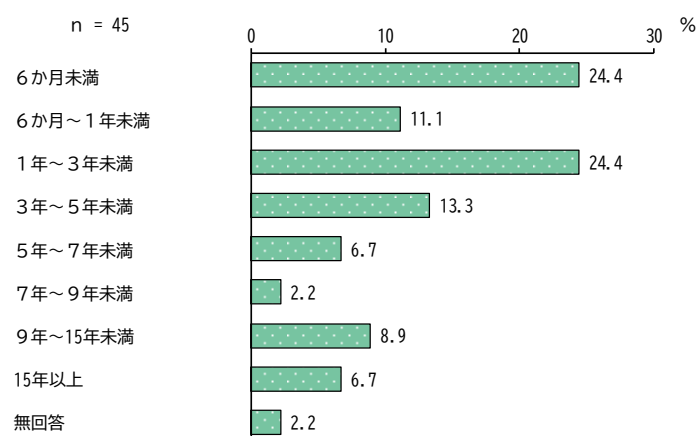
分類	前回調査 (平成30年調査時点)			今回調査 (令和5年調査時点)		
	該当 人数	回答割合	市全体の 推計数	該当 人数	回答割合	市全体の 推計数
ひきこもり群 (①) (広義のひきこもり)	9人	1.81%	1,617人	12人	2.36%	2,032人
狭義のひきこもり	1人	0.20%	174人	5人	0.98%	844人
準ひきこもり	8人	1.61%	1,443人	7人	1.38%	1,188人
ひきこもり親和群 (②)	39人	7.85%	7,038人	47人	9.25%	7,962人
ひきこもり傾向群 (①+②)	48人	9.66%	8,661人	59人	11.61%	9,994人

※ ひきこもり群 (①) とひきこもり親和群 (②) については、「こども・若者の意識と生活に関する調査」(令和5年3月 内閣府) の分類を参考としていますが、①と②をまとめて「ひきこもり傾向群」と称することは、独自の分類です。なお、「市全体の推計値」については調査基準日の15～39歳人口を母数として算出しています。

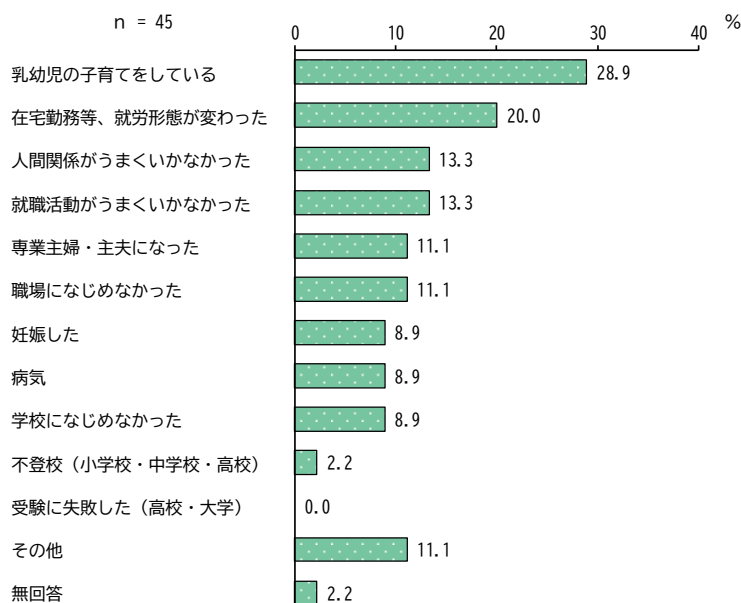
資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査



現在の外出状況になってからの期間



現在の外出状況になったきっかけ



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

③ 非行の状況

検挙・補導された少年の合計人数は令和2年以降減少していますが、刑法犯少年の検挙・補導人数は過去4年間で最も多くなっており、引き続き少年の非行防止に取り組む必要があります。また、初発型非行による検挙・補導人数は万引きが最も多く、学職別検挙・補導人数は中学生・高校生の人数が多くなっています。

刑法犯少年の検挙・補導人数

単位：人

分類	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑法犯	121	143	129	153
特別法犯	8	9	15	27
虞犯、不良行為	680	643	538	429
合計	809	795	682	609

刑法犯少年のうち初発型非行による検挙・補導人数

単位：人

分類	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
万引き	35	34	32	48
自転車盗	5	6	7	11
オートバイ盗	8	6	1	4
占有離脱物横領	6	5	1	8
合計	54	51	41	71

刑法犯少年の学職別検挙・補導人数

単位：人

分類	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
未就学	0	0	0	0
小学生	10	12	19	16
中学生	51	61	33	46
高校生	19	16	29	42
その他の学生	12	3	5	11
有職少年	7	14	7	11
無職少年	1	9	6	4
合計	100	115	99	130

※刑法犯少年：刑法に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年

特別法犯少年：刑法以外の法令に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年

虞犯少年：一定の不良行状（虞犯事由）があって、かつその性格または環境に照らして、罪を犯しまたは触法行為をするおそれ（虞犯性）がある少年

不良行為少年：非行には該当しないが、喫煙、深夜徘徊、その他自己または他人の徳性を害する行為をしている少年

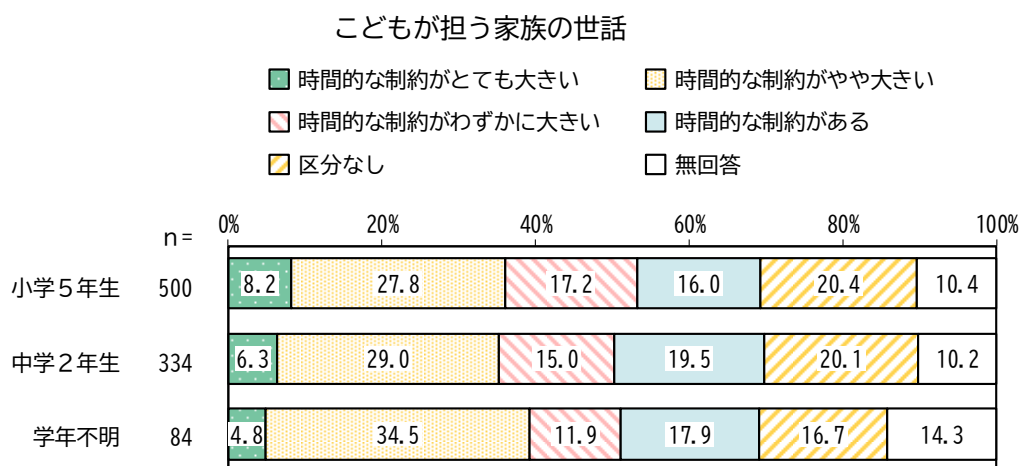
犯罪少年：14歳以上20歳未満の少年で罪を犯した者

触法少年：14歳未満の少年で罪を犯した者

資料：大津警察署・大津北警察署

④ こどもが担う家族の世話の影響や相談状況

ほぼ毎日3時間以上の世話をしているこどもは小学校5年生で8.2%、中学校2年生で6.3%います。また、時間的な制約が大きくなるほど、学校での勉強や日常生活に支障が出ている傾向が表れています。



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

【参考】世話の時間的制約による区分の考え方

		平日 1 日あたりの時間数		
		3 時間未満	3 時間以上	答えたくない
頻度	だいたい毎日	制約がやや大きい	制約がとても大きい	区分なし
	1 週間に 3 ～ 5 日	制約がわずかに大きい	制約がやや大きい	
	1 週間に 1 ～ 2 日	制約がある	制約がわずかに大きい	
	1 か月に数日以下			
	答えたくない			

家族内の世話をしていることでできないこと

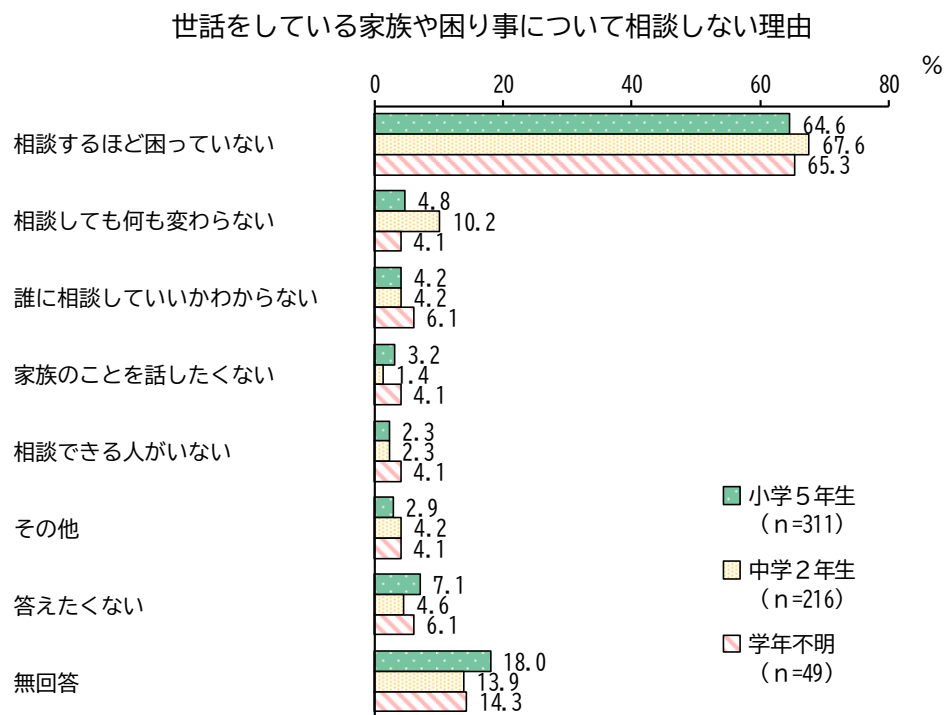
単位：％

		回答者数（人）	自分の好きなことをする	友達と遊ぶ	宿題や勉強をする時間を作る	しっかりと寝る	毎日学校に行く	学校に遅刻せず授業を全て受ける
制約区分	制約がとて大きい	66	40.9	21.2	18.2	19.7	6.1	4.5
	制約がやや大きい	265	20.8	10.9	9.1	8.3	6.8	3.4
	制約がわずかに大きい	146	15.8	6.8	10.3	9.6	6.2	1.4
	制約がある	160	16.9	7.5	7.5	9.4	3.8	2.5

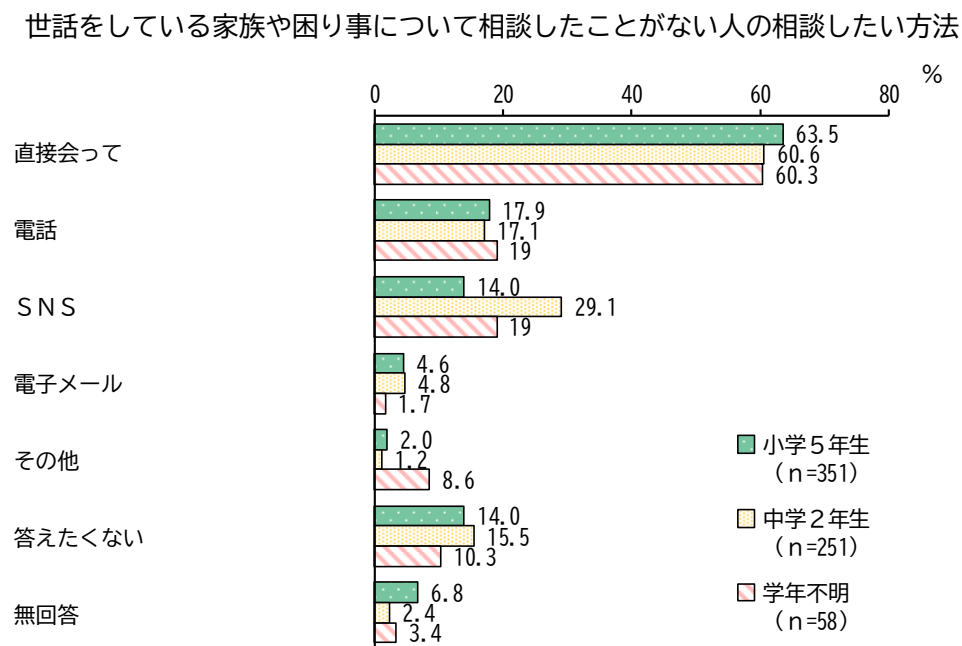
		回答者（人）	習い事に行く	その他	特にな	答えたくない	無回答
制約区分	制約がとて大きい	66	7.6	3.0	51.5	-	-
	制約がやや大きい	265	3.8	1.1	60.4	0.8	1.1
	制約がわずかに大きい	146	1.4	2.1	62.3	2.7	1.4
	制約がある	160	1.9	-	66.9	3.1	1.3

資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

家族の世話を担っているこどもの6割以上は、「相談するほど困っていない」と回答しているものの、「相談しても何も変わらない」「誰に相談していいかわからない」といった相談に対する無力感を抱いている傾向もみられます。また、話をしたり相談したい方法については、「直接会って」と回答した割合が一番高くなっています。



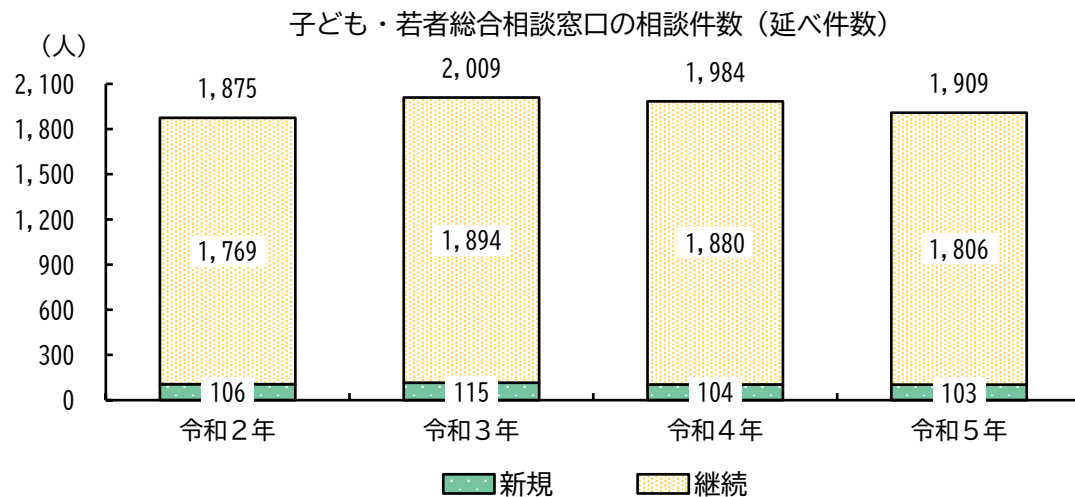
資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査



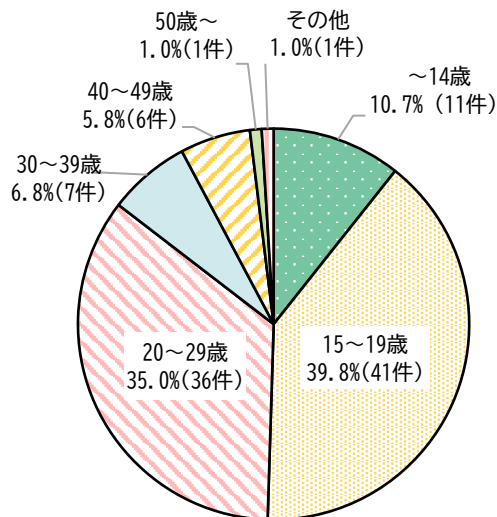
資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

⑤ 若者の相談・支援の状況

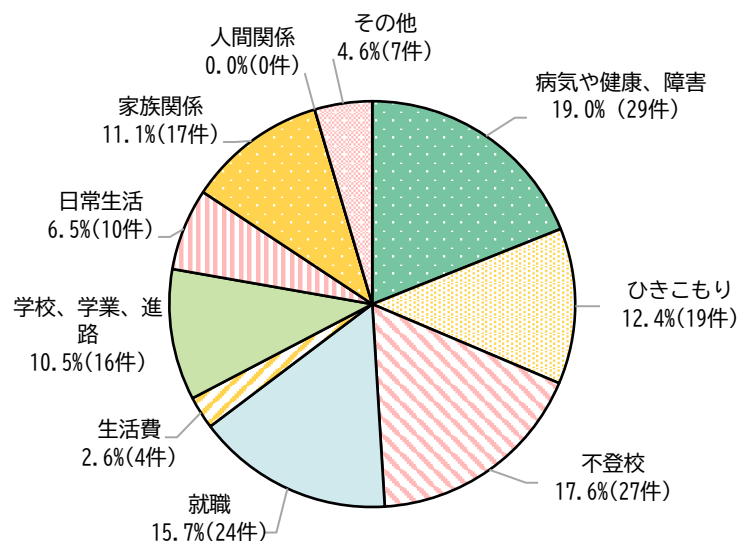
子ども・若者総合相談窓口の相談件数をみると、毎年2,000件近くの相談があり、そのほとんどが継続の相談となっています。相談者を年齢別にみると、15～29歳の相談が7割を占めています。相談内容をみると、病気、ひきこもり、就職、家族関係に関する相談が多くなっています。



年齢別相談件数（令和5年）※実人数



相談の内訳（令和5年）※重複あり

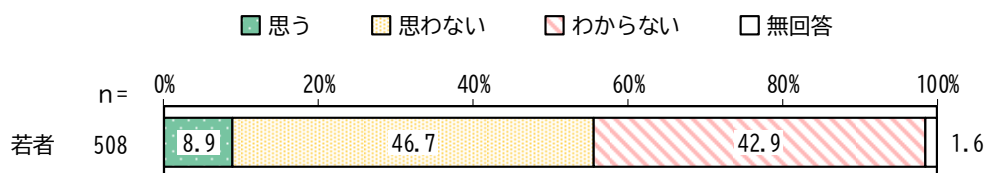


資料：大津市子ども・若者政策課

相談窓口や支援の情報について、若者の46.7%が「届いていると思わない」と回答しており、特に、困難に直面した経験がある若者はその割合がさらに高くなっています。

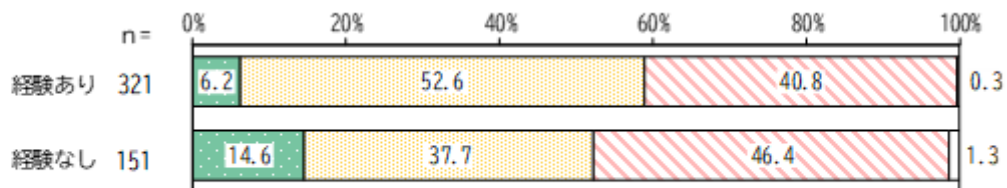
また、若者の42.9%が「わからない」と回答していることから、支援を必要とすることも・若者に対し、必要な情報がそれぞれの手に届いていない現状があります。

相談窓口や支援の情報が届いていると思うか



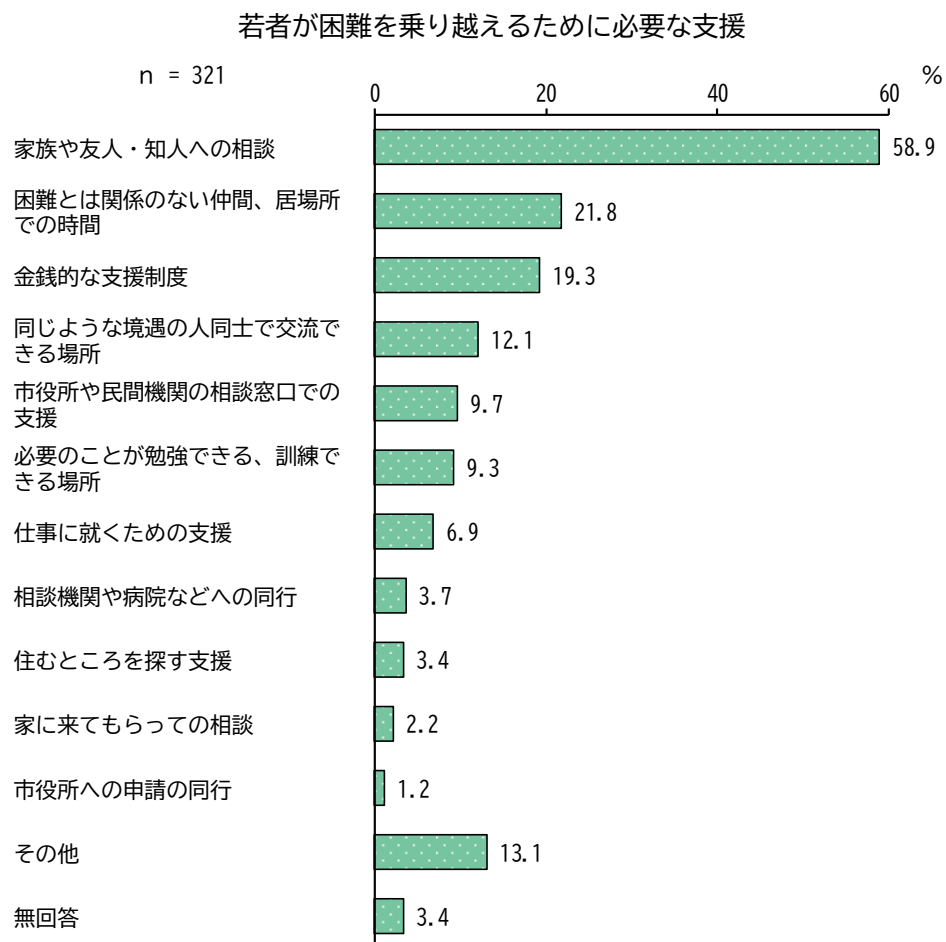
資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

困難に直面した経験の有無別



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

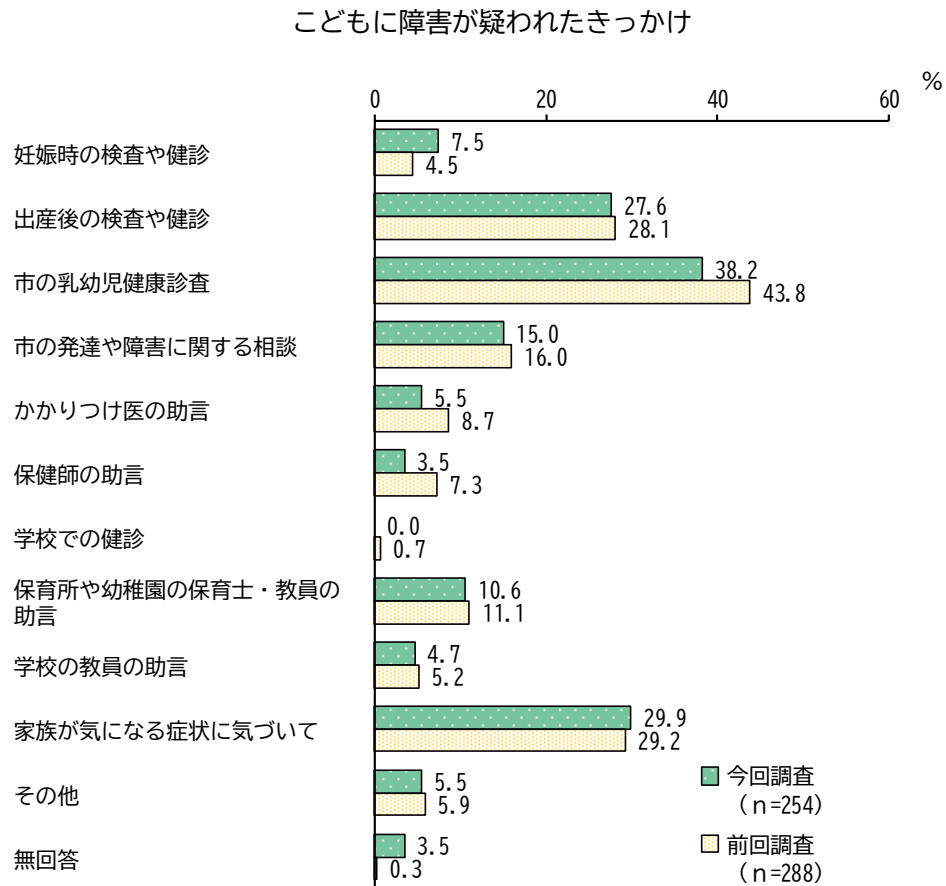
若者が困難を乗り越えるために必要な支援は、「家族や友人、知人への相談」の割合が一番高く、続いて、「困難とは関係のない仲間、居場所での時間」となっており、金銭的な支援や相談窓口での支援よりも高い割合であることから、若者は安心して過ごせる居場所が必要と感じている傾向があります。



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

⑥ 障害のあるこども・若者への支援

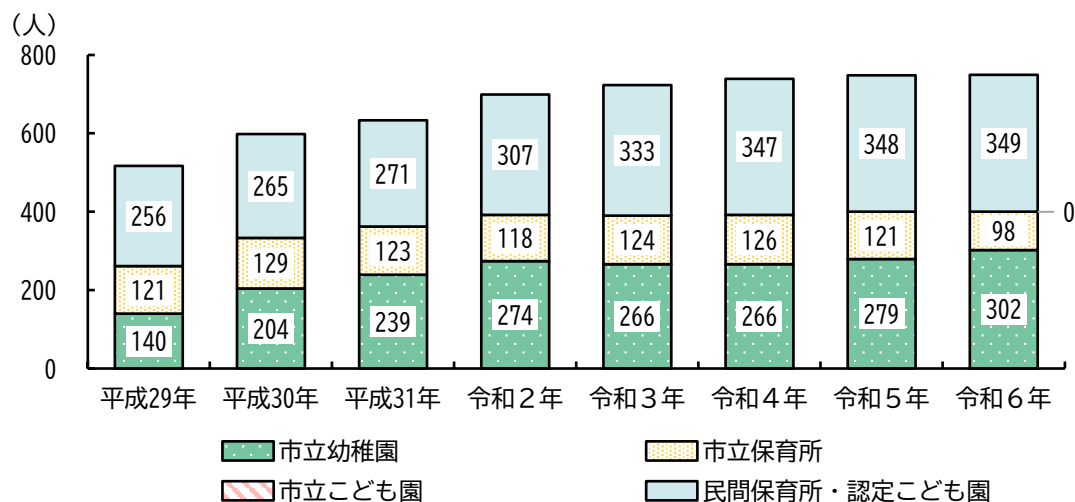
こどもに障害が疑われたきっかけは、「市の乳幼児健康診査」の割合が38.2%と最も高く、次いで「家族が気になる症状に気づいて」の割合が29.9%、「出産後の検査や健診」の割合が27.6%となっています。



資料：おおつ障害者プラン
(おおつ障害者プラン改訂のためのアンケート調査)

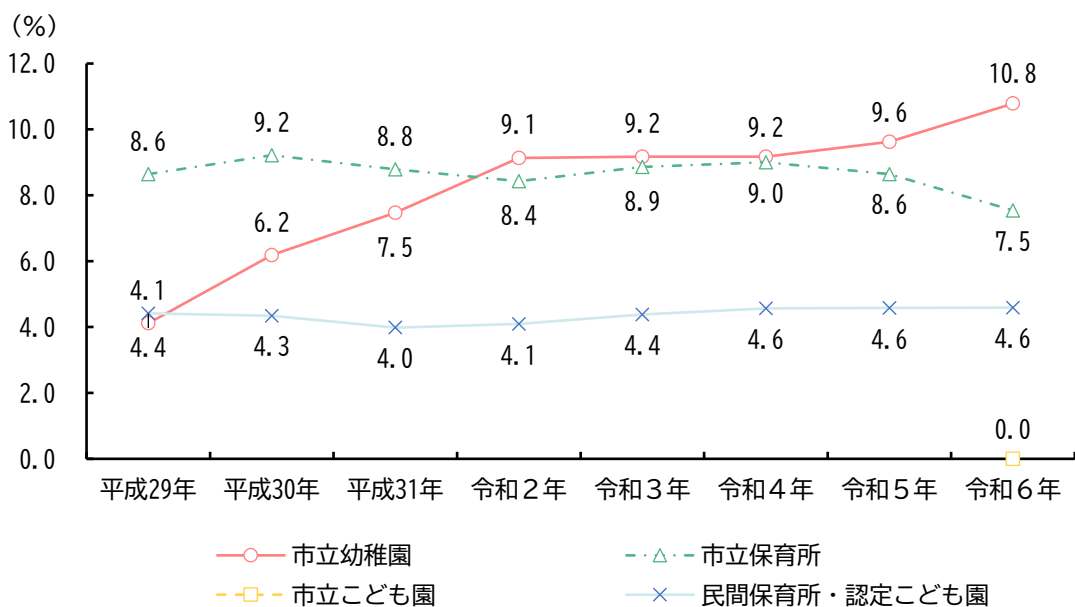
幼稚園、保育所、認定こども園を利用するこどものうち、支援を要するこどもの数は年々増加傾向にあります。特に、公立園は1園当たり約10人の特別な支援を要するこどもを受け入れており、民間園の2倍以上となっています。

支援を要するこどもの数の推移



資料：大津市子ども・若者政策課

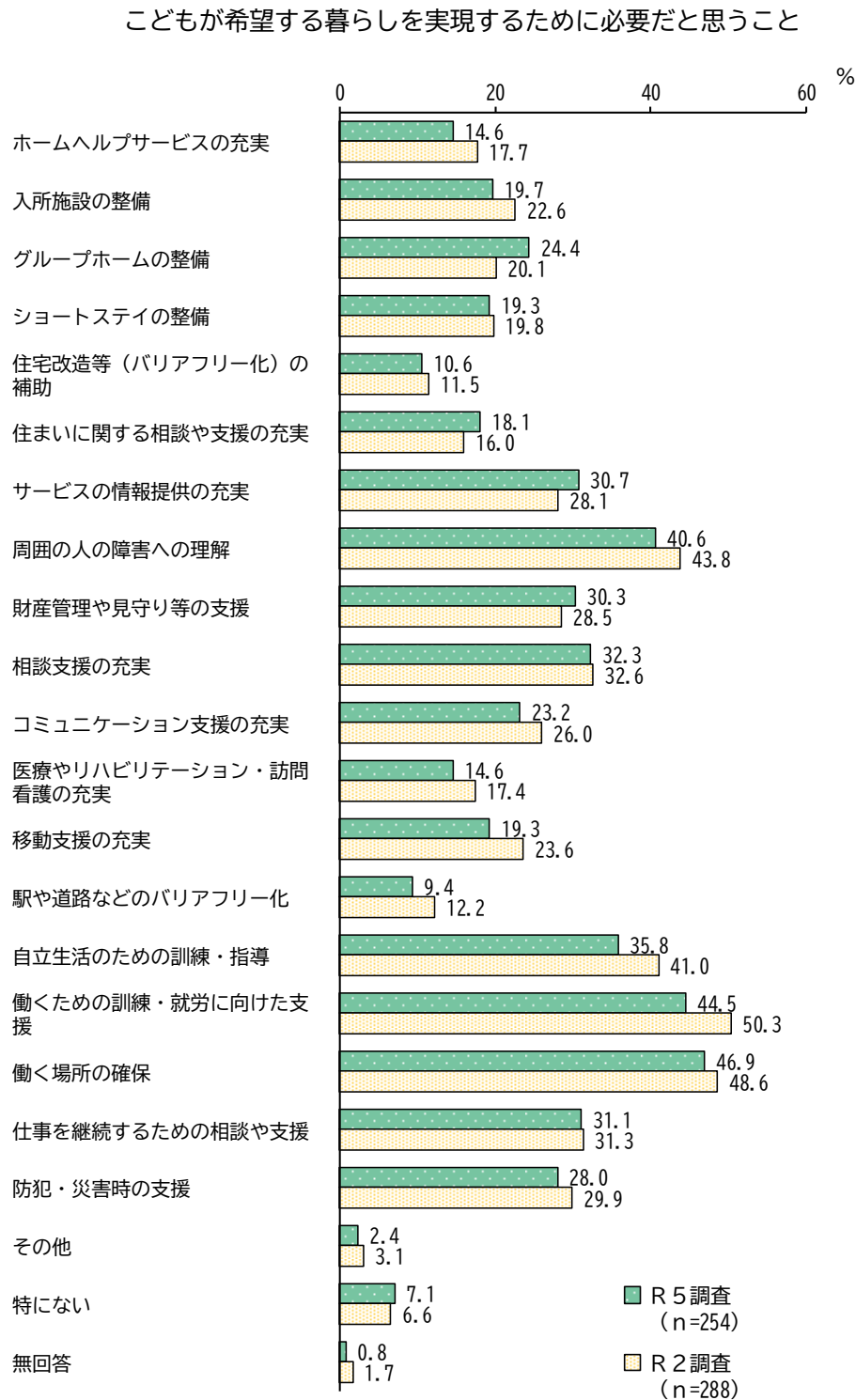
支援を要するこどもの数の推移



資料：大津市子ども・若者政策課

こどもが希望する暮らしを実現するために必要だと思うことについて、「働く場所の確保」の割合が46.9%と最も高く、次いで「働くための訓練・就労に向けた支援」の割合が44.5%、「周囲の人の障害への理解」の割合が40.6%となっています。

前回（令和2年）調査と比較すると、「自立生活のための訓練・指導」「働くための訓練・就労に向けた支援」の割合が減少しています。



資料：おおつ障害者プラン
（おおつ障害者プラン改訂のためのアンケート調査）

(4) 貧困の状況

① 世帯の経済状況

小学校5年生と中学校2年生の保護者について、世帯の年間総収入は、「900万円以上」が21.8%と最も高く、次いで「600万円～700万円未満」(9.0%)、「700万円～800万円未満」(8.8%)となっています。

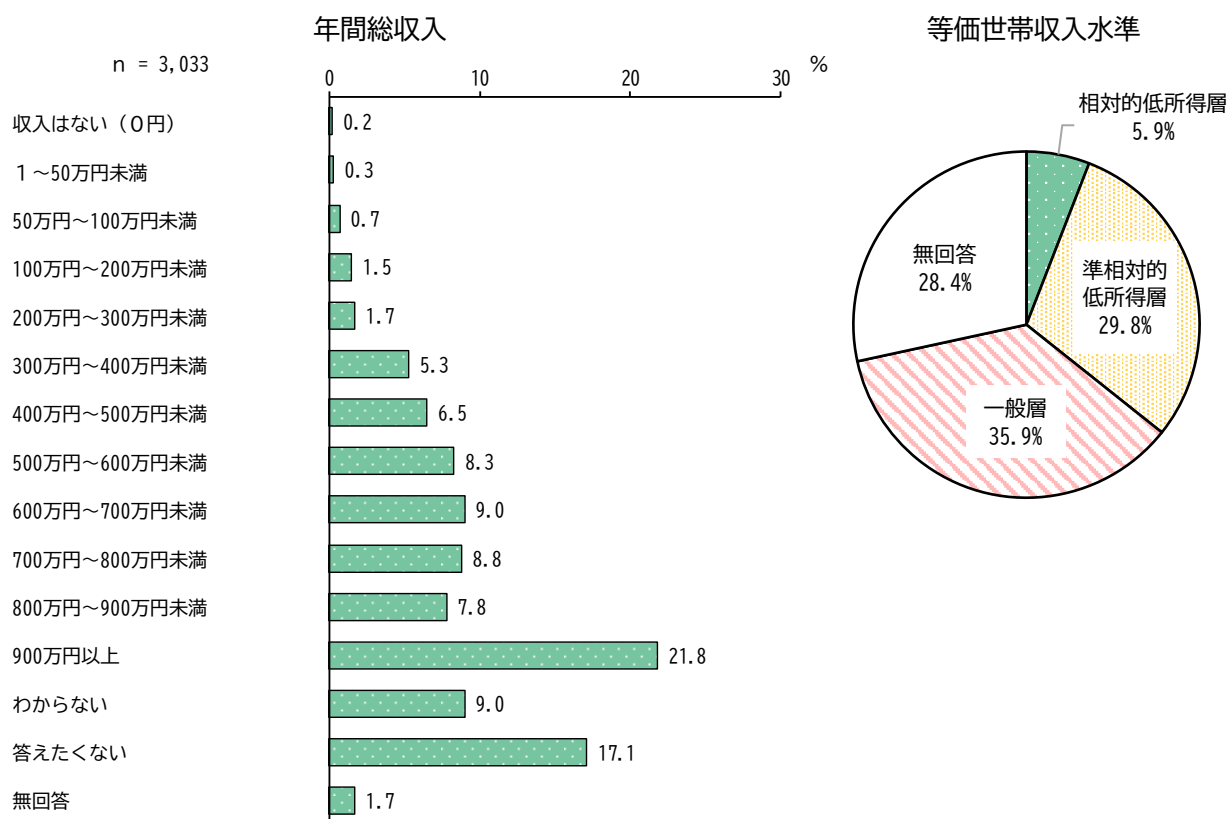
年間総収入や世帯人員から等価世帯収入※を算出して集計を行うと、「相対的低所得層」が5.9%、「準相対的低所得層」が29.8%となっています。

※等価世帯収入：世帯収入を世帯の人数の平方根で除したもの。算出値を以下の3つに区分する。

「相対的低所得層」 回答者の等価世帯収入を昇順に並べたときの中央値の1/2未満

「準相対的低所得層」 上記中央値の1/2以上、中央値未満

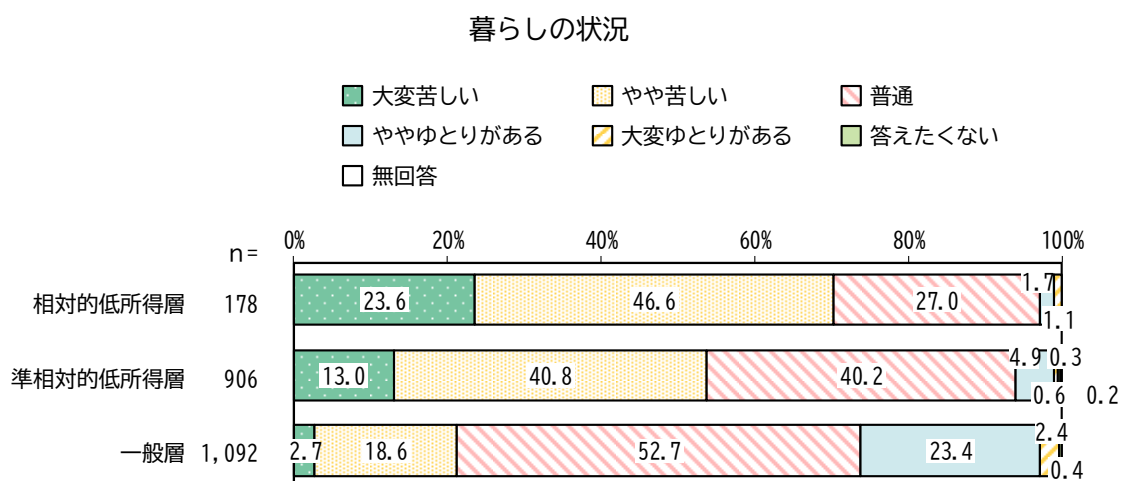
「一般層」 上記中央値以上



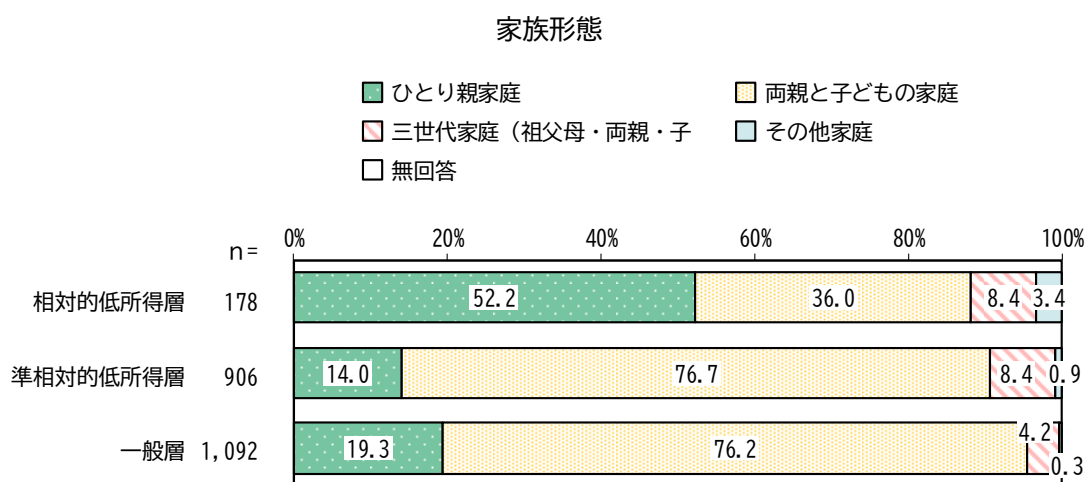
資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

② 家族の形態と暮らしの状況

相対的低所得層の約半数がひとり親家庭であると回答しています。また、相対的低所得層では、「大変苦しい」と「やや苦しい」と合わせた『暮らしが苦しい』と回答する割合が約7割を占めています。さらに、経済的な理由で経験したこととして、相対的低所得層では「新しい衣服・靴を買うのを控えた」が6割近くを占め、「趣味やレジャーの出費を減らした」、「食事を切り詰めた」、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」では4割を超えています。

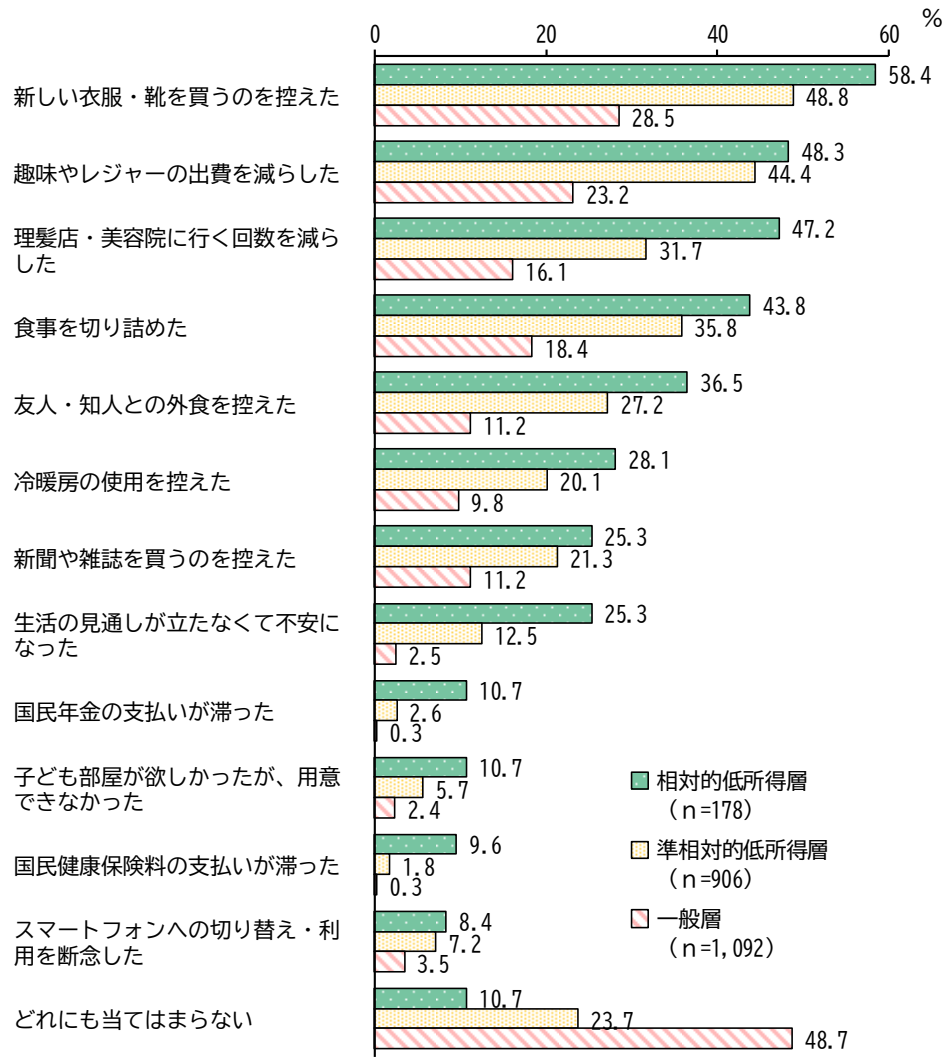


資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

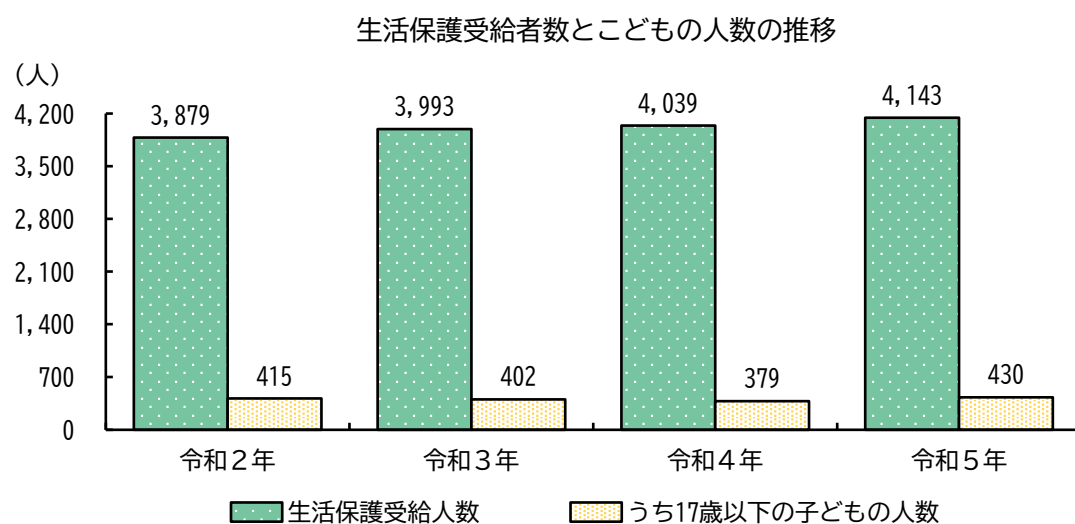
経済的な理由で経験したこと（相対的低所得層の上位 12 項目）



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

生活保護受給者数をみると、年々増加しており、令和5年で4,143人が生活保護を受給しています。

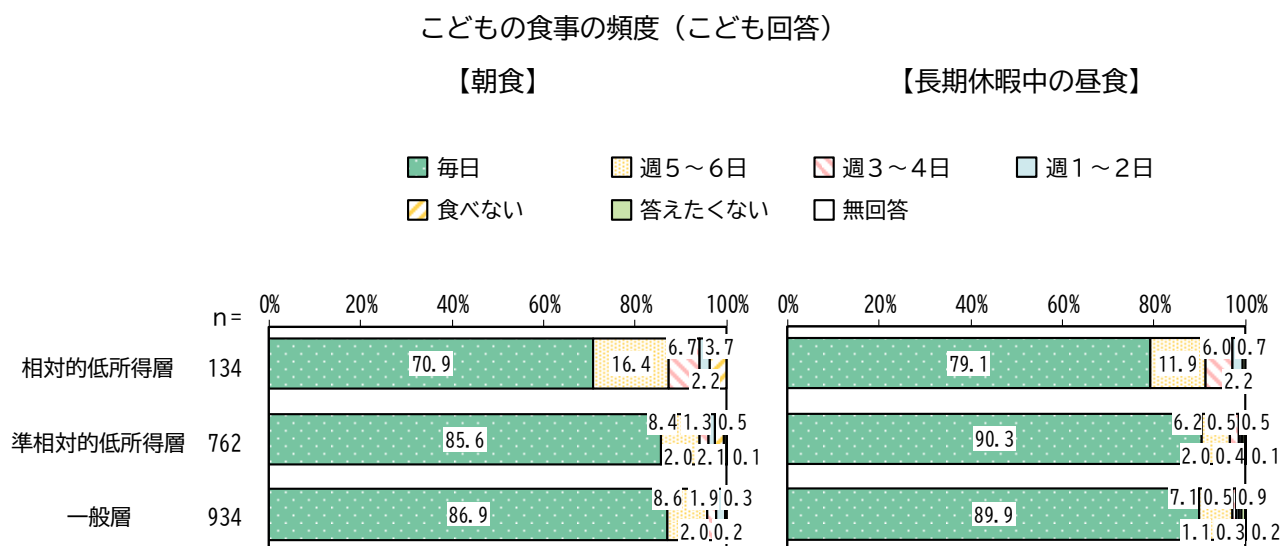
生活保護受給者における17歳以下のこどもの人数は、令和4年まで減少していましたが、令和5年では増加しており、430人となっています。



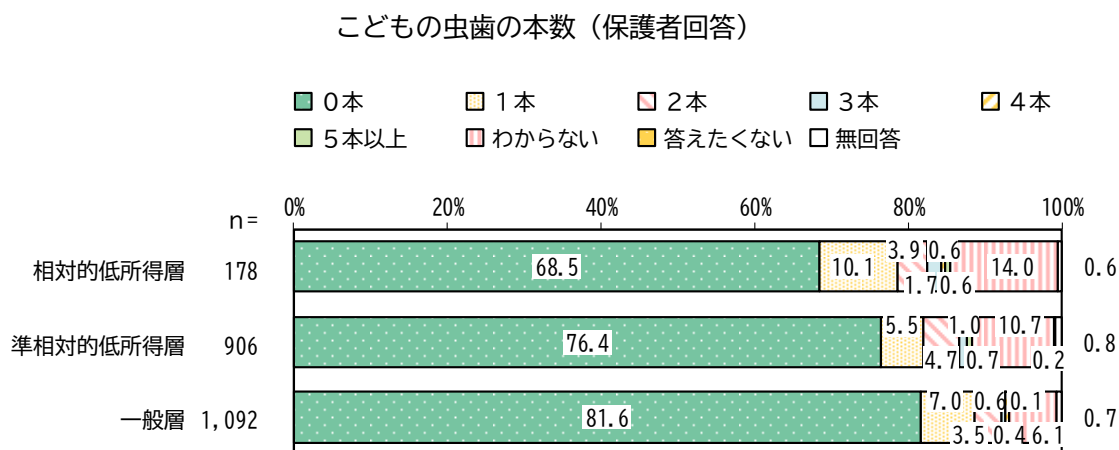
資料：大津市生活福祉課

③ こどもの生活や学習への影響

相対的低所得層では、他の層に比べて朝食や長期休暇中の昼食の頻度が少なく、こどもの虫歯の本数については、低所得層であるほど「0本」の割合が減少しており、「わからない」の割合が増加しています。



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査



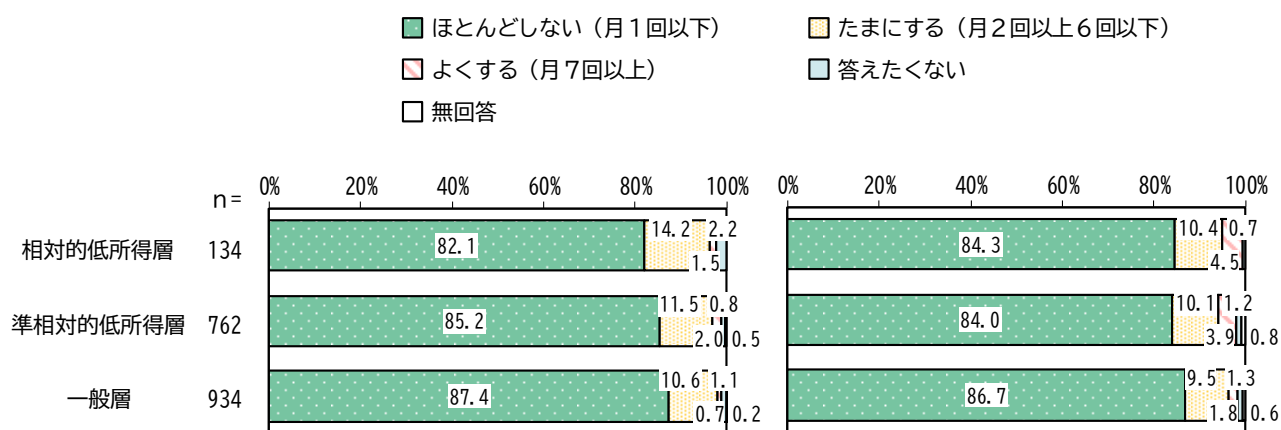
資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

学校の欠席状況は、低所得層であるほど「ほとんどしない（月1回以下）」が低くなっており、欠席率がやや高くなる傾向がみられます。また、学校生活であてはまることは、低所得層であるほど、「提出物を出すのが遅れることが多い」、「宿題ができていないことが多い」、「授業中に寝てしまうことが多い」が高くなる傾向がみられます。学校の授業でわからないことの有無は、低所得層であるほど「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の割合が高くなっています。

こどもの学校生活（こども回答）

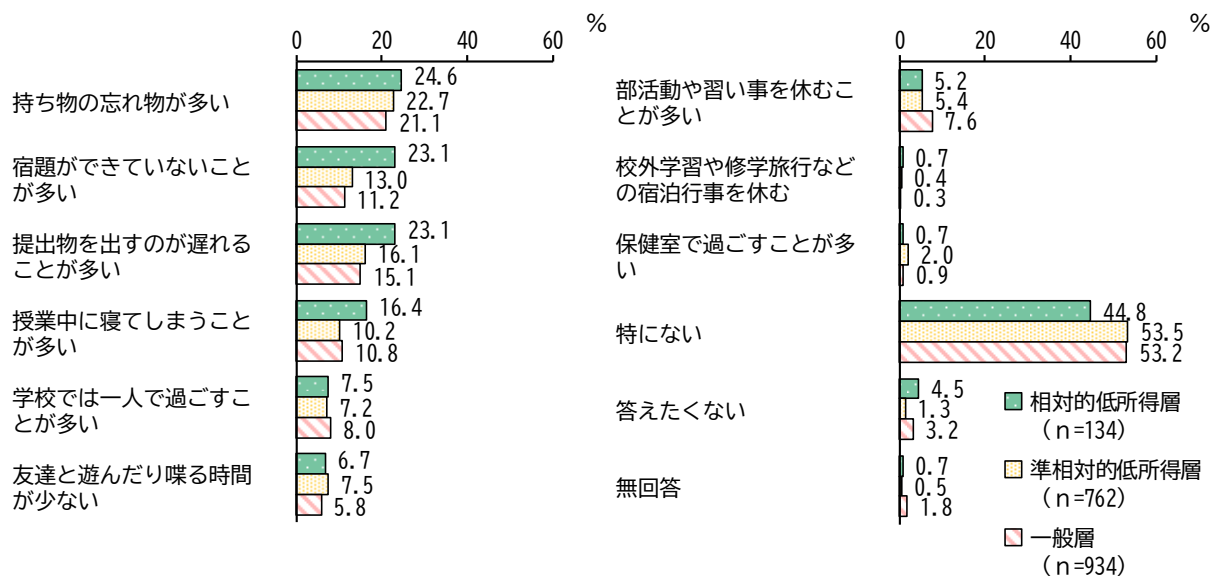
【学校の欠席状況】

【学校の遅刻、早退状況】



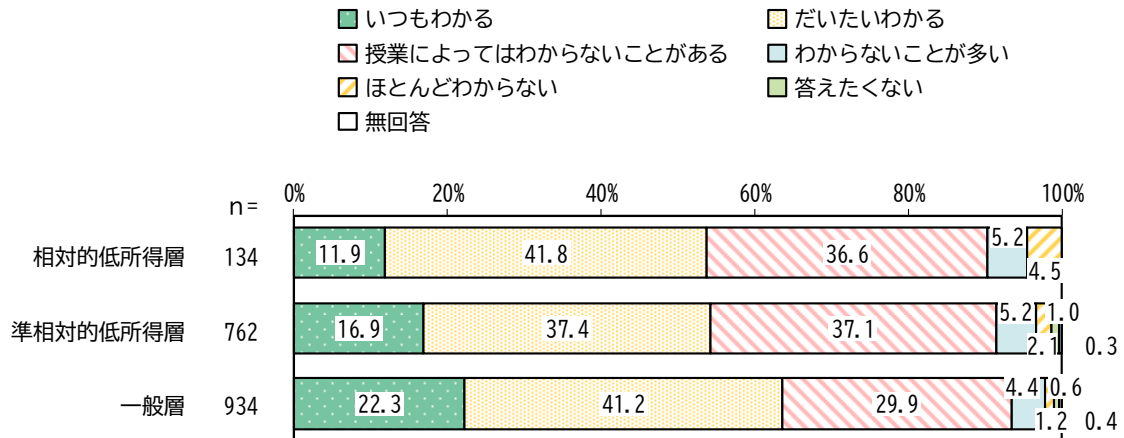
資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

学校生活であてはまること（こども回答）



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

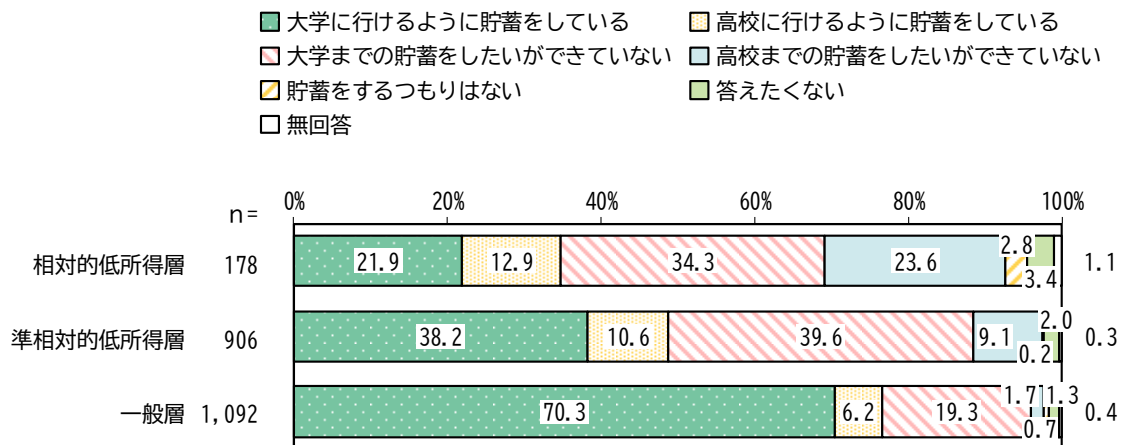
学校の授業でわからないことの有無（こども回答）



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

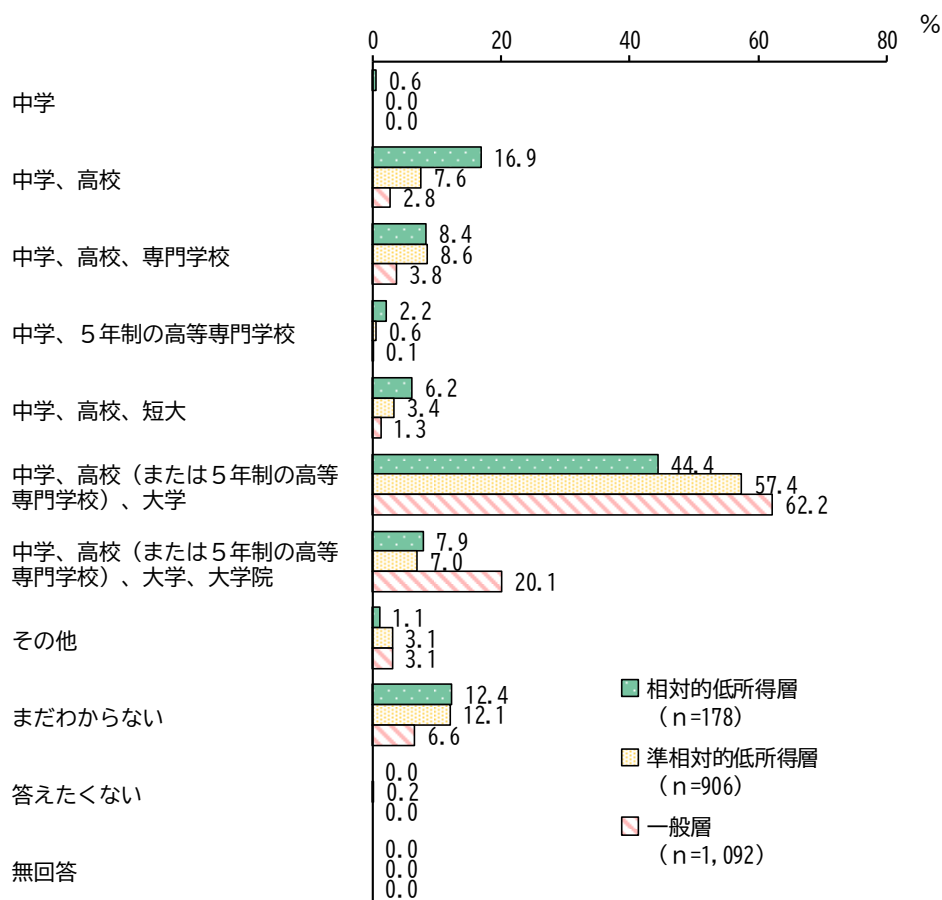
保護者が希望するこどもの進学先は、所得区分別に関わらず大学までが高い一方で、貯蓄に関しては低所得層であるほど「大学までの貯蓄をしたいができていない」現状がみられます。また、進学に当たっては、経済面だけでなく、こどもの学力が支障となることが、低所得層であるほど傾向としてみられます。

こどもの将来の教育費用についての貯蓄



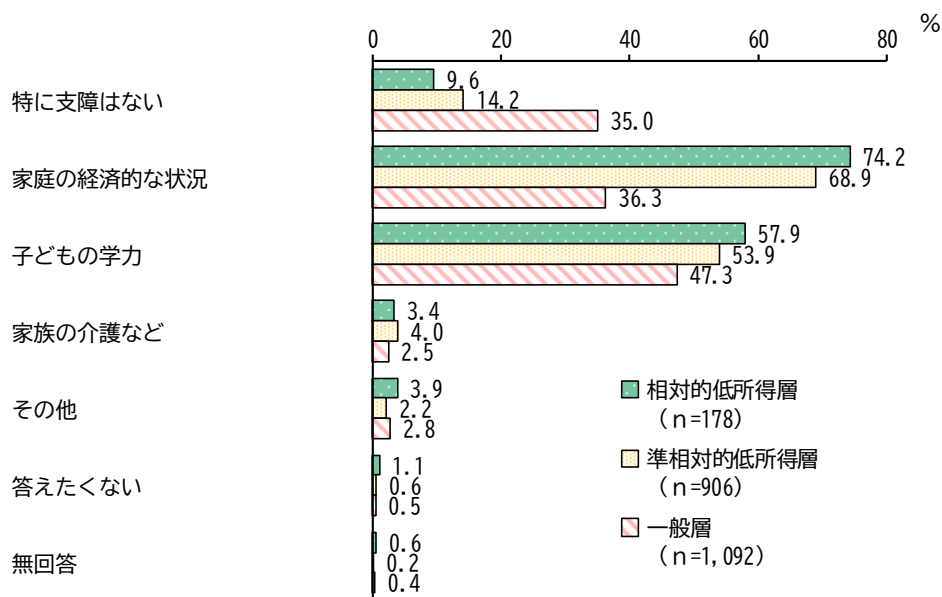
資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

こどもの進学希望



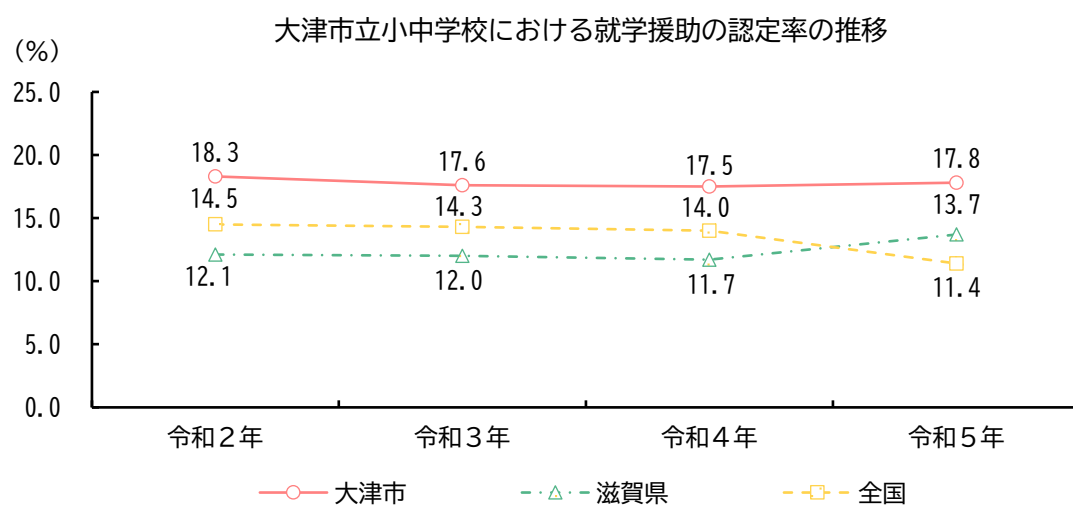
資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

進学に当たって支障となる問題



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

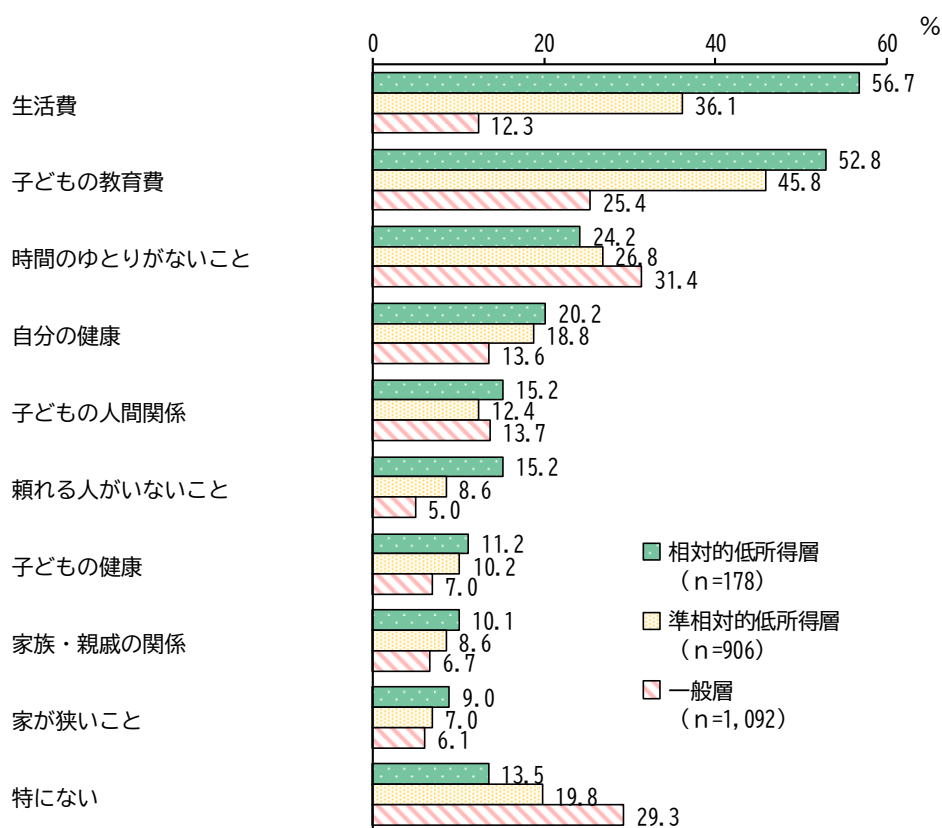
就学援助の認定率の推移をみると、平成28年度以降は減少傾向にあるものの、令和5年度の認定率は17.8%となっており、国や県よりも高い値で推移しています。



④ 必要な支援・重要な支援

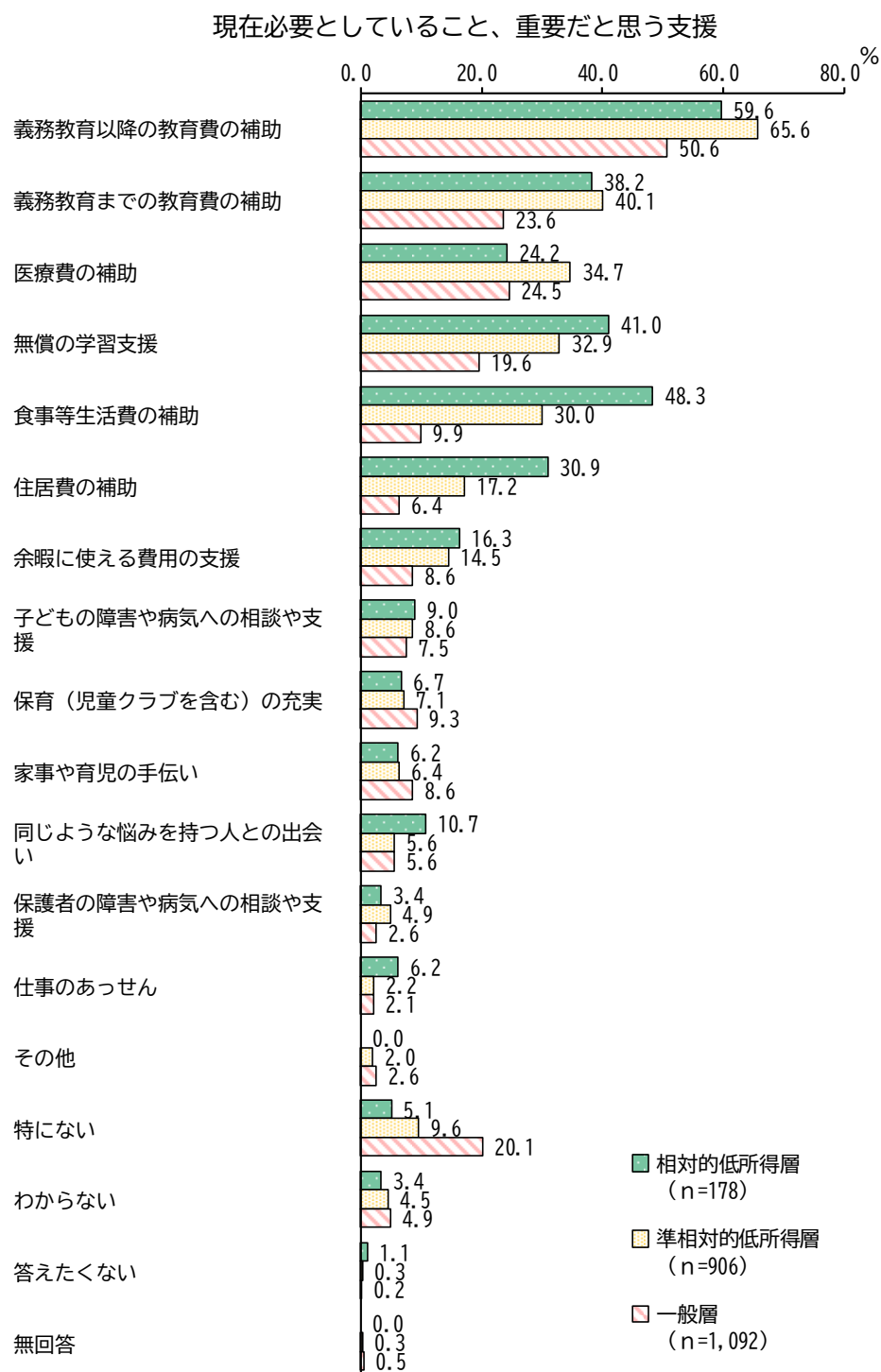
低所得層では、生活費やこどもの教育費について日常的に困っている割合が高くなっていることから、必要・重要だと思う施策では、低所得層であるほど生活費や教育費の支援を求める割合が高くなっています。また、低所得層であるほど無償の学習支援を望む保護者が多いことが分かります。

保護者が日常的に困っていること（相対的低所得層の上位 10 項目）



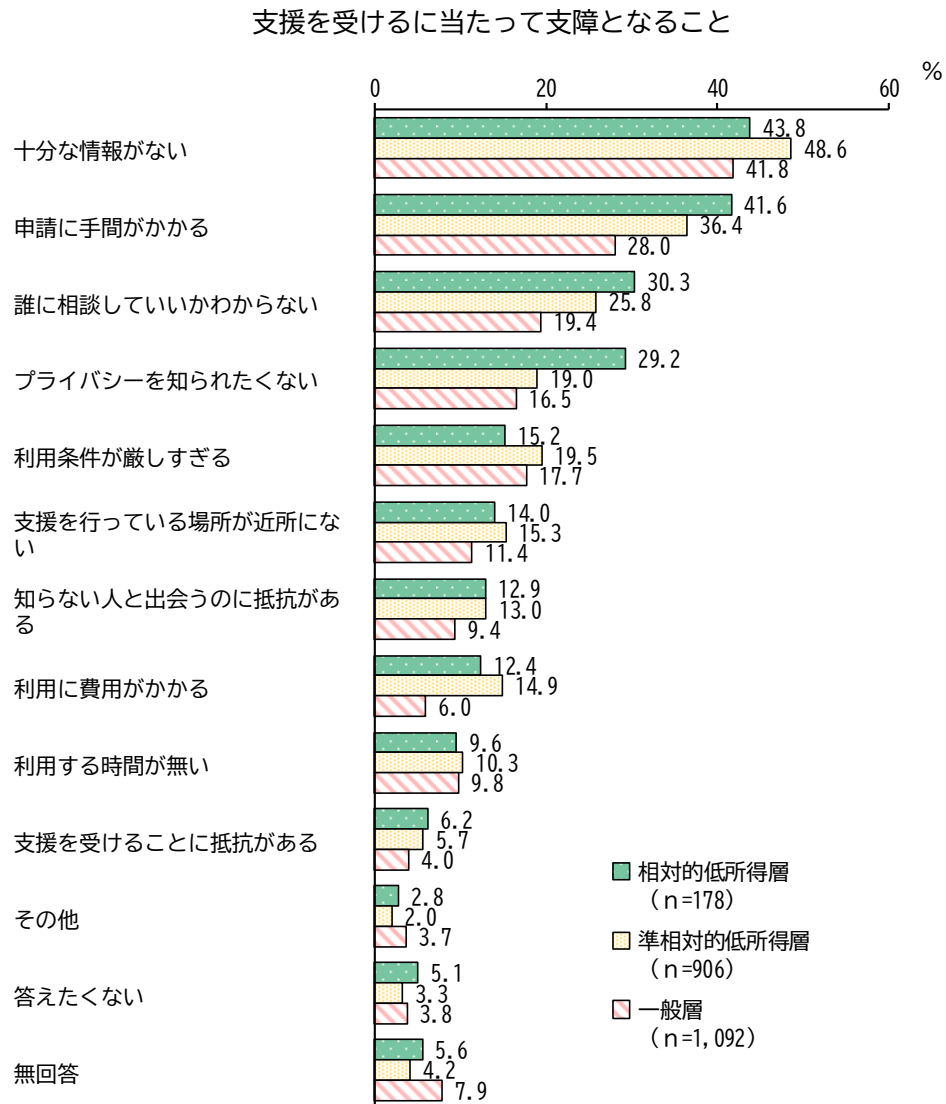
資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

現在必要としていること、重要だと思う支援については、低所得層であるほど生活費や教育費の支援を求める割合が高くなっています。また、低所得層であるほど無償の学習支援を望む保護者が多くなっています。なお、所得層に関係なく「義務教育以降の教育費の補助」を求める保護者が多くなっています。



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

支援を受けるに当たって支障となることについて、低所得層であるほど「申請に手間がかかる」、「誰に相談していいかわからない」、「プライバシーを知られたくない」といった項目が高くなっています。

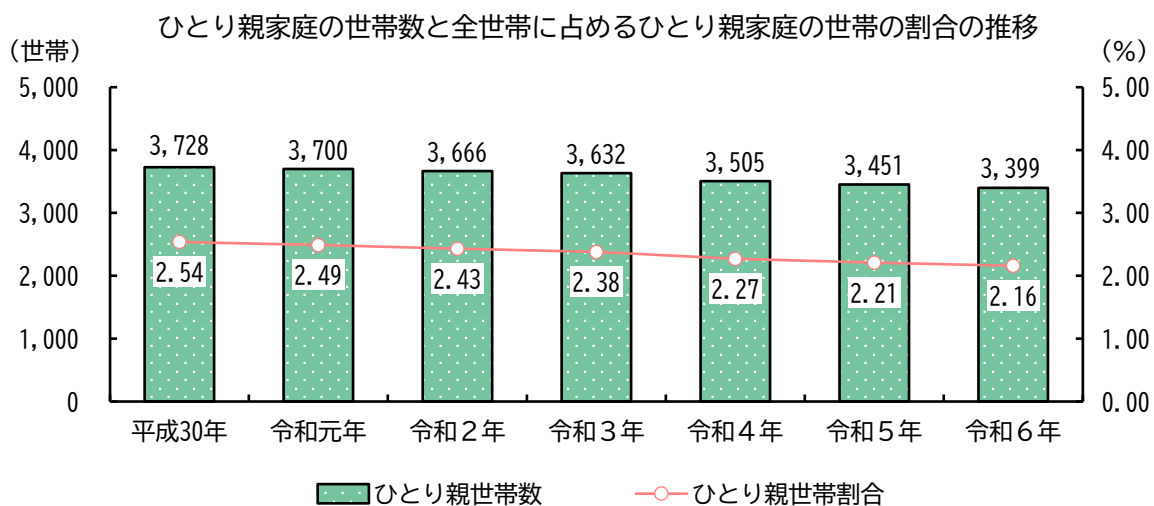


資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

(5) ひとり親家庭の状況

① ひとり親家庭の世帯数

本市のひとり親家庭の世帯数は減少傾向にあり、令和6年4月1日時点では3,399世帯となっています。全世帯に占めるひとり親家庭の世帯割合も減少傾向にあります。



資料：大津市福祉の概要

② ひとり親家庭の養育費と親子交流の取決め

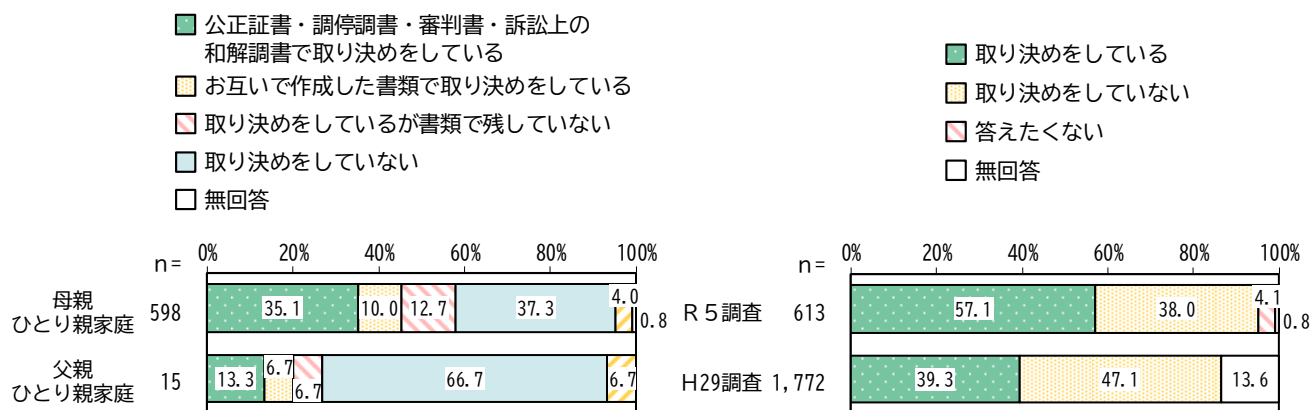
養育費や親子交流（面会交流）に関して、前回（平成 29 年）調査時点より何らかの形で取り決めている割合が増加しており、取決めをしていない場合、養育費の受取りや親子交流（面会交流）を行わない割合が高くなっています。

また、養育費を受け取らない理由や、親子交流（面会交流）を行わない理由は共に、「相手と関わりあいたくない」「相手と会いたくない」ことが最も多くなっています。

こどもの養育費に関する取決め状況

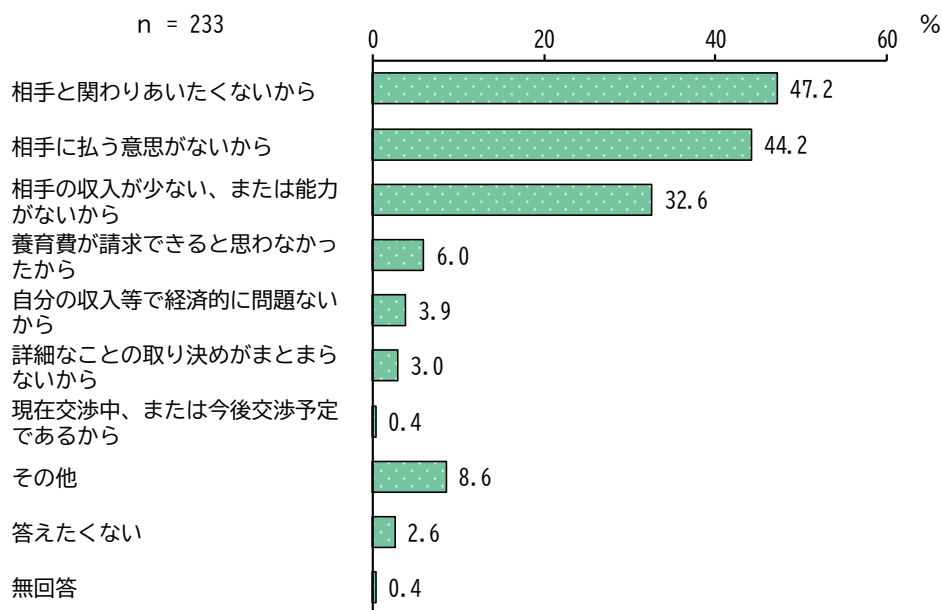
【母子・父子家庭別】

【経年比較（参考）】



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

こどもの養育費に関する取決めをしていない理由



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

【經年比較（参考）】



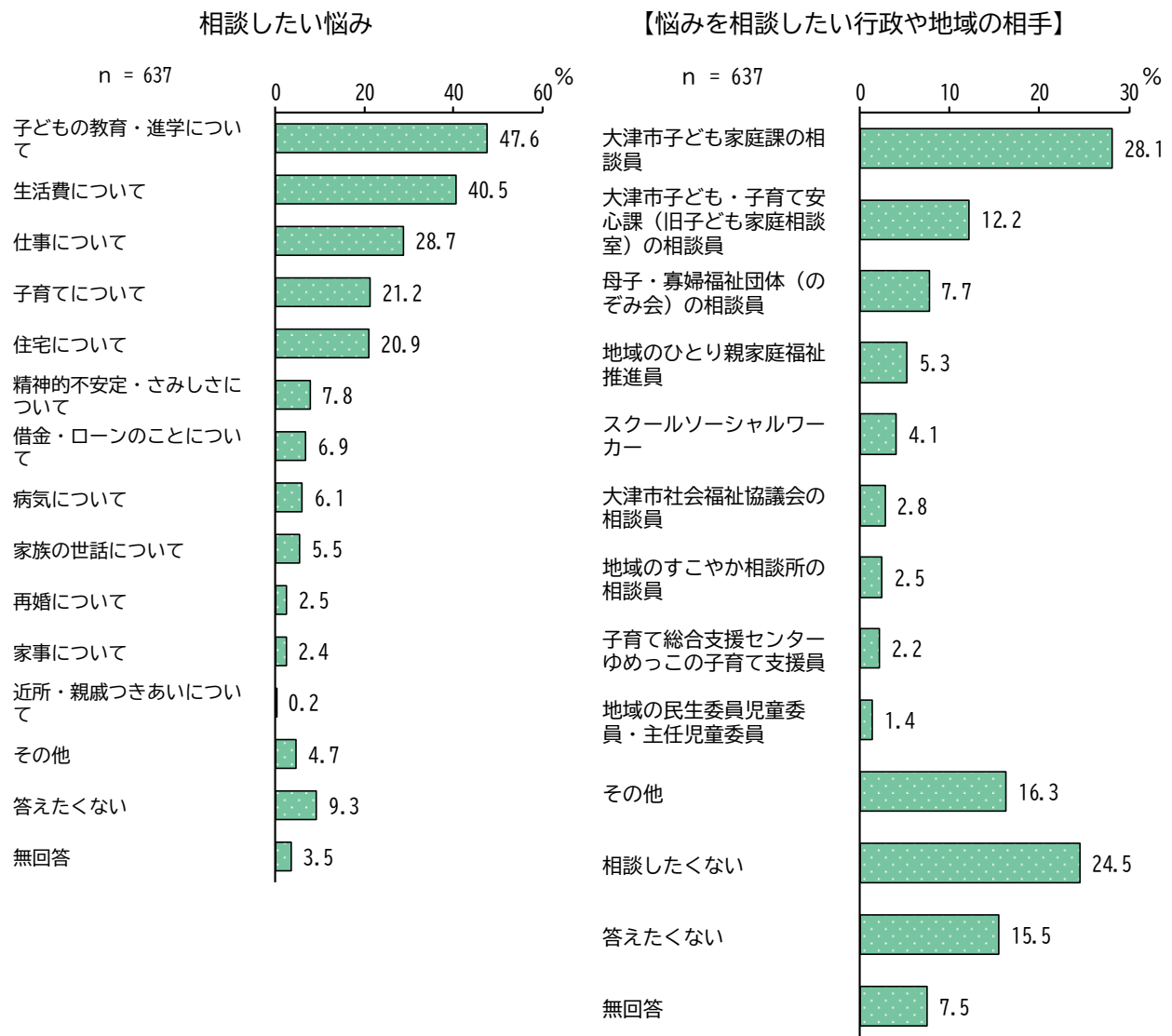
資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

③ 相談や支援のニーズ

相談したい悩みは、「子どもの教育・進学について」が47.6%と最も高く、次いで「生活費について」(40.5%)、「仕事について」(28.7%)となっています。

悩みを相談したい行政や地域の相手は、「大津市子ども家庭課の相談員」が28.1%と最も高く、次いで「大津市子ども・子育て安心課(旧子ども家庭相談室)の相談員」(12.2%)、「母子・寡婦福祉団体(のぞみ会)の相談員」(7.7%)となっています。

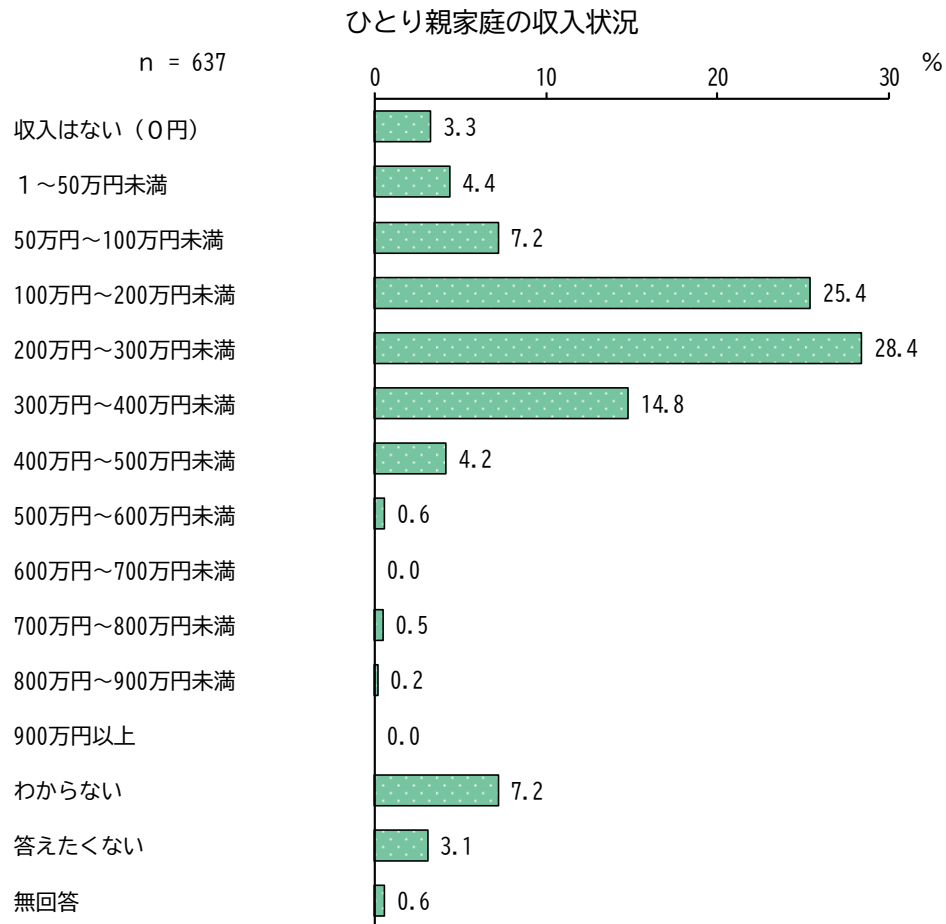
また、「相談したくない」が24.5%と2割を超えて高くなっています。



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

④ 経済状況と就労状況

手当・養育費等を含む年間総収入は、「200 万円～300 万円未満」が 28.4%と最も高く、次いで「100 万円～200 万円未満」(25.4%)、「300 万円～400 万円未満」(14.8%)となっています。

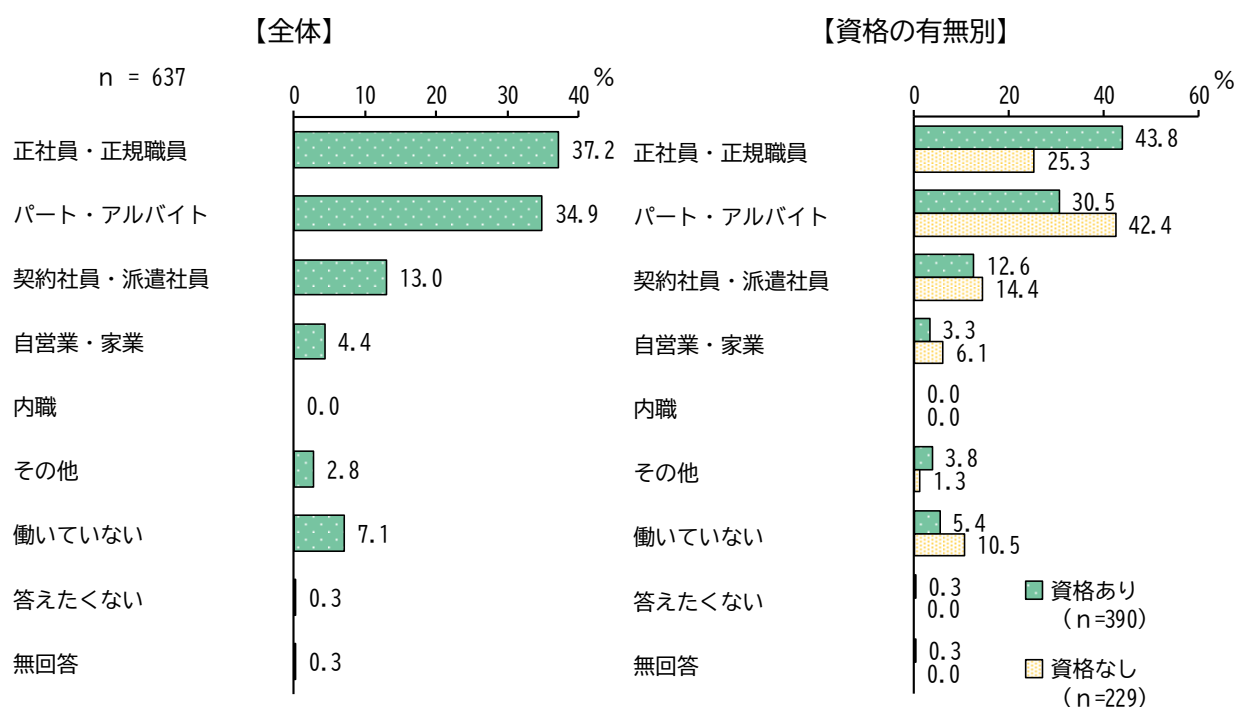


資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

現在の雇用形態は、「正社員・正規職員」が37.2%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」が34.9%となっています。「パート・アルバイト」と「契約社員・派遣社員」(13.0%)を合わせた『非正規雇用』が半数近くとなっています。

資格の有無別にみると、「資格あり」では「正社員・正規職員」が4割を超えて最も高くなっているのに対し、「資格なし」では「パート・アルバイト」が最も高く、「パート・アルバイト」と「契約社員・派遣社員」を合わせた『非正規雇用』が5割半ばとなっています。

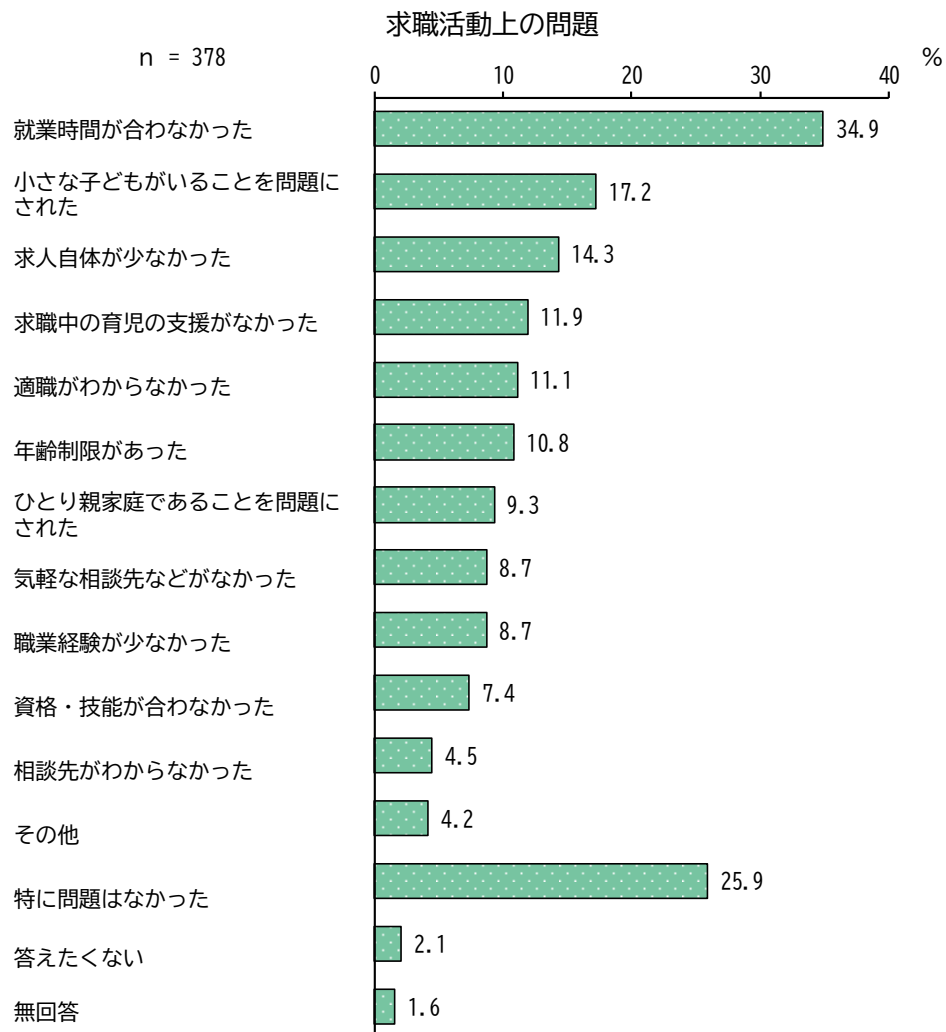
ひとり親家庭の雇用形態



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

⑤ 就労支援、資格取得支援事業やひとり親家庭等日常生活支援事業の認知度

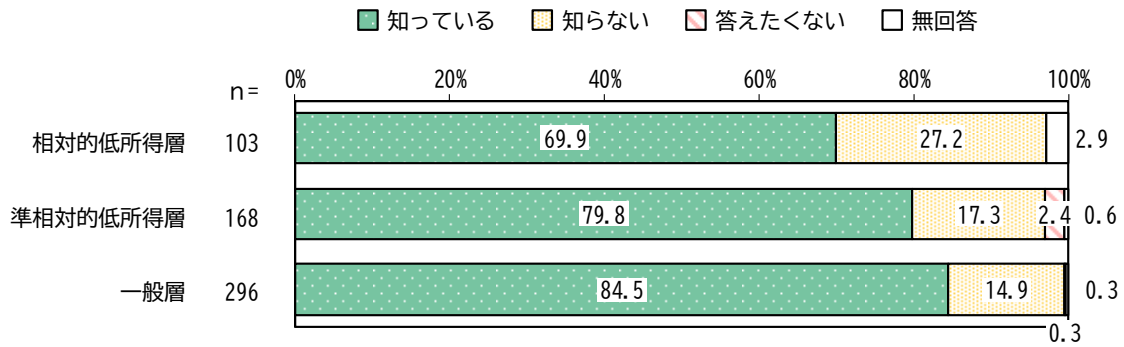
求職活動中支障となったことについて、「就業時間が合わなかった」が最も多く3割を超えており、続いて「小さな子どもがいることを問題にされた」や「求職中の育児の支援がなかった」などが上位項目となっています。



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

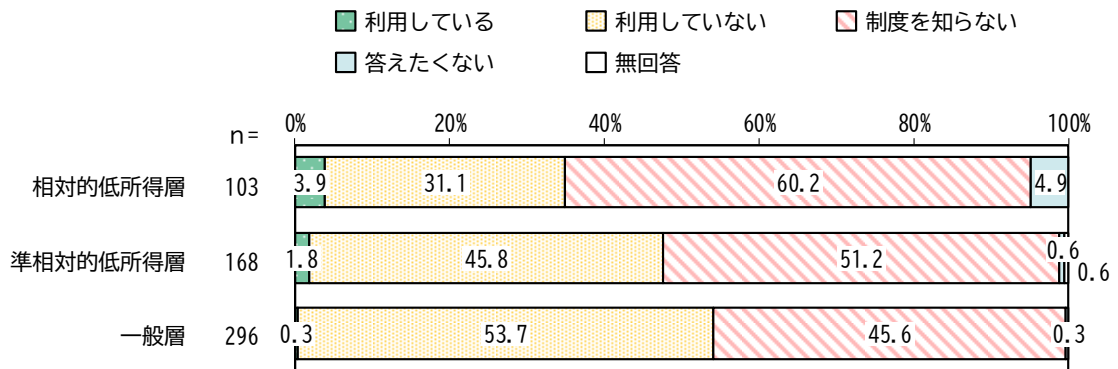
就労支援、資格取得支援事業やひとり親家庭等日常生活支援事業（支援を希望する人が必要な時に家庭生活支援員を派遣する事業）等について、低所得層であるほど、事業の認知度が低くなっています。

就労支援、資格取得支援事業の認知度



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用状況



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

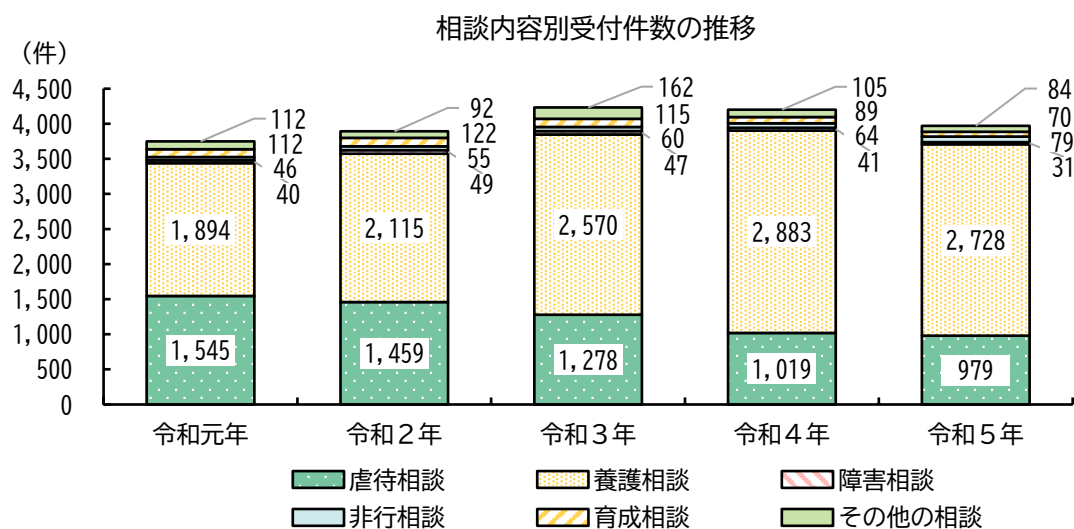
(6) 虐待の状況

① 児童虐待の相談・通報件数

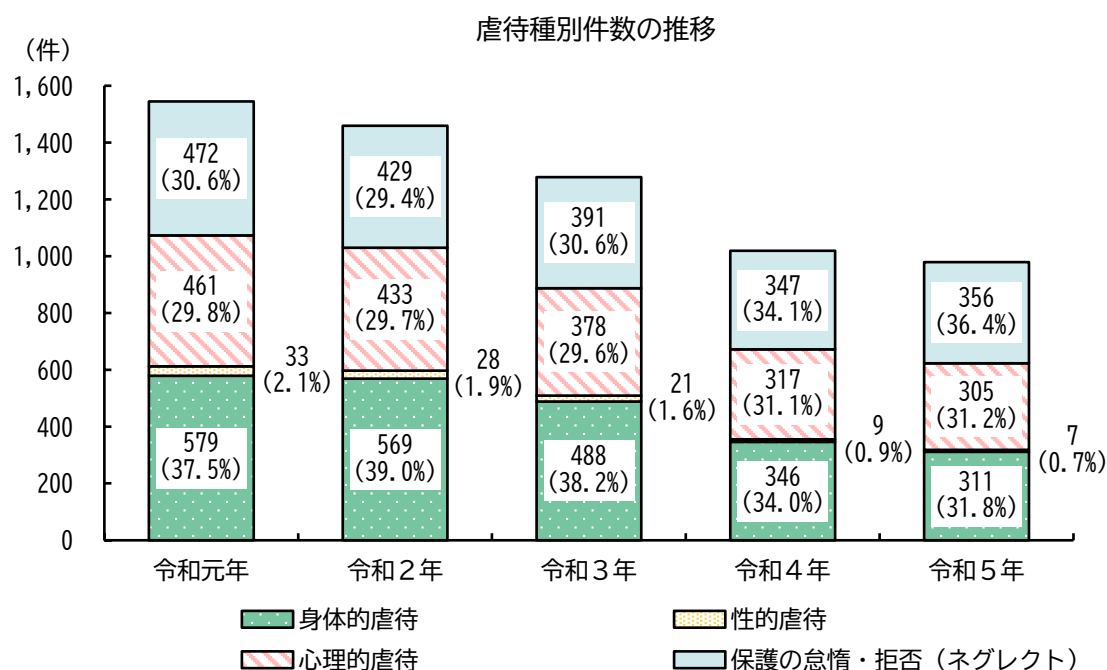
児童虐待に関する相談・通報受付件数は年々減少しており、令和元年から令和5年にかけて566件の減少となりました。

相談内容が虐待相談と子育てを含む養護相談に集中しています。

虐待の種別では、心理的虐待とネグレクトの割合が増加傾向にあり、身体的虐待と性的虐待の割合は減少傾向にあります。



資料：大津市子ども・子育て安心課

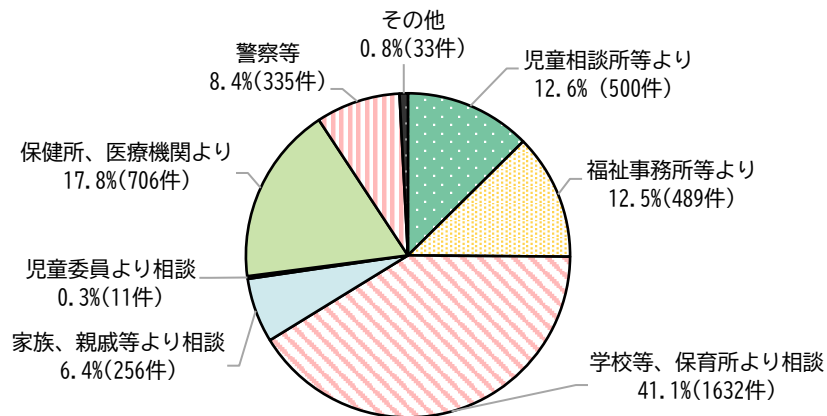


資料：大津市子ども・子育て安心課

② 児童虐待の通告受付経路

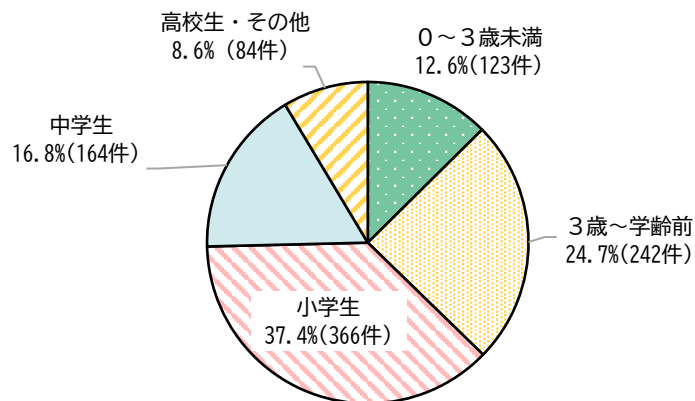
虐待の通告は、学校等、保育所からの相談が最も多く、次いで保健所、医療機関から、児童相談所から、福祉事務所等からと続いています。

令和5年度虐待相談（全件数）の受付経路



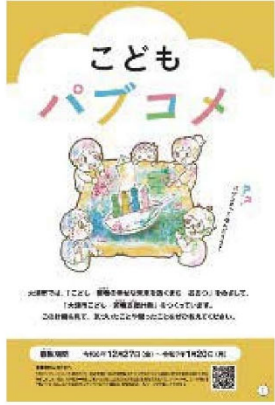
資料：大津市子ども・子育て安心課

令和5年度虐待相談（全件数）の年齢構成



資料：大津市子ども・子育て安心課

(1) こどもパブリックコメント

目的	本計画の素案について、こどもや若者にとって分かりやすい資料を作成し、計画について知ってもらうとともに、こどもや若者から計画案に対する意見を聴き、その声を計画に反映させることを目的に実施。	
概要	●対象：小学校高学年から中学生までを想定 ●方法：小学校5年生から中学校2年生までは学校を通じて個別に冊子を配布。 意見提出は郵送又はオンラインにより回答。 ●期間：令和6年12月27日(金)から令和7年1月20日(月)まで ●回答：小学生：90件、中学生：35件、その他(高校生など)：8件、学年不明：2件	

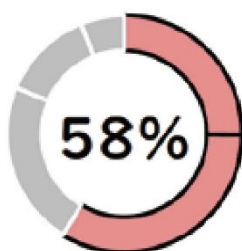
こどもパブリックコメントの回答結果

「こども・若者のめざす姿」が実現できていると感じるか。

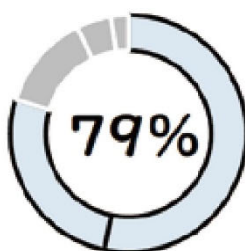
	①自由に意見を表すことができる	②健やかに育つことができる	③ひとりひとりが尊重され、なりたい自分をめざすことができる	④安心して自分らしくいることができる
小学生(n=129)	3.66	4.28	3.60	3.84
中学生(n=28)	3.43	3.68	3.29	3.64
その他(高校生など)(n=4)	2.50	4.50	4.25	3.75
学年不明(n=7)	3.86	5.00	4.14	4.14
合計(n=168)	3.60	4.22	3.58	3.82

※「できている」を5点、「だいたいできている」を4点、「どちらとも言えない」を3点、「あまりできていない」を2点、「できていない」を1点として換算。

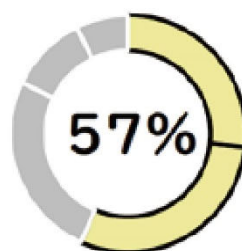
全回答者における、「できている」と「だいたいできている」を合わせた回答割合



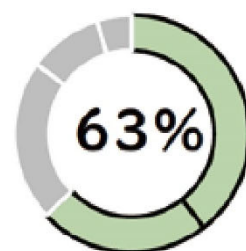
自由に意見を表す



健やかに育つ



ひとりひとりが尊重され、
なりたい自分をめざす



安心して自分らしくいる

本計画に反映した意見の内容

意見	PTA活動や地域の行事など大人が集まって意見している場に子供の意見や思いを反映してもらえないかと思った。(小学生)
市の考え	こどもの意見や思いを大事にすることをおとなが理解し実践できるよう「こどもの権利に関する機運醸成」の取組を追記しました。こどもの権利についての講座や研修を実施し、こどもの権利に関する理解促進や機運醸成を図ります。
意見	いつもスクールガードさんが登下校を見守ってくださってたすかっています。(小学生) 子どもが通る道の安全性を高めてほしい。(中学生) 地域の方々が私たち学生のために登下校を見守ってくれるのは安心出来る。(中学生)
市の考え	スクールガードの活動が、こどもたちの登下校時の安心につながっているという意見が多かったことから、「地域の見守りなどの活動が、こどもたちの安心につながっています。」を追記しました。
意見	中学生では、どこへ行けばいいか、どこで聞けばいいのか、まったくわからないです。(中学生) 困った時にがんばって勇気を出して相談しても「また何かあったら教えてね」で終わって何も解決しなくて悲しい。(中学生)
市の考え	困ったときにどこに相談すればいいかわからない、相談したけれど「また教えてね」で終わってしまい悲しかったといった意見を踏まえて、「このような現状があること」と、「悩みや不安に気づき、必要な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化を図ります。」を追記し、取組に「教育と福祉が連携した支援の推進」を追記しました。こどもたちに届く情報発信を行い、こどもたちの悩みや不安に気づき、必要な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化を図ります。
意見	安心して過ごせる居場所ができるのは、すごくうれしいのですが、その情報はどのようにして得られるのかを知りたいです。(小学生)
市の考え	児童館がみんなの居場所になるためには、もっといろいろな人に児童館という場所があることを知ってもらう必要があると思う。(小学生)
市の考え	情報がどうしたら得られるのか、もっと知ってもらう必要があるといった意見を踏まえて、「こども・若者が居場所を利用しやすくするために、必要な情報を分かりやすくまとめ、こども・若者に届くように発信します。」を追記しました。こども・若者に届く情報発信を工夫していきます。

※その他の意見やこどもたちへの回答内容は、市のホームページに掲載しています。



(2) おおつみらいミーティング（高校生・大学生を対象とした意見交流会）

目的	市が取り組むことも・若者支援施策に対し、当事者であることもや若者の意見を聴き、対話しながら、一緒により良い施策をつくっていくことを目的に実施。	
概要	開催日時：令和6年9月23日(月)13:30～16:00 参加者：大津市在住・在学の高校生・大学生14名 それぞれのテーマについて、3つのグループに分かれ、大学生サポーターが進行、記録を担当し、高校生同士でディスカッション。最後に発表を行いました。 テーマ1 自分らしく安心して生活するために必要なこと テーマ2 自分たちの意見を表明するために必要なこと	

実施後のアンケートより

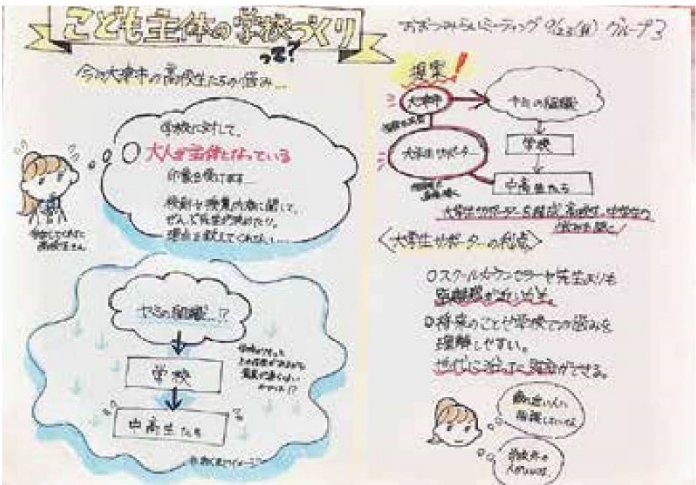
参加してみて良かったことや、もっとこうしてほしいところ

- 言葉を交わさないと伝わらないことだらけなので、実際にディスカッションできる場を設けてもらえてよかった。
- 違う高校とは同じところや異なるところがありおもしろかった。市の人と話せる機会は今までなかったので良い経験になった。
- 自分だけの発想とは別の考えや、自分とは違う視点の意見、様々な見方や考え方があり、学べる部分が多かった。

おおつみらいミーティングを、さらに多くの人に知ってもらい参加してもらうためのアイデア

- 学校への掲示、参加した人の感想（楽しかった）を周知し、興味を持ってもらう。
- より多くの高校から代表の人たちを集めて話し合いの場所を設ける。学校にアンケートをとる。
- 「本音を語ろう」みたいなキャッチフレーズなどで興味を持ってもらえるようにする。

※当日の議事録（大学生サポーターによるグラフィックレコーディング）



意見の内容

「居場所」について

- 放課後にみんなで集まれる場所がない。
- 趣味を充実させる場所がない。

ポイント

高校生が放課後などに
集まりやすい場所をつくる。

大津市子ども・若者支援計画



子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進
(1)既存の地域資源を活用した居場所の展開及び情報発信

市の取組

市では既存の地域資源を活用した「居場所」づくりに取り組みます。子どもや若者の声を聴き、一緒に居場所づくりについて考えることができるよう意見交流会等を継続して実施し、その意見を反映していきます。子どもや若者が行ってみようと思える居場所が増えるよう取組を進めていきます。

「自由に意見を表すことができる」について

- 直接意見を伝える機会が必要。
- 生徒が主体的に意見を言う機会が不足している。
- 紙で意見を提出する仕組みがあれば直接言いつらいことも表明できるのではないか。
- 意見を取り入れてもらえていない、言っても結果が変わらないと感じる。
- 伝えた意見がどのように扱われたのかを明確にしてほしい。

ポイント

意見を言いやすい方法や、
フィードバックの方法について
考えることが必要。

大津市子ども・若者支援計画



子ども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり
(2)社会参画や意見表明の機会の充実

市の取組

市では、意見表明の機会の充実に取り組みます。「直接意見を伝える機会が必要」との意見があったことから、今後はより多くの方が参加いただけるよう工夫をして意見交流会を開催するとともに、SNSの活用や子どもや若者の居場所に出向いてヒアリングを行うなど、意見を聴く方法についても検討していきます。
また、子どもや若者からの多様な意見の反映を検討し、その過程を公表するなど、伝えた意見がどのように扱われたかをフィードバックしていきます。

(3) SNSを活用した意見を聴く取組

目的	こども・若者施策に関するテーマに対し、当事者であるこども・若者から広く意見を聴き、施策への反映について検討することで、より効果的な事業実施につなげるため、コミュニケーションツールとして広く利用されているLINEの機能を活用して実施。	
概要	LINEのオープンチャット機能を活用し、いつでも書込み可能なトークルームを開設し、テーマを設定して自由に意見を投稿できるようにする。意見に対しては、市の考えをまとめ、オープンチャット上でフィードバックを行う。 試行期間：令和6年2～3月 本格実施：令和6年10月～ 対象：高校生・大学生世代の概ね16歳～29歳	

<参考>

試行時の意見とそれに対する市の考え方は、大津市ホームページに掲載しています。



(4) 地域の活動から子ども・若者の思いを聴く取組

意見の内容

1) 長等青少年育成協議会

(「放課後カフェ」に参加している中学生へのヒアリング・アンケート調査)

実施日	対象者	参加人数
アンケート 令和6年6月28日 ヒアリング 令和6年9月13日	中学生	40人 (アンケートとヒアリングの延べ人数)

放課後カフェのいいところはなんですか。

アンケート	ヒアリング
● 友だちとゆっくりできる、話せるところ ● 安心していられるところ ● 勉強(宿題)ができるところ ● お菓子やジュースがもらえるところ ● 近くにあるところ	● 放課後カフェは学校からも近くとても行きやすい。こういう場所がたくさん増えるとよい。 ● おとなは受付にいてくれるが、声をかけられることはなく、自由に過ごすことができるため、居心地がよい。 ● 放課後、家へ帰る前に友だちとほっとできる場所になっている。

2) 石山学区青少年育成学区民会議

(「たら川文庫」に参加している小・中学生へのヒアリング、保護者アンケート)

実施日	対象者	参加人数
ヒアリング 令和6年9月27日 アンケート 令和6年10月11日	小・中学生、保護者	小・中学生9人、保護者1人 (ヒアリングとアンケートの延べ人数)

- 本がいっぱいあるところがいい。
- 宿題ができる。調べられる本がいっぱいある。
- 約束していなくても、ここに来たら友だちと会える。
- いつも整理整頓されていて、活動している人も親しみを持って接してくれるので子どもが行きたがる。(保護者)

大津市子ども・若者支援計画



子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進
(2) 地域における居場所づくりの担い手支援

市の取組

地域団体が実施している活動においても、子どもたちがどういった場所であれば落ち着いて過ごせるのか、行きやすい環境にするにはどういったものが必要かなど、直接子どもや若者の声を聴き、地域団体と情報を共有しながら一緒に環境づくりを進めていきます。

3) 唐崎カピバラ食堂、will be smile

(不登校のこどもとその保護者を対象とした子ども食堂に参加している保護者へのヒアリング)

実施日	対象者	参加人数
令和6年7月29日	保護者	5人

こどもたちに意見を聴くことの課題について

- 対面で意見を言えるこどもたちばかりではない。様々な環境にいるこどもたちが意見を言いやすい方法を考えるべき。
- 学校で答えるのか、家で答えるのかによっても答えが異なると思う。一括りに実施するのではなく、こどもたちに合わせて話を聴く場所、場面、手段を考えるべき。
- 思春期の時期は葛藤もあり、本人も本音がなにか分からないこともある。カウンセラーの方の質によって思いを引き出せるかどうか変わってくる。

保護者にとって安心できる場所について

- 保護者にとっても相談できる場所があることが大切である。
- こどものことをトータルで知ってくれている人、保護者にとって信頼して話ができる人がいる、また保護者同士の集まりなども必要ではないか。
- 保護者の不安は直接こどもに影響する。そのため、保護者が相談できる相手が必要。
- 保護者への対応については、親が何を望んでいるか、親の精神状態も考慮することが求められることから、担任の先生だけではなく、支援員などの協力が必要ではないか。
- スクールカウンセラーの教育相談を受けているこどもや保護者を対象にアンケートを実施し、良かった点を共有する。

大津市こども・若者支援計画



基本方針

こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり
(2)社会参画や意見表明の機会の充実



基本方針

多様な機関がつながり、こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進
(4)悩みや不安を抱えるこども・若者とその家族に対する相談体制の充実

市の取組

様々な事情により自分の思いを言葉にして相手に伝えるということが困難なこどもや若者が、安心して声をあげることができるよう、手法や環境などを検討する必要があります。また、不安を抱えるこどもやその家族が孤立することなく、信頼して相談ができるよう、こどもや保護者に寄り添った相談支援の充実が大切です。

(5) 声をあげにくい子ども・若者の思いを聴く取組

意見の内容

1) 小鳩乳児院（乳児院施設従事者へのヒアリング）

実施日	対象者	参加人数
令和6年9月6日	施設従事者	3人

こどもの権利を知る機会について

- こどもの権利を知る機会については、子ども・若者がどこかに所属している期間（学校園等に通園・通学している期間等）に実施することが大切。
- CAPの研修は、こどもの権利を知る機会として大切な取組である。学校園で実施する際には、研修を受けた子どもたちの反応を受け止める先生側の理解も大切。
- 地域でも人権学習など実施している。そういった活動を、おとながこどもの権利について学ぶ機会の一つとしてとらえる。

大津市子ども・若者支援計画



基本方針

子ども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり
(1) こどもの権利を子どもとおとなが学ぶ機会の確保

市の取組

子どもや若者がこどもの権利を学ぶ研修の実施など、子どもたちが早い段階から、繰り返し継続してこどもの権利に触れる機会を創出します。併せて、おとながこどもの権利を学ぶ機会についても取組を進めることで、社会全体で子どもを守る意識の醸成につなげていきます。

こどもの意見表明の機会について

- 子ども・若者自身が意見を伝えたいときに、相手のことを信頼して本音を言えるということが大切であり、子ども・若者が意見を言っていっていいと体感できることが大切。
- 意見を言うことも、言わないことも自由。子ども・若者が言いたいときに安心して言える場として、多様な場づくりが必要。
- 子どもたちが意見を言いたいと思うためには、その意見を聴くおとながこどものまわりにどれだけいるかということが重要。意見を丁寧に受け止めることが、次も意見を言いたいという気持ちにつながる。



基本方針

子ども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり
(2) 社会参画や意見表明の機会の充実

市の取組

子どもや若者が安心して意見を言えるためには、意見を伝える相手との信頼関係がとても大切です。意見を聴く取組を進める上では、十分な時間を確保し、子どもや若者が話したいことを聴く、受け止める側の姿勢など、意見を聴く側として適切な準備やサポートを行い、子どもや若者が自由に意見を表すことができる環境をつくれます。

2) NPO法人CASN（子ども食堂実施団体へのヒアリング）

実施日	対象者	参加人数
令和6年9月26日	子ども食堂実施団体	1人

こどもの居場所について

- こどもの居場所づくりについては民間と行政が連携し、役割分担をした上で進めていくことが重要。他都市では社協の中のコーディネーターという役割の方が、連携の役割を担っているところもある。
- 民間が実施するこどもの居場所が、地域や学校にとって、困難を抱えるこどもだけでなく、こどもたちの第三の居場所として認識できるよう活動を知ってもらうこと、活動を継続することが大切。
- 居場所づくりを実施する際、こどもたちには自由にほっとしてもらうための環境づくりが大切。こどもたちがこども同士、また少し年上のお兄ちゃんお姉ちゃん、おとなの人たちと接し交流する中で、学んだり、自分のありのままを出せたりできるよう、こどもとおとなの対等な関係性をつくっていく事が大切。

子ども食堂について

- 以前は家庭や地域の中でまわりのおとなが、こどものことを気にかけて声をかける機会があった。現在はこどもが一人である時間も多いため、異年齢のこどもたちや、様々な人たちと触れ合える子ども食堂の必要性は大きい。
- 家で食事をすることが困難だったり、家庭の中に様々な困難さがあったり、学校の中でこどもが集団に入りづらかったり等々、様々な事情を抱えているこどもたちに来てもらいたいと思うが、参加は特定せず広く参加を求めている。学校や地域と連携することで、本当に必要としているこどもの参加が増えていくのではないかな。
- 些細なこと（料理の手伝いなど）でも、できたことに丁寧に気付き声をかけることがこどもの安心や自尊感情の向上につながる。

大津市こども・若者支援計画



基本方針

こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進
(2) 地域における居場所づくりの担い手支援

市の取組

こどもや若者が安心できる居場所が身近な地域の中で広く展開されるよう、民間団体と連携し場づくりを進めていくことが必要です。子ども食堂など、地域で実施されている活動の内容や課題を把握したり、好事例を共有するなど、こどもたちの地域の居場所がさらに増えるよう必要な支援に取り組めます。

3) こどもソーシャルワークセンター（居場所に来ている当事者へのヒアリング）

実施日	対象者	参加人数
令和6年11月7日	中・高校生	4人

- 学校や市役所の支援には年齢制限がある。その年齢になれば、人が変わるため、せっかく信頼関係ができていたのにまた一から築かなければならないということが不安。
- 学校の保健室や別室で過ごしているが、時間制限があったり、先生がいないので、勉強でわからないことがあっても聞ける人がいなかったりする。教室に戻っても、授業がわからない。
- カウンセリングを受けている。自分が話した内容を紙に書いて整理してくれることがよい。
- この場所（こどもソーシャルワークセンター）は、家族や友人に話せない悩みを相談できる。一人一人がしたいことができる。安全を確保できると感じる。こういった居場所が必要であると感じる。
- 保護者の許可があれば、宿泊もできるような施設があればよい。
- この居場所では、ボランティアとしてくることが出来る。出番をつくってくれることがよい。

大津市こども・若者支援計画



多様な機関がつながり、こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進
(3)不登校、いじめ、ひきこもり、非行、ヤングケアラーのこども・若者とその家庭への支援の充実

市の取組

様々な事情で学校に行けないこどもが増えていきます。市では、教育支援や教育相談、こどもたちが安心して過ごせる居場所づくり事業などに取り組んでいます。福祉や教育等の各機関が連携し、こどもや家族の思いに寄り添いながら、適切な支援に取り組みます。

4) 大津市子ども・若者総合相談窓口

（主にひきこもり経験のある相談者を対象とした居場所に参加している相談者へのアンケート・ヒアリング）

実施日	対象者	参加人数
令和6年9月13日	利用者	6人

- この場所があることで、外へ出るきっかけになっている。外へ出ることで自己肯定感があがった。
- ここでいろいろな体験をして少しずつ自信がついてきたように思う。
- 家族以外の人と関わることができてよかった。
- こういった場所がたくさんあればいいと思う。家から遠いので、近くにもあって欲しい。



こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進
(1)既存の地域資源を活用した居場所の展開及び情報発信

市の取組

困難を抱えたこども・若者の相談窓口への相談から、主にひきこもりに悩む相談者の居場所事業を運営しており、一定の効果がみられています。当事者の声を聴きながら、社会的自立に向けた支援の一つとして、個々に寄り添った、効果的な事業運営に向け、相談窓口の委託団体及び関係団体と共に相談環境を整えていきます。

3 審議等経過

(1) 大津市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

年 月 日	内 容
令和6年4月25日	1. 次期大津市子ども・若者支援計画の策定について
6月28日	1. 次期大津市子ども・若者支援計画の策定について (現行計画の評価、重点推進項目、骨子案)
8月29日	1. 次期大津市子ども・若者支援計画の骨子案再検討結果について 2. 次期大津市子ども・若者支援計画における量の見込みと提供体制の確保の方向性について
10月17日	1. 次期大津市子ども・若者支援計画における量の見込みと提供体制の確保方策について 2. こども・若者の意見を聴く取組について(報告)
11月20日	1. 大津市子ども・若者支援計画のパブリックコメント案について
令和7年2月17日	1. 大津市子ども・若者支援計画のパブリックコメント結果について 2. 大津市子ども・若者支援計画の最終案について

(2) 大津市青少年問題協議会

年 月 日	内 容
令和6年7月8日	1. 次期大津市子ども・若者支援計画策定に向けて ・アンケート調査結果について(報告) ・骨子案について
10月16日	1. 次期大津市子ども・若者支援計画素案について
11月20日	1. 大津市子ども・若者支援計画のパブリックコメント案について
令和7年2月17日	1. 大津市子ども・若者支援計画案について

4 審議会条例等

(1) 大津市社会福祉審議会条例

平成20年12月22日

条例第51号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、大津市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第7条第1項に定めるもののほか、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 前項の児童福祉に関する事項には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項を含むものとする。この場合において、これらの事項を調査審議する児童福祉専門分科会は、これらの規定に規定する合議制の機関とする。

3 教育委員会は、その権限に属する子ども・子育て支援法第72条第1項第3号及び第4号に掲げる事務に関する事項について、前項の児童福祉専門分科会に意見を聴くことができる。

(平25条例51・平26条例69・平28条例103・令4条例36・一部改正)

(委員の定数等)

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、法第9条第1項に規定する臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(平26条例27・一部改正)

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 法第9条第1項の特別の事項について会議を開き、議決をする場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(平26条例27・一部改正)

(審査部会の委員等の報酬)

第6条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の規定により身体障害者福祉専門分科会に設ける審査部会に属する委員及び臨時委員が当該審査部会の職務に従事した場合における報酬の額は、大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第20号)の規定にかかわらず、日額14,000円とする。

(平26条例69・旧第8条繰上・一部改正、令元条例20・一部改正)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部（専門分科会にあつては、その審議事項を所管する部）において処理する。

(平26条例69・旧第9条繰上・一部改正、令4条例4・令6条例67・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平26条例69・旧第10条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(大津市障害者施策推進協議会条例の廃止)

2 大津市障害者施策推進協議会条例（平成8年条例第3号）は、廃止する。

(大津市介護保険条例の一部改正)

3 大津市介護保険条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「介護保険の運営」を「運営状況等の公表」に改める。

「第5章 介護保険の運営」を「第5章 運営状況等の公表」に改める。

第13条の見出しを削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

附 則（平成25年6月24日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月17日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月24日条例第69号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日の前日までの間における改正後の第2条第2項の規定の適用については、同項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とする。

附 則（平成28年12月21日条例第103号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日条例第20号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日条例第4号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(委任)

第13条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（令和4年9月29日条例第36号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月23日条例第67号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(2) 大津市青少年問題協議会設置条例

昭和28年12月22日
条例第42号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、大津市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(平12条例24・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会は、本市における次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項の規定する事務に関し、市長及び関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(平12条例24・全改)

(委員)

第3条 協議会の委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平26条例16・全改)

(会長及び副会長)

第4条 協議会に副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。

(平26条例16・追加)

(会議の招集)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(平12条例24・全改、平26条例16・旧第4条繰下・一部改正)

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、こども未来部において処理する。

(平12条例24・追加、平16条例60・令4条例4・令6条例67一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(平26条例16・全改)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和42年3月25日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第24号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

2 この条例（第1条の改正規定を除く。以下同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の大津市青少年問題協議会設置条例の規定により委員又は幹事に任命されていた者は、施行日をもって、この条例による改正後の大津市青少年

問題協議会設置条例（以下「新条例」という。）第3条第3項の規定により委員に任命され、又は新条例第5条第2項の規定により幹事に任命されたものとみなす。

- 3 前項の規定により委員に任命されたものとみなされる者の任期は、平成13年8月31日までとする。

附 則（平成16年12月21日条例第60号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月17日条例第16号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）第1条の規定による改正前の地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「旧法」という。）第3条第3項の規定により任命された大津市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の委員である者（地方公共団体の議会の議員のうちから任命された委員である者を除く。）は、この条例の施行の日に、改正後の大津市青少年問題協議会設置条例（以下「新条例」という。）第3条第1項の規定により協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第3条第2項の規定にかかわらず、同日における旧法第3条第3項の規定により任命された協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和4年3月25日条例第4号）抄
（施行期日）

- 第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（委任）

- 第13条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（令和6年12月23日条例第67号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

5 計画策定に係る委員名簿

(1) 大津市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

委員名	団体名・役職等	委員区分等
大橋 壮嗣	大津市私立幼稚園園長会	学識経験者
狩野 聡	大津市保育協議会	社会福祉事業従事者 【副分科会長】
清河 滋子	大津市医師会	学識経験者
齋藤 尚志	滋賀短期大学	学識経験者
坂下 ふじ子	大津市母子福祉のぞみ会	社会福祉事業従事者
城 宣子	大津市校園長会	学識経験者
杉本 光世	滋賀県児童福祉入所施設協議会	社会福祉事業従事者
田口 真太郎	臨時委員	学識経験者
谷口 久美子	臨時委員	社会福祉事業従事者
土田 美世子	龍谷大学	学識経験者 【分科会長】
中井 洋子	大津市社会福祉協議会	社会福祉事業従事者
林 千尋	大津市保育園保護者会連合会	学識経験者
山口 雅史	大津市PTA連合会	学識経験者
横田 茂	大津市民生委員児童委員協議会連合会	社会福祉事業従事者
吉村 理恵子	臨時委員	学識経験者

※ 令和6年5月13日現在、15名、五十音順、敬称略

(2) 大津市青少年問題協議会

委員名	団体名・役職等	委員区分等
秋永 尚哉	滋賀県高等学校長協会 (大津商業高等学校 校長)	関係行政機関 【副会長】
秋野 滋彦	滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター 所長	関係行政機関
内田 秀美	大津市青少年育成市民会議 副会長	学識経験者
小谷 正樹	大津警察署 生活安全課長	関係行政機関
後藤 祐紀	大津市PTA連合会 会長	学識経験者
島崎 恵美子	大津市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員部会 副部会長	学識経験者 【副会長】
竹内 俊彦	大津市社会福祉協議会 会長	学識経験者
西田 善則	大津公共職業安定所長	関係行政機関
福井 善行	大津市校園長会(中学校長会) (打出中学校 校長)	関係行政機関
渡部 雅之	滋賀大学教育学部 理事・副学長	学識経験者 【会長】

※ 令和6年4月1日現在、10名、五十音順、敬称略

6 用語解説

【あ行】

アウトリーチ

支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対して、支援につながるように積極的に働きかける取組。

赤ちゃんの駅

子育て家庭の外出を支援し、社会全体で子育てを応援する意識を育むための事業の一つとして、概ね3歳未満の乳幼児を連れた保護者が、授乳やおむつ替えを行うために立ち寄ることができるものとして大津市が登録している施設。

アセスメント

援助方針を決定するために、事例の現状の問題性、程度、対応などについて評価・判定を行うこと。

育児休業

原則1歳未満のこどもを養育するための休業で、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定められている。なお、「育児休業」が法律で定められた制度であるのに対して、「育児休暇」は会社ごとに社員のために独自につくる制度をいう。

いじめ

いじめ防止対策推進法においては、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

医療的ケア

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等について、医師法上の「医療行為」と区別して呼ぶ名称。平成24年4月より一定の研修を受けた介護職員等は一定の条件のもとにたんの吸引等の医療的ケアができる制度が開始された。

インクルージョン

「包み込む」という意味で、「包容」「包摂」「包含」などと訳されている。一人一人の個別的なニーズに対し、集団から排除せず、包み込むような援助を保障することを示している。

おおつ子育てアプリ とも☆育

市内の子育て施設の情報や子育てイベント、健診や予防接種のお知らせ等、子育てに関する情報を確認することができるアプリ。

大津市青少年育成市民会議

青少年問題のもつ重要性に鑑み、広く市民の総意を結集し、国・県及び市の施策と呼応して、青少年の健全な育成を図ることを目的として活動している市民団体。

大津のこどもの人権を尊重する保育のガイドライン

大津の公立保育所・幼稚園・認定こども園において、こどもの人権や人格を尊重する豊かな保育が行われるように、保育の方針や予防から重大事態に至るまでの各段階における対応を示したガイドライン。

オープンカンパニー

大津の企業の工場や施設を訪れ、その職場やそこで働く人と交流する機会をもつことで、地元企業で働く魅力を肌で感じてもらう取組。子どもたちの将来を応援する環境を整え、未来の担い手を育むことを目的としている。

【か行】

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

学校と家庭や地域が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域と共にある学校づくり」を進める仕組み。

学校支援アドバイザー

大津市立全小中学校を対象に、生徒指導上の課題が大きい学校、又は困難が予想される学校を中心に学校支援を行う。校長OBと社会福祉士が、課題の分析や解決への手立てを検討しながら支援を行う。

学校生活支援員

こども一人一人に応じた学習の支援や見守り活動を行うなど、こどもが安心して学校生活を送れるよう幅広く支援を行う人のこと。

加配

幼児の特性やニーズに応じた教育方法を工夫し、保護者や他の教職員と連携しながら、総合的な支援を提供するために、通常教員以外で追加で配置される教員のこと。

企業主導型保育事業

国が推進している事業で、企業等が従業員のために設置した事業所内保育所において、国から運営費や施設整備について助成を受けている保育施設で、認可外保育施設に位置づけられる。企業の従業員が利用する「従業員枠」のみでの運営することもできるが、地域の住民等が利用する「地域枠」を設けることも可能。

キッズゾーン

散歩等の園外活動の安全を確保するため、保育所等を中心に周囲半径500メートルを目安として車両の運転手に対して注意を喚起することを目的として設定した道路の区域のこと。

教育支援ルーム

大津市内に在住し、又は住所を有する小学生又は中学生その他教育委員会が特に認める人で、心理的不安による不登校の状態が継続しているこどもの再登校への支援その他社会的自立に向けた支援を行う機関のこと。

健康推進員

「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、自ら健康的な生活の実現をめざし、地域における健康づくりのリーダーとして、地域住民の健康保持増進を推進する活動をしている人のこと。健康推進員は、ボランティアの精神に徹し、各種講習会で得た知識と技能を生かし、「ヘルスメイト」を愛称として、地域で活動している。

（こどもの）権利擁護

児童福祉法においては、こどもは単に保護される客体として存在するのではなく、権利を享有し行使する主体であり、一人の独立した人格として尊重されなければならないことや、こどもの権利を守り、福祉を保障するためには、保護者、国民、国や地方公共団体といった社会全体がこどもの意見又は意向を尊重し、その最善の利益を優先して考慮していくことをいう。

高等職業訓練推進給付金

就労につながる資格（看護師・介護福祉士など）を取得するために、半年以上、養成機関でカリキュラムを受講する母子家庭の母又は父子家庭の父に、生活資金として支給する給付金のこと。

子育てのための施設等利用給付

令和元年10月からスタートした、幼児教育・保育の無償化制度に係る給付のこと。新制度に移行していない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援がある。

ことばの教室

大津市内の幼児（おもに4～5歳児クラス）から中学生までを対象に、ことばの発達が気になる、発音が正しくできない、話しことばがつかまる、コミュニケーションが取りにくい、家では話すが入前では話さない、など、ことばに関する言語相談を受け付けている機関のこと。

子ども安全リーダー

滋賀県独自に設置されている地域安全のためのボランティアのこと。小学校区ごとに概ね5名ずつ警察署長から委嘱されている。通学路パトロールや不審者・不審車両に関する情報の警察への通報、こどもを対象とした防犯教室の実施、「こども110番のおうち」の立ち寄りやコーンの設置・管理等を行う。

こども家庭センター

子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関のこと。

子ども食堂

地域の住民・企業・団体が運営する、こどもやその保護者等に無料又は低額で食事を提供する居場所。

こども大綱

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、国全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。

「こどもまんなか社会（全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会）」をめざすとし、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項が定められている。

こども110番のおうち

こどもが「声かけや痴漢、つきまとい」など、何らかの被害に遭った、又は遭いそうになったと助けを求めてきたときに駆け込める避難場所であり、「こども110番のおうち」として指定された民家や事業所は、そのこどもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみでこどもたちの安全を守っていくボランティア活動のこと。

子ども・若者支援地域協議会

子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定に基づき設置した、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対して関係機関等による支援を円滑かつ効果的に行うための協議会。

個別ケース検討会議

こどもと家庭と家庭の状況把握、課題の整理とその解決に向けた支援のための会議。関係機関が参加して、情報を出し合い、その評価と共有を行う。

【さ行】

（こどもの）最善の利益

「そのこどもにとって最も良いこと」を指し、児童の権利に関する条約における原則となる考え方で、こどもに関わる全ての措置をとるに当たって主として考慮され、保護者等の基本的な関心事項となるもの。

里親

様々な事情により、家庭で暮らせないこどもたちを自分の家庭に迎え入れて養育する人のこと。

児童相談所

児童福祉法第12条に基づき、各都道府県及び政令指定都市等に設けられた児童福祉の専門機関。市町と適切な役割分担・連携を図りつつ、個々のこどもや家庭に最も効果的な援助を行い、こどもの福祉を図るとともにその権利を擁護することを主たる目的としている。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効し、日本は1994年に批准した。子どもの権利条約は、こどもは権利をもつ主体であるという考え方に基づいており、条約の定める様々な権利に共通する基本的な考え方として、4つの原則（「差別の禁止」、「こどもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「こどもの意見の尊重」）がある。

児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持つ施設。

社会的養護

保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭へ支援を行うこと。

出産・子育て応援給付事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援を一体として実施する事業。

消費者教育

消費者教育の推進に関する法律においては、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。

食育

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、食について考える習慣や食に関する知識、食を選択する判断力を身に付けるための学習などの取組。

自立支援教育訓練給付金

就労につながる資格取得のために講座を受講する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象に、市があらかじめ指定した職業能力開発講座を受講し修了した場合、受講料の一部を支給する給付金のこと。

新大津市幼児教育・保育共通カリキュラム

施設類型を問わずどの乳幼児教育・保育施設においても、共通に質の高い教育・保育を実施するための指針となるもの。平成28年に大津市幼児教育・保育共通カリキュラムが策定され、令和3年に改訂版が作成されたものに、3法令（「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」）の改訂の要素を検討の視点に加えながら、令和5年度編成し直したもの。

スクールガード

児童生徒が安全に登下校できるように、通学路で見守り活動を行うボランティアのこと。

スーパーバイズ・コンサルテーション機能

児童発達支援センターが障害児通所支援事業所等の支援機関に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能のこと。地域の状況や地域で望まれている支援内容の把握、支援機関との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースを含めた支援機関全体への支援を行っていく機能や、支援機関向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所等協議会の開催や組織化等を通し、地域の支援の質を高めていく機能。

すこやか相談所

保健師やヘルスアドバイザー等が常駐し、赤ちゃんから高齢者まで健康に関する相談や支援を行う中核機関のこと。市内に7か所の相談所を設置している。

生活困窮世帯

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある世帯のこと。

青少年育成学区民会議

青少年育成市民会議の構成団体であり、各地域で青少年健全育成事業に取り組む市民団体。市内で36団体が活動している。（名称は各団体で異なる。）

潜在保育士

保育士資格を持ちながらも、現在、保育士として就業していない人のこと。

【た行】

待機児童

保育の必要性の認定がされ、保育所や認定こども園等の利用申込みがされているが利用できない児童、すなわち入所を待っている児童のこと。（他に利用可能な保育所等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している児童を除く）

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。

地域学校協働活動推進員

地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う人のこと。

地域型保育事業

0歳～2歳の乳幼児を少人数の単位で保育する事業で、市町村による認可事業として児童福祉法に位置付けられている。多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなっており、小規模保育事業（利用定員6人以上19人以下）、家庭的保育事業（利用定員5人以下）、事業所内保育事業（主として従業員のこどものほか、地域において保育を必要とするこどもにも保育を提供）、居宅訪問型保育事業の4つの類型に分けられる。

地域子育て相談機関

市町村が定める区域ごとに、保育所等の子育て支援の施設や場所において全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関。令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、虐待の発生を未然に予防するための支援の強化として整備に努めることとされている。

つどいの広場（地域子育て支援拠点）

子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促すため、地域において、子育て家庭の保護者とこどもが相互に交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談援助や情報提供などを実施する子育て支援のための拠点のこと。

寺子屋プロジェクト

こどもたちに学びの楽しさや、地域のあたたかさを伝え、心の豊かさと安心を育むことを目的として、地域で長期休暇中等の宿題支援や居場所づくりとして行う事業。

特定教育・保育

市が施設型給付費の対象として確認した幼稚園・認定こども園・保育所で受ける教育・保育のこと。

特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含め、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

特別支援コーディネーター

各園における特別支援教育の推進のため、主に、特別支援教育に係る園内委員会・園内研修の企画・運営、関係諸機関・園との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員のこと。園長が指名し、園務分掌に位置付けられる。

【な行】

乳児院

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持っており、保護者が働いている、いないに関わらず施設の利用が可能。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の四類型がある。

【は行】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と関わらない形での外出をしている場合も含む）。

（こども・若者の）貧困

生まれ育った環境によって、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない状態。全体と比較して生活水準が低い状態（相対的貧困）も含む。経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼす。

フィードバック

こどもや若者の意見を政策に反映させるプロセスにおいて、意見がどのように扱われ、どのような結果となったのかを当事者に分かりやすく伝えること。

不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した人のうち、病気や経済的な理由による人を除いたもののこと。

不妊・不育症

こどもを望み、性生活を送っているにも関わらず、1年以上妊娠しない状態のことを不妊症といい、妊娠しても赤ちゃんが育たず、2回以上の流産や死産の既往がある状態のことを不育症という。

フリースペース

地域の社会福祉施設等を拠点として、学習、食事、入浴や遊びなど、こどもや家庭の状況に合わせた支援を提供する夜間におけるこどもの居場所。

プレコンセプションケア

男女共に性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。

放課後等デイサービス

学校又は専修学校等に就学しており、支援が必要と認められた障害のある児童生徒（高校中退者を除く）を対象に、学校の授業終了後、又は休業日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。

保育アドバイザー

公立保育所・認定こども園を巡回し、保育・運営に関する指導・助言をしたり、人材育成を行ったりする保育士。

保育の必要性

保護者の就労や疾病等により家庭で保育ができない場合に、保育を必要とする度合のこと。市は就労、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護、災害復旧、就学、求職活動等の保育の必要性の事由に該当すると認める場合に、保育の必要性の認定を行う。

保健福祉ブロック

本市の保健福祉政策の基本となる、日常生活利便性を確保する生活圏域としてのまとまり。

母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭等の方が経済的に自立し、安定した生活が送れるよう、就労相談、就業支援講習会を実施、ハローワーク等の関係機関と連携をとりながら求人情報の提供、離婚に関する相談（養育費など）などを実施する機関。

母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭、又は母子家庭に準じる家庭の女性が子どもと一緒に利用できる施設。様々な事情で入所された母子を保護するとともに、自立のために生活を支援し、合わせて退所後も相談その他の援助を行っている。

母子父子自立支援員

ひとり親家庭や寡婦の方々が抱えている様々な悩み事（生活上の問題、子どものこと等）や母子父子寡婦福祉資金の貸付の相談相手となり、問題解決の支援をする。

【ま行】

民生委員児童委員

「民生委員」は、地域福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う。民生委員法に基づき、市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。行政協力という公共性をもつ一方、地域のボランティアとしての自主性をもつ活動を行う。

「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉等、児童福祉に関する援助を行う。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねる。

無職少年対策指導員

非行少年や無職少年に対して適切な就労・就学支援を行い、自立更生へ向けた指導を行う。無職状態を解消し、継続的な就労、就学ができるよう、相談に訪れた少年を取り巻く環境や少年の心理状態を踏まえた上で、保護者・関係機関との連携を的確に行うなどし、少年の自立に向けた支援を進める。

【や行】

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。（子ども・若者育成支援推進法による）

※「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合のこと。

養育費

子どもの監護や教育のために必要な費用。一般的には、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たる。なお、離婚によって親権者でなくなった親であっても、養育費の支払義務を負う。

要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童。（児童福祉法第6条の3第5項による）

幼児教育アドバイザー

幼児教育の専門的な知識や経験を有する人で、幼児教育施設を訪問して指導や助言を行ったり、研修会を実施したりして、広く幼児教育の質の向上を図る人。

幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児クラスの子どもと、住民税非課税世帯等の0歳児から2歳児クラスの子どもの利用料を無償化する制度のこと。

要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（児童福祉法第6条の3第8項による）

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第25条の2による法定協議会。福祉、保健、医療、教育などの関係機関で構成され、要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦の早期発見及び適切な支援を行うために必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

【ら行】

ライフステージ

人の一生における加齢に伴う変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階のこと。

療育

発達に課題のあるこどもとその家族に対して、個々の発達の状態や障害特性に応じて、発達の支援や将来の自立と社会参加をめざして行う支援。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人一人が、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざす考え方。

【アルファベット】

BPプログラム

第一子の乳児期のこどもを育てている母親とそのこどもを対象とした、絆づくり・仲間づくり・学びの参加型のプログラム。

CAP

Child Assault Prevention の略。こどもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から、自分のこころとからだを守る暴力防止のための予防教育プログラム。

DV

Domestic Violence（ドメスティックバイオレンス）の略。配偶者、元配偶者、婚姻していないが生活の本拠を共にするパートナーからの、生命又は身体に危害を及ぼす不法な攻撃、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動のこと。

ICT

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）」の略。従来から使われている情報技術（IT=Information Technology）に代わる言葉として使われる。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語としてITが普及したが、国際的にはICTが広く使われる。

SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネット上で、社会的ネットワークを構築し、人と人とのつながりを促進するサービス。

大津市
こども・若者支援計画
令和7年（2025年）3月

発行：大津市

編集：大津市 福祉部 子ども未来局子ども・若者政策課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

TEL 077-528-2917（直通）

FAX 077-528-2792
